

平成21年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち
22年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

府省名:法務省

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
出入国管理業務個人識別情報システム用バイオメトリクス装置等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	2,898,000,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
出入国審査総合管理システムリリース機器(2号機)賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27 日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	契約の相手方が独自にシステム構築した当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	1,001,774,340	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
電子計算機及びﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑﾌﾞﾛｯｸ外賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方が独自にシステム構築した当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	973,915,464	複数年度にわたる期間を前提とし、入札を経た契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
登記情報センターにおけるシステムエンジニアリング支援業務一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	882,066,468	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成23年度	
次期登記情報システム本番通信サービス 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1-1-6	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該サービスを継続して提供可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	841,645,944	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
法務省情報ネットワーク構築・運用機器賃貸借及び通信回線等使用料 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸等可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	779,894,304	複数年度にわたる期間を前提とし、入札を経た契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
出入国管理業務個人識別情報システム用オープンサーバ装置等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	734,454,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
地図情報システム機器等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	572,670,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成23年度	
登記電子申請受付管理システム機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方が独自にシステム構築した当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	490,754,172	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
次期登記情報システム開発用機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	460,575,612	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
地図情報システムに係る増設用機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	428,400,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成23年度	
検察総合情報管理システム用機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	350,280,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
入国管理局ホストコンピュータ1号機(HATAC AP8000/160)機器賃貸借(成田空港支局) 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方が独自にシステム構築した当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	349,279,083	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
地図情報システム事務処理用端末装置賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3 NTTファイナンス(株) 東京都港区芝浦1-2-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	331,380,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成23年度	
検察総合情報管理システム用機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	300,636,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
外国人出入国情報システム機器(在留・退去系)用ソフトウェア賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27 日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	契約の相手方が独自にシステム構築した当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	297,896,124	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
登記情報センターにおける登記情報システム運用支援業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	富士通㈱ 東京都港区東新橋1-5-2	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	289,932,264	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成23年度	
次期登記情報システム用保守用機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	285,020,820	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
外国人出入国情報システム用機器(在留・退去系)賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27 日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	231,104,784	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
法務省認証局及び総合的な受付・通知システムの保守・運用管理支援業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	㈱エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-9	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	210,166,908	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記情報提供システム電子計算機システム賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東京センチュリーリース (株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	200,767,788	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
供託事務処理システム用ミドルウェア及び機器等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ (株) 東京都中央区新川2-20-15 東京センチュリーリース (株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	189,000,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
外国人出入国情報システム(出入国系)用機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	185,761,800	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
外国人出入国情報システム(出入国系)用ソフトウェア賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	168,840,000	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
外国人出入国情報システム及び乗員上陸許可支援システム稼働維持委託 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	㈱日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	164,721,375	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成24年度以降	
法務局通信ネットワークシステム用サーバ・クライアントパソコン等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ (株) 東京都中央区新川2-20-15 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	151,200,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
在留資格審査画像照会システム賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	138,348,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
検察庁情報ネットワークシステム用クライアント(平成17年度整備分)賃賃借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であつて、当該機器等を継続して賃賃可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	128,501,100	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
検察総合情報管理システム用クライアントパソコン及び検察庁ホームページ掲載用パソコン賃賃借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であつて、当該機器等を継続して賃賃可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	128,249,856	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
外国人出入国情報システム用機器賃賃借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方が独自にシステム構築した当該機器等を継続して賃賃可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	125,269,200	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
電子認証システム機器(端末)賃賃借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方が独自にシステム構築した当該機器等を継続して賃賃可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	113,873,340	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
指紋照合システム十指照合機器賃賃借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1 NECキャピタルソリューション(株) 東京都港区芝5-29-11.	当該機器等は、契約の相手方が独自にシステム構築したものであり、同機器等を継続して賃賃可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	106,897,052	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
検察総合情報管理システム用クライアントパソコン(平成20年度整備分)賃賃借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であつて、当該機器等を継続して賃賃可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	106,539,300	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
検察庁情報ネットワークシステムにおけるグループウェアシステム機器等賃賃借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であつて、当該機器等を継続して賃賃可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	105,685,896	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
検察総合情報管理システム用機器等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	99,414,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
IC旅券対応・出入国審査用旅券自動読取装置賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	パナソニック・システムソリューションズ・ジャパン(株) 神奈川県横浜市港北区綱島東2-6-54	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	98,910,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
次期登記情報システム開発用アプリケーションサーバソフト賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	90,720,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行困難である。	平成24年度以降	
検察庁情報ネットワークシステム用クライアント(16年度整備分)賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	90,309,450	平成21年度に一般競争入札を実施	—	
総合的な受付・通知システムのヘルプデスク業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	㈱エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-9	本件業務に必要な本システムの核となるパッケージソフトウェアのソースコードに関する情報等は契約の相手方の企業秘密に関わる部分であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	82,775,120	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	
出入国審査用旅券自動読取装置賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	パナソニック・システムソリューションズ・ジャパン(株) 神奈川県横浜市港北区綱島東2-6-54	契約の相手方が独自にシステム構築した当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	79,840,754	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
IC旅券対応・出入国審査用旅券自動読取装置賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	パナソニック・システムソリューションズ・ジャパン(株) 神奈川県横浜市港北区綱島東2-6-54	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	75,600,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子認証システム機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	契約の相手方が独自にシステム構築した当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	66,626,280	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記情報提供システムの地番区域辞書維持及びシステム保守・運用支援業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	64,899,516	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
外国人登録証明書調製システム用機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	56,700,000	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
法務省内ＬＡＮシステムの運用管理支援業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	54,375,195	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	
矯正総合情報通信ネットワークシステム用機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)ＮＥＣネクサソリューションズ 東京都港区三田1-4-28 ＮＥＣキャピタルソリューション(株) 東京都港区5-9-11	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	51,282,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
法務局通信ネットワークシステムの運用管理支援業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	50,515,388	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子認証システム用機器保守 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	契約の相手方は、当該システムの開発を行ったものであり、保守業務を迅速・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	48,013,560	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
検察庁情報ネットワークシステム用クライアントパソコン(平成18年度整備分)賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	46,022,124	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
供託事務処理システム機器等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15 東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方が独自にシステム構築した当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	40,100,427	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記情報センターにおけるシステムエンジニアリング支援業務一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1-1	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	36,910,716	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成23年度	
電子認証システム用機器保守 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東芝ソリューションズ(株) 東京都港区芝浦1-1-1	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、支援作業を安全・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	34,801,200	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記情報システム事務処理用印刷装置賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	NTTファイナンス(株) 東京都港区芝浦1-2-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	34,612,200	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
次世代司法試験総合管理システム運用管理支援業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	㈱エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-9	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	33,233,760	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成22年度	
供託情報処理システム運用支援一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	32,872,140	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
矯正総合情報通信ネットワークシステム用機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)NECネクサソリューションズ 東京都港区三田1-4-28 NECキャピタルソリューション(株) 東京都港区5-9-11	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	32,794,644	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
入国管理局事前旅客システム機能強化及びオープン化対応機器・ソフトウェア賃貸 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	富士ソフト(株) 東京都千代田区神田練堀町3 昭和リース(株) 東京都江東区東雲1-7-12	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であつて、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	27,972,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
可搬型IC旅券対応・出入国審査用旅券自動読取装置等賃貸 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	パナソニック・システムソリューションズ・ジャパン(株) 神奈川県横浜市港北区綱島東2-6-54	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であつて、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	25,578,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
領置物品管理システム用機器賃貸 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であつて、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	24,835,860	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
出入国管理業務個人識別情報システム用端末機等賃貸 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	パナソニック・システムソリューションズ・ジャパン(株) 神奈川県横浜市港北区綱島東2-6-54	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であつて、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	24,570,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
乗員上陸許可書電子交付化等対応システム機器等賃貸 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1 NECキャピタルソリューション(株) 東京都港区5-9-11	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であつて、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	24,570,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
成年後見登記全国展開システム機器賃貸 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27 日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であつて、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	24,343,902	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子入札システム機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	23,913,312	複数年度にわたる期間を前提とし、入札を経た契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
矯正総合情報通信ネットワークシステム用機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)NECネクサソリューションズ 東京都港区三田1-4-28 NECキャピタルソリューション(株) 東京都港区5-9-11	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	22,827,420	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
出入国審査総合管理システム磁気ディスク装置等(2号機)賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	契約の相手方が独自にシステム構築した当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	22,649,760	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
新事件管理システム用サーバ賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27 日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	22,043,700	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間が経過するまでの間、移行は困難である。	平成24年度	
出入国管理業務個人識別情報自動化ゲートシステム用機器等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	沖電気工業(株) 東京都港区虎ノ門1-7-12 芙蓉総合リース(株) 東京都千代田区三崎町3-3-23	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	21,742,560	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
法務省共通給与計算及び共通共済事務システム運用支援 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	沖電気工業(株) 東京都港区芝浦4-10-16	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	21,000,000	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成23年度 (22年度末には府省 共通システムに移行 予定)	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
総合的な文書管理システム保守及び運用管理支援業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東京レコードマネジメント(株) 東京都港区新橋1-18-2	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	21,000,000	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	
法務局通信ネットワークシステム用クライアント賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	20,989,500	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までには移行困難である。	平成22年度	
情報セキュリティ対策システム機器等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	リコー販売(株) 東京都中央区銀座6-14-6 リコーリース(株) 東京都江東区東雲1-7-12	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	19,618,200	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
出入国分離記録照会用機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27 日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	17,010,000	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
情報セキュリティ対策システム機器等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	契約の相手方が独自にシステム構築した当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	16,619,400	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
指紋照合システムクライアントソフトウェア賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1 NECキャピタルソリューション(株) 東京都港区芝5-29-11	契約の相手方が独自に開発した当該ソフトウェアについて、継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	16,036,020	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
本省内LANシステム用グループウェアシステムに関する運用管理支援業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	15,739,080	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
外国人出入国記録即日取得システム賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	N T Tファイナンス(株) 東京都港区芝浦1-2-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	15,397,200	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
成年後見登記事務に係る全国展開システム機器保守 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、保守業務等を安全・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	15,120,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成23年度	
地図情報システム用電子住宅地図データ使用料 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・エムイー 東京都千代田区神田神保町1-105	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	15,075,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
法務局通信ネットワークシステム機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	14,691,600	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
出入国記録等情報システム機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	契約の相手方が独自にシステム構築した当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	14,522,760	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
地図情報システム向け地番区域(辞書)データ作成支援業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	14,205,460	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子認証システム稼働後支援 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1-1	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	13,774,992	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成23年度	
本省内LANにおけるファイルサーバ等構築及び機能強化作業等に必要機器等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)エクサ 神奈川県川崎市幸区堀川町580 N T Tファイナンス(株) 東京都港区芝浦1-2-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	13,022,100	複数年度にわたる期間を前提とし、入札を経た契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
次世代司法試験総合管理システム用機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1 NECキャピタルソリューション(株) 東京都港区芝5-29-11	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	12,285,194	複数年度にわたる期間を前提とし、入札を経た契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
和紙公園の管理及び証明書発行に関する事務処理端末等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	12,163,284	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までには移行困難である。	平成24年度以降	
総合的な受付・通知システム用機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	12,127,500	複数年度にわたる期間を前提とし、入札を経た契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
指紋照合システム指紋照会装置用機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1 NECキャピタルソリューション(株) 東京都港区芝5-29-11	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	11,652,096	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
情報ネットワーク基幹システム機器等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	10,319,400	複数年度にわたる期間を前提とし、入札を経た契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
入国管理局事前旅客情報システム機器用ソフトウェア賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27 日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	契約の相手方が独自にシステム構築した当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	10,114,713	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
霞が関WAN経由の府省共通システム利用環境構築等に必要機器等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15 昭和リース(株) 東京都江東区東雲1-7-12	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	10,078,740	複数年度にわたる期間を前提とし、入札を経た契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
刑事情報統合システム保守 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	㈱エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-9	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	10,018,176	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	
電算システム用空調和機賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	富士電機総設(株) 東京都中央区八丁堀2-20-8 東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	9,903,600	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まででは移行困難である。	平成24年度以降	
出入国個人識別情報自動化ゲートシステム保守 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	沖電気工業㈱ 東京都港区芝浦4-10-16	当該設備は、ガナボーエントランスコントロール社製の輸入品であり我が国で同製品の部品を提供し保守体制を構築できるのは契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	9,828,000	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成24年度以降	
法務局通信ネットワークシステム資産管理ツール用サーバ賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	9,639,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まででは移行困難である。	平成24年度以降	
入国管理局通信ネットワークシステム運用支援 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	沖電気工業㈱ 東京都港区芝浦4-10-16	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	9,450,000	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	
在留資格審査事務支援システム用機器(HITAC3500/540)賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方が独自にシステム構築した当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	9,293,760	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
供託オンラインシステム機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15 東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	9,261,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まででは移行困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
中央監視制御設備保守及び部品交換調整(A棟ほか) 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)東芝 東京都港区芝浦1-1-1	契約の相手方は、当該設備の独自設計を行ったものであり、保守業務等を安全・確実に遂行可能なものは契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	8,708,700	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成22年度	
入国管理局位置情報システム賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	富士ソフトケーシーエス(株) 東京都墨田区江東橋2-19-7 JA三井リース(株) 東京都中央区日本橋1-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	8,448,672	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
WWWコンテンツ更新管理システム等運用支援業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	8,385,167	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までには移行困難である。	平成24年度以降	
無停電電源装置(関西空港支局)賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	契約の相手方が独自にシステム構築した当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	7,585,200	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
入国管理局事前旅客情報システム用機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27 日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	7,571,796	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
電算機用空調設備保守 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	富士電機総設(株) 東京都中央区八丁堀2-20-8	当該設備は、登記情報システムの安定稼働に必要な不可欠な連動型附帯設備であるところ、契約の相手方は、当該設備の製造・設置を行ったものであり、保守業務を安全・確実かつ迅速に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	7,028,403	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までには移行困難である。	平成24年度以降	
外国人出入国情報システム用光学文字読取装置賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	契約の相手方が独自にシステム構築した当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,942,600	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
再入国許可書印刷機器等賃貸借一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東銀リース(株) 東京都中央区日本橋本町1-9-13	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,917,400	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
法務局通信ネットワークシステム機器等賃貸借一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,281,100	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
法令外国語訳DBシステムに係るデータセンター運用一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	株STNet 東京都港区東新橋2-4-6	昨年度において概ね3年間の継続利用を条件として入札を行った結果契約を行ったものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,148,800	複数年度にわたる期間を前提とし、入札を経た契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
中央監視制御設備保守及び部品交換調整(BC棟ほか)一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	富士通株 東京都港区東新橋1-5-2	契約の相手方は、当該設備の独自設計を行ったものであり、保守業務等を安全・確実に遂行可能なものは契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,954,991	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成22年度	
営繕積算システム(RIBC)賃貸借一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(財)建築コスト管理システム研究所 東京都港区西新橋3-25-33	契約の相手方が独自にシステム構築した当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,722,500	複数年度にわたる期間を前提とし、入札を経た契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
訟務事務用グループウェアサーバ等賃貸借一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,531,400	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
法務省内LANシステムにおける基幹通信制御装置に関する機器等賃貸借一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15 昭和リース(株) 東京都江東区東雲1-7-12	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,473,440	複数年度にわたる期間を前提とし、入札を経た契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
準備書面作成支援システムのクライアントパソコン等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15 昭和リース(株) 東京都江東区東雲1-7-12	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,057,640	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
指紋照合システム運用支援 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,040,000	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成24年度以降	
法務図書館・判例情報システム保守 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	パナソニックシステムソリューションズジャパン(株) 東京都港区浜松町1-17-14	契約の相手方は、当該システムの開発を行ったものであり、保守業務等を安全・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,698,750	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	
成年後見登記全国展開システムの運用支援 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,696,020	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
供託オンラインシステム機器保守 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、保守業務を迅速・安全・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,416,741	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
商号調査及び業務等案内用パーソナルコンピュータ賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15 昭和リース(株) 東京都江東区東雲1-7-12	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,359,600	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
更生保護情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティホープ対策システム及び保護司実費弁償金集計・支給システム用機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15 東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,158,000	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間が経過するまでの間、移行は困難である。	平成25年度	
訟務事務用モバイルパーソナルコンピュータ等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15 昭和リース(株) 東京都江東区東雲1-7-12	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,945,060	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
中央合同庁舎6号館A棟等に設置のフロアスイッチ構築等に必要な機器等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15 昭和リース(株) 東京都江東区東雲1-7-12	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,852,180	複数年度にわたる期間を前提とし、入札を経た契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム受付番号票シールプリンタ賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,699,430	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
入退室管理システム用機器等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)富士通エフサス 千葉市中央区問屋町1-35 興銀リース(株) 東京都中央区京橋2-3-19	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,575,911	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
戸籍統一文字管理データベースシステム機器の保守及び運用支援 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,517,500	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
出入国管理業務個人識別情報システム用バーコードリーダー賃貸借料 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,214,260	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
出入国審査総合管理システム用ホストコンピュータ(1号機)賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方が独自にシステム構築した当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,203,550	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
登記事項証明書発行請求機の新登記情報システム開発用機器 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)富士通エフサス 東京都中央区銀座7-16-12 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,011,400	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
法務省共通給与システム用ハードウェア・ソフトウェア賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,942,100	複数年度にわたる期間を前提とし、入札を経た契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
法務総合研究所パーソナルコンピュータ及びプリンタ賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)土木田商店 東京都港区芝大門1-16-10 NECキャピタルソリューション(株) 東京都港区5-9-11	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,921,688	複数年度にわたる期間を前提とし、入札を経た契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
外国人出入国情報システム用端末機賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,769,480	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
給与計算システム保守等 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	カシオ情報機器㈱ 東京都中央区日本橋本石町3-3-5	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,623,950	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成23年度	
人権啓発活動地域ネットワークパソコン等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,616,768	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
指紋照会システム指紋照合装置用機器等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1 NECキャピタルソリューション(株) 東京都港区5-9-11	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,535,744	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
不動産登記記入処理システム機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区1-1-1 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,523,528	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まででは移行困難である。	平成23年度	
商号調査及び業務等案内用パーソナルコンピュータ等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15 昭和リース(株) 東京都江東区東雲1-7-12	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,501,100	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まででは移行困難である。	平成24年度以降	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
国家公務員カード発行管理システム 保守 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	富士通㈱ 東京都港区東新橋1-5-2	当該システムは、契約の相手方が独自に開発・構築を行ったものであり、保守業務等を安全・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,453,724	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	
入国管理局総合案内用ホームページシステム端末用機器賃貸 借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日立電子サービス(株) 神奈川県横浜市戸塚区信濃町504-2 日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,367,444	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
供託事務処理システムペーパーレス拡大に係る機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15 東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,305,800	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まででは移行困難である。	平成23年度	
法務省ホームページ統合に関する機器等賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1 NECキャピタルソリューション(株) 東京都港区5-9-11	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,154,600	複数年度にわたる期間を前提とし、入札を経た契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
インターネット接続サービス 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	㈱インターネットイニシアティブ 東京都千代田区神田神保町1-105	法務省が求めるインターネット接続環境の提供が可能な者は契約の相手方のみであり、平成18年度において概ね3年間の継続利用を条件として入札を行った結果契約を行ったものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,123,100	平成21年度中に一般競争入札へ移行	—	
人権啓発活動地域ネットワーク協議会用パーソナルコンピュータ等 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1 NECキャピタルソリューション(株) 東京都港区芝5-29-11	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,113,776	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
検察庁テレビ会議システム機器賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	NECネクサソリューションズ(株) 東京都港区三田1-4-28 三井住友ファイナンス&リース(株) 東京都港区西新橋3-9-4	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,105,148	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記情報システム事務処理用端末装置賃貸借 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区1-1-1 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,033,136	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まででは移行困難である。	平成22年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
ICPO紛失・盗難旅券システム用機器賃貸 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日立電子サービス(株) 横浜市戸塚区品濃町504-2 日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,028,948	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
住民基本台帳ネットワークシステム機器賃貸 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本ユニシス(株) 東京都江東区豊洲1-1-1 日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,993,320	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
無停電電源装置保守 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	富士電機総設(株) 東京都中央区八丁堀2-20-8	当該設備は、登記情報システムの安定稼動に必要な運動型附帯設備であるところ、契約の相手方は、当該設備の各種技術情報は製造メーカー固有のものであり、保守業務を安全・確実かつ迅速に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,909,635	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
人権啓発活動地域ネットワーク協議会用パーソナルコンピュータ等賃貸 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,844,388	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
刑事情報統合システム用機器賃貸 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1 NECキャピタルソリューション(株) 東京都港区芝5-29-11	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,798,153	複数年度にわたる期間を前提とし、入札を経た契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
登記所外設置の登記事項証明書発行請求機賃貸 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)富士通エフサス 東京都港区芝公園4-1-4 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,706,652	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記情報システム事務処理用印刷装置賃貸 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)リコー 東京都大田区中込1-3-6 リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,678,320	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
法務省総合的な受付・通知システムと電子公証システムとの連携に係る業務連携サーバ 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,638,000	複数年度にわたる期間を前提とし、入札を経た契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
入国管理局通信ネットワークシステム機器用運用監視サーバ賃貸借一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	沖電気工業(株) 東京都港区虎ノ門1-7-12 芙蓉総合リース(株) 東京都千代田区三崎町3-3-23	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,638,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
予算管理システム運用管理支援一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	富士通㈱ 東京都港区東新橋1-5-2	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,638,000	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	
矯正総合情報通信ネットワークシステム、更生保護情報通信ネットワークシステム、入国管理局通信ネットワークシステムにおける霞ヶ関WANとのメール交換実装のために必要な機器等賃貸借一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1 NECキャピタルソリューション(株) 東京都港区芝5-29-11	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,505,448	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
入退室管理システム保守(船橋)一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	富士電機ITソリューション㈱ 東京都中央区八丁堀2-20-8	当該システムは、契約の相手方が独自に開発・構築を行ったものであり、保守業務等を安全・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,423,800	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まででは移行困難である。	平成24年度以降	
入退室管理システム保守一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)富士通エフサス 千葉支社 千葉県千葉市中央区問屋町1-35	当該システムは、契約の相手方が独自に開発・構築を行ったものであり、保守業務等を安全・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,378,440	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まででは移行困難である。	平成24年度以降	
国籍事務処理システム運用支援一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	㈱日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,314,882	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まででは移行困難である。	平成22年度	
戸籍先例検索システムの運用管理支援一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	富士通㈱ 東京都港区東新橋1-5-2	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,244,445	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まででは移行困難である。	平成22年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
トラフィックングデータベースシステム機器等賃貸 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	富士ソフトケーシーエス(株) 東京都墨田区江東橋2-19-7 日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,152,900	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
無停電電源装置(成田空港支局)賃貸 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座5-2-1	契約の相手方が独自にシステム構築した当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,126,440	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
人権啓発活動地域ネットワーク用パーソナルコンピュータ賃貸 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,083,600	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
電算機用空調機賃貸 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	富士電機総設(株) 東京都中央区八丁堀2-20-8	契約の相手方が地方官署に賃貸していた当該機器等を移設して活用しているところ、継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,081,296	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
人権擁護委員管理システム改修用機器賃貸 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,067,232	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
法務図書館の保有する図書目録データ及び法律関係雑誌記事索引データをインターネットに公開するためのシステムの保守管理 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)ブレインテック 東京都品川区東五反田1-7-6	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであり、他社が作業を行った場合には、現在稼働中のシステムに支障が生じることになるため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,008,000	平成21年度に一般競争入札を実施	—	
国家公務員カード発行管理システム機器賃貸 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2 東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	999,552	複数年度にわたる期間を前提とし、入札を経た契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム事務処理用印刷装置賃貸 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	N T T ファイナンス(株) 東京都港区芝浦1-2-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	982,800	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記識別通知用プリンタ賃貸借一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)リコー 東京都大田区中込1-3-6	契約の相手方が独自にシステム構築した当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	869,400	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
事件管理システムにおける端末機器賃貸借一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であつて、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	836,640	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間が経過するまでの間、移行は困難である。	平成25年度	
人権相談メール受付システム移行機器賃貸借一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後 藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であつて、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	833,364	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
公安情報システム用サーバ等賃貸借契約	支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長 高木和哉 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であつて、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	52,920,000	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
ノート型パーソナルコンピュータ賃貸借契約 698台	支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長 高木和哉 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東銀リース株式会社 東京都中央区日本橋本町1-9-13	契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であつて、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	22,943,382	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
システム複写機の保守点検請負契約	支出負担行為担当官 関東公安調査局長 吉田広司 (東京都千代田区九段南1-1-10)	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社 東京都中央区日本橋本町1-5-4	他に当該機器の保守に必要な技術能力及び保守部品を有する者がいないため(会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号)	6,811,707	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
システム複写機の保守点検請負契約	支出負担行為担当官 関東公安調査局長 吉田広司 (東京都千代田区九段南1-1-10)	平成21年4月1日	リコー販売株式会社 東京都中央区銀座6-14-6	他に当該機器の保守に必要な技術能力及び保守部品を有する者がいないため(会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号)	2,918,488	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
複写機保守料	支出負担行為担当官 近畿公安調査局長 牧野直明 (大阪府大阪市中央区谷町2-1-17)	平成21年4月1日	富士ゼロックス(株) 大阪市中央区安土町3-5-12	他に当該機器の保守に必要な技術能力及び保守部品を有する者がいないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,098,253	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。 なお、当該期間が到来した一部機器については、平成21年度に一般競争入札を実施している。	平成24年度以降	
複写機保守料	支出負担行為担当官 近畿公安調査局長 牧野直明 (大阪府大阪市中央区谷町2-1-17)	平成21年4月1日	リコー関西(株) 大阪市中央区谷町4-11-6	他に当該機器の保守に必要な技術能力及び保守部品を有する者がいないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,445,024	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機保守料	支出負担行為担当官 近畿公安調査局長 牧野直明 (大阪府大阪市中央区谷町2-1-17)	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株) 大阪市西区西本町2-3-10	他に当該機器の保守に必要な技術能力及び保守部品を有する者がいないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,727,214	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
複写機保守料	支出負担行為担当官 近畿公安調査局長 牧野直明 (大阪府大阪市中央区谷町2-1-17)	平成21年4月1日	東芝テックビジネスソリューション(株)西日本支社 大阪市北区大淀中1丁目1番30号	他に当該機器の保守に必要な技術能力及び保守部品を有する者がいないため。 (会計法第29条の3第4項、予算法令第102条の4第3号)	1,057,142	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機の保守料 一式	支出負担行為担当官 中部公安調査局長 佐藤 進 (愛知県名古屋市中区三の丸4-3-1)	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスサポート愛知(株) 愛知県名古屋市中区西八筋町393-1	複写機更新時に、5年間の使用量を見込んで保守料を設定して入札したため、更新時の落札業者である同業者を選定した。会計法第29条の3第4項、予算法令第102条の4第3号に該当するため。	3,286,105	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
複写機の保守契約	支出負担行為担当官 中国公安調査局長 荻上幸男 (広島県広島市中区上八丁堀2-15)	平成21年4月1日	キャノンマーケティングジャパン(株)広島支店 広島市中区大手町3-7-5	複写機の保守は、製造元であるキャノン(株)の関係会社である契約の相手方以外では不可能であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,152,907	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
乾式複写機保守契約 2台	支出負担行為担当官代理 北海道公安調査局 調査第一部長 乙武 孝信 (札幌市中央区大通西12丁目)	平成21年4月1日	リコー北海道株式会社 札幌市北区北7条西4丁目12番地	契約の相手方は、当該機器の供給・設置を行ったものであり、保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算法令第102条の4第3号)	2,385,167	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
乾式複写機保守契約 4台	支出負担行為担当官代理 北海道公安調査局 調査第一部長 乙武 孝信 (札幌市中央区大通西12丁目)	平成21年4月1日	デュプロ万博株式会社 札幌市中央区南18条西15丁目2-14	契約の相手方は、当該機器の供給・設置を行ったものであり、保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算法令第102条の4第3号)	1,434,571	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
四国公安調査局の複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 四国公安調査局総務部長 丸谷孝良 (香川県高松市丸の内1-1)	平成21年4月1日	リコー関西株式会社 四国支社 高松市東ハゼ町9-7	他に当該機器の保守に必要な技術能力及び保守部品を有する者がいないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,159,263	平成21年度に一般競争入札を実施	—	
不動産登記部門ほかにおける登記情報システム用電子計算機の借入及びプログラムプロダクトの使用権許諾に関する契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	544,904,010	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子認証システム運用管理委託契約	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都千代田区丸の内1-6-6	電子認証システムは、当該事業者が独自に開発・構築したものであり、同システムの安定稼働に当たっては、システムの内容を熟知している必要がある。本作業を適正かつ確実に遂行できる者は同社のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	156,072,540	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までには移行困難である。	平成22年度	
豊島出張所ほかにおける不動産登記複合処理システム機器等賃借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	82,218,951	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子複写機保守契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	リコー販売(株) 東京都中央区銀座6-14-6	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予算法令第102条の4第3号)	33,703,045	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成22年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
不動産登記部門ほかにおける不動産登記複合処理システム機器等賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	26,284,491	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
動産譲渡登記システム機器賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-9	当該機器等については、前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	24,318,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
東京法務局支局・出張所における警備請負契約	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前1-5-1	契約の相手方は、平成20年度に5年間の警備を前提とした一般競争入札の結果に基づいて契約しているため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	23,007,600	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
成年後見登記システム機器賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	当該機器等については、前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	20,350,956	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
不動産集中処理システム等稼働後システムエンジニアリング支援業務委託契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	18,212,730	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
成年後見登記システムエンジニアリング支援業務委託契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能なのは同業者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	17,844,876	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
府中支局ほかにおける不動産登記記入処理システム賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため(会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	16,121,961	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
豊島出張所ほかにおける不動産登記記入処理システム賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため(会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	15,279,228	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
動産譲渡登記システム運用保守業務契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-9	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	14,698,536	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子複写機保守契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株) 東京都中央区日本橋本町1-5-4	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	11,993,282	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成22年度	
電子複写機保守契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	富士ゼロックス(株) 東京都港区六本木3-1-1	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	11,886,614	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成22年度	
動産譲渡登記オンライン申請システム機器賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-9	当該機器等については、前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	11,460,348	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
板橋出張所ほかにおける事務処理用統合記入システム等の賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	事務処理用統合記入システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	10,683,243	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
不動産登記部門ほかにおける登記識別情報通知用プリンタ賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	リコー(株) 東京都中央区銀座7-16-3 (株)リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	当該機器等については、前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	9,853,200	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
法人登記部門ほか16庁における登記情報システム事務処理用印刷装置賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	NTTファイナンス(株) 東京都港区芝浦1-2-1	当該機器等については、前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	7,330,680	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
バックアップセンターにおけるシステムエンジニアリング支援業務委託契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,496,160	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子認証指定登記所接続作業請負契約	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	(株)日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	電子認証システムは、当該事業者が独自に開発・構築したものであり、同システムの安定稼働に当たっては、システムの内容を熟知している必要がある。本作業を適正かつ確実に遂行できる者は同社のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	5,880,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
準備書面作成支援システムサーバ機器等賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	当該機器等については、前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	5,423,892	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
中野出張所ほかにおける受付番号票シールプリンタ等賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	3,345,252	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
台東出張所における登記情報システム事務処理用印刷装置賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	富士ゼロックス(株) 東京都港区六本木3-1-1	当該機器等については、前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,108,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
準備書面作成支援システム及びプリンタ保守契約	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15	同システムは、当該事業者が独自に開発・構築したものであり、同システムの安定稼働に当たっては、システムの内容を熟知している必要がある。本作業を適正かつ確実に遂行できる者は同社のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,347,380	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
本局登記部門ほか28庁における登記所システム記入装置稼働後SE支援業務委託契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1-1	対象システムは契約の相手方が独自に開発・構築し、これを賃借しているものであり、その保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,269,743	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
準備書面作成支援システム用パソコン賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	エヌエスリース(株) 東京都千代田区有楽町1-7-1	当該機器等については、前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	1,699,083	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
不動産登記複合処理システム管理用サーバ賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,728,864	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
証明書等発行請求機賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	当該機器等については、前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,245,038	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
北出張所における登記情報システム事務処理用印刷装置賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	リコー(株) 東京都中央区銀座7-16-3 (株)リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	当該機器等については、前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,118,880	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム用自家発電設備装置賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座5-2-1 (株)東芝 東京都港区芝浦1-1-1	当該機器等については、前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第12条第1項第2号)	1,108,800	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
西多摩支局ほかにおける商業登記記入用印刷装置賃貸借契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	当該機器等については、前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	935,520	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約一式 (本局ほか19庁)	支出負担行為担当官代理 横浜地方法務局首席登記官 藤井 烈 (横浜市中区北仲通5-57)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自に構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	37,496,550	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
不動産登記複合処理システムの使用権許諾に関する契約一式 (本局ほか18庁)	支出負担行為担当官代理 横浜地方法務局首席登記官 藤井 烈 (横浜市中区北仲通5-57)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自に構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	2,582,368	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
V70システム稼働後支援作業	支出負担行為担当官代理 横浜地方法務局首席登記官 藤井 烈 (横浜市中区北仲通5-57)	平成21年4月1日	富士通(株) 川崎市中原区上小田中「4-1-1	登記情報システムは、契約の相手方が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用にかかる支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,379,316	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
不動産登記複合処理システムの使用権許諾に関する契約 (湘南ほか16庁)	支出負担行為担当官代理 横浜地方法務局首席登記官 藤井 烈 (横浜市中区北仲通5-57)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自に構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,157,892	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
BC業務支援作業	支出負担行為担当官代理 横浜地方法務局首席登記官 藤井 烈 (横浜市中区北仲通5-57)	平成21年4月1日	富士通(株) 川崎市中原区上小田中「4-1-1	登記情報システムは、契約の相手方が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用にかかる支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,299,232	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記識別情報通知書用プリンタ賃借	支出負担行為担当官代理 横浜地方方法務局首席登記官 藤 井 烈 (横浜市中区北仲通5-57)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都大田区中馬込1-3-6	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,375,600	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム事務処理用印刷装置賃借契約	支出負担行為担当官代理 横浜地方方法務局首席登記官 藤 井 烈 (横浜市中区北仲通5-57)	平成21年4月1日	NTTファイナンス(株) 東京都港区新橋4-5-1	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,166,800	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
受付番号票シールプリンタ賃借契約 (本局ほか18庁)	支出負担行為担当官代理 横浜地方方法務局首席登記官 藤 井 烈 (横浜市中区北仲通5-57)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,940,196	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
駐車場管理システムリース契約 (相模原地方合同庁舎)	支出負担行為担当官代理 横浜地方方法務局首席登記官 藤 井 烈 (横浜市中区北仲通5-57)	平成21年4月1日	三菱電機クレジット(株) 東京都品川区西五反田1-3-8	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,544,760	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成23年度	
BC登記情報システム用自家発電装置一式借料	支出負担行為担当官代理 横浜地方方法務局首席登記官 藤 井 烈 (横浜市中区北仲通5-57)	平成21年4月1日	(株)東芝 東京都港区芝浦1-1-1 東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座5-2-1	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,119,408	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 横浜地方方法務局首席登記官 藤 井 烈 (横浜市中区北仲通5-57)	平成21年4月1日	リコー販売(株) 横浜西区みなとみらい2-3-3	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	30,073,118	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成23年度	
電子複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 横浜地方方法務局首席登記官 藤 井 烈 (横浜市中区北仲通5-57)	平成21年4月1日	富士ゼロックス(株) 横浜西区みなとみらい2-2-1	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,206,983	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成23年度	
登記情報システム用電子計算機の借入及びプログラムプロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方方法務局次長 伊藤 正之 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	326,255,160	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
(不動産)登記複合処理システム一式の賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方方法務局次長 伊藤 正之 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	49,140,634	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
(不動産)登記複合処理システム一式の賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方方法務局次長 伊藤 正之 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	13,763,283	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
(不動産)登記記入処理システム一式の賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方方法務局次長 伊藤 正之 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	10,451,808	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
(不動産)登記記入処理システム一式の賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方方法務局次長 伊藤 正之 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,950,012	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
事務処理用統合記入システム一式の賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方法務局次長 伊藤 正之 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	4,875,563	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
(不動産)登記複合処理システム管理用サーバー一式の賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方法務局次長 伊藤 正之 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	2,113,056	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
受付番号票シールプリンター式の賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方法務局次長 伊藤 正之 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	2,542,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成23年度	
V70システム稼働後業務支援作業に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方法務局次長 伊藤 正之 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保するためには、同システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	14,260,246	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
バックアップセンター業務支援作業に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方法務局次長 伊藤 正之 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保するためには、同システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	7,795,392	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記情報システム事務処理用印刷装置賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方法務局次長 伊藤 正之 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成21年4月1日	富士ゼロックス埼玉(株) 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	888,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記識別情報プリンタ賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方法務局次長 伊藤 正之 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3 (株)リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	6,375,600	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム事務処理用印刷装置賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方法務局次長 伊藤 正之 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成21年4月1日	NTTファイナンス(株) 東京都港区芝浦1-2-1	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,856,400	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム用自家発電装置一式賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方法務局次長 伊藤 正之 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成21年4月1日	(株)東芝 東京都港区芝浦1-1-1 東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座5-2-1	当該装置については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	3,843,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記所記入装置稼働後支援作業に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方務局次長 伊藤 正之 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成21年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1-1	対象機器は契約の相手方が独自に開発・構築し、これを賃借しているものであり、その保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,878,400	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
複写機の保守に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方務局次長 伊藤 正之 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成21年4月1日	富士ゼロックス埼玉(株) 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	11,312,498	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
複写機の保守に関する契約	支出負担行為担当官代理 さいたま地方務局次長 伊藤正之 (さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成21年4月1日	リコー販売(株) さいたま市北区宮原町3-77-2	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	9,757,478	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
千葉地方法務局登記部門外8庁における登記情報システム用印刷装置(富士ゼロックス製)の賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 千葉地方法務局総務課長 秦 慎也 (千葉市中央区中央港1丁目11番3号)	平成21年4月1日	NTTファイナンス株式会社 東京都港区芝浦1-2-1	当該機器は、登記情報システムを構成する機器として、長期間使用することを前提に機器を据え付けたもので、前年度から継続して賃借するものであり、契約の性質が競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,948,400	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
不動産登記複合処理システム管理サーバー式の賃貸借およびソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 千葉地方法務局総務課長 秦 慎也 (千葉市中央区中央港1丁目11番3号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,728,864	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
不動産記入処理システムの賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 千葉地方法務局総務課長 秦 慎也 (千葉市中央区中央港1丁目11番3号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	不動産記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器については、前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,252,402	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記所記入装置稼働後支援作業に関する契約	支出負担行為担当官代理 千葉地方法務局総務課長 秦 慎也 (千葉市中央区中央港1丁目11番3号)	平成21年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1-1	対象システムは契約の相手方が独自に開発・構築し、これを賃借しているものであり、その保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は、開発・構築を行った契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,408,806	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
本局登記部門外17庁におけるリコー製登記識別通知用プリンタ賃貸借契約の締結について	支出負担行為担当官代理 千葉地方法務局総務課長 秦慎也 (千葉市中央区中央港1丁目11番3号)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7丁目16番3号 (株)リコー 東京都大田区中馬込1丁目3番6号	当該機器は、前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,216,400	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
事務処理用統合記入システム一式の賃貸借およびソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 千葉地方法務局総務課長 秦 慎也 (千葉市中央区中央港1丁目11番3号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	当該機器は、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,826,827	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
バックアップセンター業務支援作業契約	支出負担行為担当官代理 千葉地方法務局総務課長 秦 慎也 (千葉市中央区中央港1丁目11番3号)	平成21年4月1日	富士通(株) 川崎市中原区上小田中4-1-1	対象システムは契約の相手方が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要がある。その保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は、開発・構築を行った契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,496,160	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
V70システム稼働後支援作業契約	支出負担行為担当官代理 千葉地方法務局総務課長 秦 慎也 (千葉市中央区中央港1丁目11番3号)	平成21年4月1日	富士通(株) 川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要がある。システム全体の構成、機能、操作、技術情報等に詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は、開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	11,450,461	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 千葉地方法務局総務課長 秦 慎也 (千葉市中央区中央港1丁目11番3号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	271,287,555	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
受付番号票シールプリンタの賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官代理 千葉地方法務局総務課長 秦 慎也 (千葉市中央区中央港1丁目11番3号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	当該機器は、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,828,716	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
不動産登記記入処理システム(60ヶ月)の賃貸借およびソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 千葉地方法務局総務課長 秦 慎也 (千葉市中央区中央港1丁目11番3号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	当該機器は、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,991,645	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
不動産登記複合処理システム(36ヶ月)の賃貸借およびソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 千葉地方法務局総務課長 秦 慎也 (千葉市中央区中央港1丁目11番3号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	9,941,461	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
リコー製複写機の保守及び消耗品供給に関する契約	支出負担行為担当官代理 千葉地方法務局総務課長 秦 慎也 (千葉市中央区中央港1丁目11番3号)	平成21年4月1日	リコー販売(株) 千葉市中央区新町24-9	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	8,988,171	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 水戸地方法務局首席登記官(法人登記担当) 林康雄 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	268,959,600	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
不動産登記複合処理システム賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 水戸地方裁判所首席登記官(法人登記担当) 林康雄 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	28,143,036	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
V70システムにおけるシステムエンジニアリング支援業務委託契約	支出負担行為担当官代理 水戸地方裁判所首席登記官(法人登記担当) 林康雄 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	10,002,522	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子複写機保守業務一式	支出負担行為担当官代理 水戸地方裁判所首席登記官(法人登記担当) 林康雄 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成21年4月1日	リコー販売(株)茨城支社 茨城県水戸市吉沢町1018-1	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	8,988,979	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
バックアップセンターにおけるシステムエンジニアリング支援業務委託契約	支出負担行為担当官代理 水戸地方裁判所首席登記官(法人登記担当) 林康雄 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	7,795,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
不動産登記複合処理システム賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 水戸地方裁判所首席登記官(法人登記担当) 林康雄 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	7,383,912	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記情報システム事務処理用端末装置賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 水戸地方裁判所首席登記官(法人登記担当) 林康雄 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器を貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	6,009,504	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
不動産登記記入処理システム賃貸借契約(記入5年)	支出負担行為担当官代理 水戸地方裁判所首席登記官(法人登記担当) 林康雄 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続貸借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	4,269,372	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記識別情報プリンタ賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 水戸地方法務局首席登記官(法人登記担当) 林康雄 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3 (株)リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	当該機器については、前年度に引き続き継続貸借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,767,400	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
不動産登記複合処理システム管理用サーバ賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 水戸地方法務局首席登記官(法人登記担当) 林康雄 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,163,912	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子複写機保守業務一式	支出負担行為担当官代理 水戸地方法務局首席登記官(法人登記担当) 林康雄 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成21年4月1日	富士ゼロックス茨城(株) 茨城県水戸市城南2-1-20	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,839,999	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記所記入装置稼働後システムエンジニアリング支援契約	支出負担行為担当官代理 水戸地方法務局首席登記官(法人登記担当) 林康雄 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成21年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するため同システムの安定稼働を確保する上では、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通しているのが不可欠であるところ、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,220,960	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記所外設置証明書等発行請求機賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 水戸地方法務局首席登記官(法人登記担当) 林康雄 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,017,696	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
受付番号票シールプリンタ賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 水戸地方法務局首席登記官(法人登記担当) 林康雄 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	当該機器については、前年度に引き続き継続貸借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	936,612	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記情報システム事務処理用印刷装置賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 水戸地方法務局首席登記官(法人登記担当) 林康雄 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成21年4月1日	NTTファイナンス(株) 東京都港区芝浦1-2-1	当該機器については、前年度に引き続き継続貸借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	873,600	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム事務処理用印刷装置賃貸借	支出負担行為担当官 宇都宮地方法務局長 重山正秋 (栃木県宇都宮市小幡2-1-11)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,102,560	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記識別情報通知用印刷装置賃借	支出負担行為担当官 宇都宮地方法務局長 重山正秋 (栃木県宇都宮市小幡2-1-11)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,187,800	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
自家発装置賃借	支出負担行為担当官 宇都宮地方法務局長 重山正秋 (栃木県宇都宮市小幡2-1-11)	平成21年4月1日	東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座5-2-1	当該装置については、契約の相手方と10年間のリース契約を締結しているところであり、他の競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,764,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
入退室管理システム保守	支出負担行為担当官 宇都宮地方法務局長 重山正秋 (栃木県宇都宮市小幡2-1-11)	平成21年4月1日	富士電機ITソリューション(株) 東京都中央区八丁堀2-20-8	当該装置は、静脈認証装置とカード及び指紋認証を総合的に管理するもので、その開発内容が非公開であることから、他の競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,449,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機等賃借契約 一式	支出負担行為担当官代理 前橋地方法務局総務課長 田邊 豊 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	37,188,480	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子複写機保守料 一式	支出負担行為担当官代理 前橋地方法務局総務課長 田邊 豊 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成21年4月1日	リコー販売(株) 東京都中央区銀座7-16-12	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,286,092	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記識別情報通知用プリンタ賃借契約 一式	支出負担行為担当官代理 前橋地方法務局総務課長 田邊 豊 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,898,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子複写機保守料 一式	支出負担行為担当官代理 前橋地方法務局総務課長 田邊 豊 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成21年4月1日	(株)前橋大気堂 群馬県前橋市本町2-2-16	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,310,200	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
新システムへの移行に伴う現行システム移行支援作業契約 一式	支出負担行為担当官代理 前橋地方法務局総務課長 田邊 豊 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,269,743	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
庁舎機械警備委託契約 一式	支出負担行為担当官代理 前橋地方法務局総務課長 田邊 豊 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成21年4月1日	セコム上信越(株) 新潟県新潟市中央区新光町1-10	平成20年度実施した入札についての2年目となる案件で、庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第4号ロ)	2,242,800	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
ネットワークサービス契約 一式	支出負担行為担当官代理 前橋地方法務局総務課長 田邊 豊 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成21年4月1日	(株)富士通エフサス群馬支店 群馬県高崎市東町80	同社で独自に開発したシステムのネットワーク環境に係るもので、契約業者以外の者との競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,198,700	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
V70システム稼働後支援作業 一式	支出負担行為担当官代理 前橋地方法務局総務課長 田邊 豊 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,972,328	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
不動産登記複合処理システム賃貸契約 一式	支出負担行為担当官代理 前橋地方法務局総務課長 田邊 豊 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	1,960,966	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
バックアップセンター業務支援作業委託契約(BC)	支出負担行為担当官代理 前橋地方法務局総務課長 田邊 豊 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,948,848	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子複写機保守料 一式	支出負担行為担当官代理 前橋地方法務局総務課長 田邊 豊 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成21年4月1日	さくらオフィス(株) 群馬県伊勢崎市連取町19-87-2	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,286,703	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム事務処理用印刷装置賃貸借契約 一式	支出負担行為担当官代理 前橋地方法務局総務課長 田邊 豊 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成21年4月1日	NTTファイナンス(株) 東京都港区芝浦1-2-1	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,092,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
不動産登記複合処理システム賃貸借契約 一式	支出負担行為担当官代理 前橋地方法務局総務課長 田邊 豊 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,034,916	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
受付番号票シールプリンタ賃貸借料一式	支出負担行為担当官代理 前橋地方法務局総務課長 田邊 豊 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	936,636	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 静岡地方法務局次長 三澤義苗 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	24,239,250	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機(受付番号票シールプリンター)の賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 静岡地方法務局次長 三澤義苗 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	1,137,336	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機(登記記入処理システム)の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 静岡地方法務局次長 三澤義苗 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	1,912,050	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機(登記記入処理システム)の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 静岡地方法務局次長 三澤義苗 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	4,672,170	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機(登記事務処理用統合記入システム一式)の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 静岡地方法務局次長 三澤義苗 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	5,835,120	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機(不動産登記複合処理システム一式)の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 静岡地方法務局次長 三澤義苗 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	4,597,400	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機(不動産登記複合処理システム一式)の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 静岡地方法務局次長 三澤義苗 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	30,097,300	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機(不動産登記複合処理システム管理用サーバー式)の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 静岡地方法務局次長 三澤義苗 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,920,960	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機(証明書発行請求機一式)の賃貸借に関する契約(伊東市役所)	支出負担行為担当官代理 静岡地方法務局次長 三澤義苗 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,383,370	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機(証明書発行請求機一式)の賃貸借に関する契約(御殿場市役所)	支出負担行為担当官代理 静岡地方法務局次長 三澤義苗 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	854,910	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機(証明書発行請求機一式)の賃貸借に関する契約(三島市役所)	支出負担行為担当官代理 静岡地方法務局次長 三澤義苗 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	854,910	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機(証明書発行請求機一式)の賃貸借に関する契約(浜松市北区役所)	支出負担行為担当官代理 静岡地方法務局次長 三澤義苗 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	849,640	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
バックアップセンター業務支援作業	支出負担行為担当官代理 静岡地方法務局次長 三澤義苗 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみである。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	7,145,776	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
V70システム稼働後支援作業契約	支出負担行為担当官代理 静岡地方法務局次長 三澤義苗 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみである。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	9,257,868	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記識別情報プリンタ賃貸借	支出負担行為担当官代理 静岡地方法務局次長 三澤義苗 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年4月1日	リコーリース株式会社 東京都中央区銀座7-16-3 株式会社リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	当該機器については前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	4,636,800	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム事務処理用印刷装置賃貸借	支出負担行為担当官代理 静岡地方法務局次長 三澤義苗 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年4月1日	リコーリース株式会社 東京都中央区銀座7-16-3 株式会社リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	当該機器については前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	932,400	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
BC電算機室空気調和設備定期点検保守	支出負担行為担当官代理 静岡地方方法務局次長 三澤義苗 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年4月1日	大成温調株式会社 静岡市駿河区中田3-11-21	当該設備は、登記情報システムの安定稼働に必要不可欠な運動型付帯設備であるところ、契約の相手方は、当該設備の製造・設置を行った者であり、保守業務を安全・確実かつ迅速に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決令第102条の4第3号)	1,522,500	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
複写機(リコー製)保守契約	支出負担行為担当官代理 静岡地方方法務局次長 三澤義苗 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年4月1日	リコー中部株式会社 名古屋市北区稚児宮通1-30	保守業務を迅速・確実に遂行可能な業者は契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決令第102条の4第3号)	4,830,031	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成22年度	
複写機(リコー製)保守契約	支出負担行為担当官代理 静岡地方方法務局次長 三澤義苗 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年4月1日	リコー中部株式会社 名古屋市北区稚児宮通1-30	保守業務を迅速・確実に遂行可能な業者は契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決令第102条の4第3号)	3,619,947	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成22年度	
登記所記入装置稼働後支援作業	支出負担行為担当官代理 静岡地方方法務局次長 三澤義苗 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年4月1日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	対象機器は契約の相手方が独自に開発・構築し、これを貸借しているものであり、その保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は、開発・構築を行った契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決令第102条の4第3号)	1,205,302	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
プログラム・プロダクトの使用権許諾及び電子計算機の賃貸借に関する契約 一式	支出負担行為担当官代理 甲府地方方法務局戸籍課長 千須和和行 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	104,455,680	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
不動産登記複合処理システムのソフトウェアの提供及び電子計算機の賃貸借に関する契約 一式	支出負担行為担当官代理 甲府地方方法務局戸籍課長 千須和和行 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	9,603,256	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記情報システムの運用業務支援に関する契約 一式	支出負担行為担当官代理 甲府地方方法務局戸籍課長 千須和和行 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	5,846,544	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記情報システム(V70システム)稼働後支援作業に関する契約 一式	支出負担行為担当官代理 甲府地方方法務局戸籍課長 千須和和行 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,514,188	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
不動産登記記入処理システムのソフトウェアの提供及び電子計算機の賃貸に関する契約 一式	支出負担行為担当官代理 甲府地方方法務局戸籍課長 千須和和行 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,048,840	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記情報システム事務処理用統合記入システムの賃貸に関する契約 一式	支出負担行為担当官代理 甲府地方方法務局戸籍課長 千須和和行 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,989,848	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
不動産登記複合処理システム管理用サーバのソフトウェアの提供及び電子計算機の賃貸に関する契約 一式	支出負担行為担当官代理 甲府地方方法務局戸籍課長 千須和和行 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	657,448	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
商業登記記入用印鑑装置の賃貸に関する契約 一式	支出負担行為担当官代理 甲府地方方法務局戸籍課長 千須和和行 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	153,072	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃借及びソフトウェアの提供に関する契約 (受付番号票シールプリンター一式)	支出負担行為担当官代理 長野地方方法務局総務課長 塩澤 隆 (長野県長野市旭町1108番地)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器を継続して賃借可能な者は契約の相手方だけであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,070,472	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記識別情報通知書印刷用プリンター賃借 一式	支出負担行為担当官代理 長野地方方法務局総務課長 塩澤 隆 (長野県長野市旭町1108番地)	平成21年4月1日	NTTファイナンス株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番1号	登記情報システム事務処理用印刷装置は、法務省から富士ゼロックス株式会社に開発を依頼し、同社により製品化されたものである。また、本局登記部門及び全支局に設置されている当該システムの賃借は、NTTファイナンス株式会社が装置の所有権等を譲受け、必要な相手に賃貸借するシステムがとられているため、NTTファイナンス株式会社以外の業者から賃借することができないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,276,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記識別情報通知書印刷用プリンター賃借 一式	支出負担行為担当官代理 長野地方法務局総務課長 塩澤 隆 (長野県長野市旭町1108番地)	平成21年4月1日	リコーリース株式会社 東京都中央区銀座7-16-3	登記識別情報通知書印刷用プリンターは、株式会社リコーが開発したものである。当該プリンターは、株式会社リコーから指定を受けたリコーリース株式会社が必要とする者に対して賃貸する形態がとられており、リコーリース以外の業者から賃借することができないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,898,000	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成22年度	
複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 長野地方法務局総務課長 塩澤 隆 (長野県長野市旭町1108番地)	平成21年4月1日	リコー販売長野支社 長野県長野市風間2034-5	当該複写機はリコー株式会社が製造したものである。同機の保守作業については、製造業者又はそのグループ企業以外の業者では作業することができないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第4号)	7,644,425	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成22年度	
複写機賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 長野地方法務局総務課長 塩澤 隆 (長野県長野市旭町1108番地)	平成21年4月1日	シャープドキュメントシステム株式会社松本技術センター長野出張所 長野市篠ノ井塩崎東田沢6877-1	賃貸借と保守を一括して入札したことにより、賃貸借期間中は保守契約を継続することから、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,728,164	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成23年度	
登記情報システム用電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 千葉幸平 (新潟県新潟市中央区西大畑町5191番地)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	372,869,280	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記複合処理システム用電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 千葉幸平 (新潟県新潟市中央区西大畑町5191番地)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	31,387,524	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記情報システム稼働後支援契約	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 千葉幸平 (新潟県新潟市中央区西大畑町5191番地)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみである。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	11,066,952	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
バックアップセンター業務支援契約	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 千葉幸平 (新潟県新潟市中央区西大畑町5 191番地)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上 小田中4丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみである。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	7,795,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記複合処理システム用電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 千葉幸平 (新潟県新潟市中央区西大畑町5 191番地)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	7,196,172	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
新潟地方法務局複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 千葉幸平 (新潟県新潟市中央区西大畑町5 191番地)	平成21年4月1日	リコー販売(株)新潟支社 新潟市東区下木戸1丁目1 8番30号	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,116,070	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
新潟地方法務局複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 千葉幸平 (新潟県新潟市中央区西大畑町5 191番地)	平成21年4月1日	リコー販売(株)新潟支社 新潟市東区下木戸1丁目1 8番30号	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	3,512,250	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
新潟地方法務局複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 千葉幸平 (新潟県新潟市中央区西大畑町5 191番地)	平成21年4月1日	リコー販売(株)新潟支社 新潟市東区下木戸1丁目1 8番30号	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,627,920	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記記入処理システム用電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 千葉幸平 (新潟県新潟市中央区西大畑町5 191番地)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4,565,472	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
事務処理用統合記入システム用電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 千葉幸平 (新潟県新潟市中央区西大畑町5 191番地)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,899,004	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記識別情報通知用プリンタ賃貸借契約 (本局登記部門ほか4庁)	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 千葉幸平 (新潟県新潟市中央区西大畑町5 191番地)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7丁目1 6番3号 (株)リコー 東京都大田区馬込1丁目3 番6号	株式会社リコーは、登記情報通知用プリンタの開発業者であり、当初からの支援業者でもある。リコーリース株式会社は、登記識別情報通知用プリンタの開発業者である株式会社リコーの高度な専門知識と技術、信頼性及び実績等を有しており、業者を変更することにより、登記識別情報通知の発行に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	3,477,600	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記複合処理システム管理用サーバ用電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 千葉幸平 (新潟県新潟市中央区西大畑町5191番地)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,164,032	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記記入処理システム用電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 千葉幸平 (新潟県新潟市中央区西大畑町5191番地)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,901,340	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記所記入装置稼働後支援契約	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 千葉幸平 (新潟県新潟市中央区西大畑町5191番地)	平成21年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦1丁目1番1号	東芝ソリューション株式会社は、登記所記入装置の開発業者であり、当初からの支援業者でもあったところ、業者を変更することにより、登記情報システムの稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,127,040	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
新潟地方法務局複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 千葉幸平 (新潟県新潟市中央区西大畑町5191番地)	平成21年4月1日	(株)日青堂 新潟市東区卸新町2丁目848番地11	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,093,680	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム用電子計算機の借入及びプログラム・プロダクトの使用許諾権に関する契約	支出負担行為担当官代理 大阪法務局総務部長 由良卓郎 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	73,562,790	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 大阪法務局総務部長 由良卓郎 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	5,901,878	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記識別情報通知用プリンタ賃貸借	支出負担行為担当官代理 大阪法務局総務部長 由良卓郎 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7丁目16番3号 (株)リコー 東京都大田区中馬込1丁目3番6号	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	5,506,200	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
準備書面作成支援システムサーバ機器賃貸借	支出負担行為担当官代理 大阪法務局総務部長 由良卓郎 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成21年4月1日	新ロジックエフエフエス(株) 東京都中央区荒川2丁目20番15号 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	当該システムは、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	5,023,584	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
富士通システムエンジニアリング支援契約	支出負担行為担当官代理 大阪法務局総務部長 由良卓郎 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,146,333	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
富士通システムエンジニアリング支援契約	支出負担行為担当官代理 大阪法務局総務部長 由良卓郎 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,817,612	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
富士通システムエンジニアリング支援	支出負担行為担当官代理 大阪法務局総務部長 由良卓郎 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,948,848	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記情報システム用自家発電装置賃貸借	支出負担行為担当官代理 大阪法務局総務部長 由良卓郎 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成21年4月1日	富士電機総設(株) 東京都中央区八丁堀2丁目20番8号 東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2丁目4番1号	当該機器等については、前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,936,620	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
東芝製電子複写機保守等業務一式	支出負担行為担当官代理 大阪法務局総務部長 由良卓郎 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成21年4月1日	東芝テックビジネスソリューション(株) 東京都品川区東五反田二丁目17番2号	平成20年2月に保守込みで購入した複写機の保守部分についての契約。保守は、平成20年4月から5年間継続して契約する。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,865,934	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 大阪法務局総務部長 由良卓郎 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,862,088	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までには移行困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
準備書面作成支援システムに係る保守運用作業	支出負担行為担当官代理 大阪法務局総務部長 由良卓郎 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区荒川2丁目20番15号	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,827,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
機械警備業務	支出負担行為担当官代理 大阪法務局総務部長 由良卓郎 (大阪市中央区谷町二丁目1番18号)	平成21年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号	平成20年度に契約を5年間継続する内容で一般競争入札を実施しており、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,796,760	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借	支出負担行為担当官代理 大阪法務局総務部長 由良卓郎 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,672,620	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
複写機保守	支出負担行為担当官代理 大阪法務局総務部長 由良卓郎 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成21年4月1日	リコー関西(株) 大阪市中央区谷町4丁目11番6号	平成20年度に賃貸借と保守を一括して入れたことにより、賃貸借期間中は保守契約を継続することから、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,437,597	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 大阪法務局総務部長 由良卓郎 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,357,076	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 大阪法務局総務部長 由良卓郎 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,023,382	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記情報システム事務処理用印刷装置賃貸借	支出負担行為担当官代理 大阪法務局総務部長 由良卓郎 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成21年4月1日	NTTファイナンス(株) 東京都港区芝浦一丁目2番1号	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	982,800	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 大阪法務局総務部長 由良卓郎 (大阪市中央区谷町二丁目1番17号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	886,410	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクト使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官 京都地方法務局長 小野勝成 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	208,322,100	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
不動産登記複合処理システム賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官 京都地方法務局長 小野勝成 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	30,732,192	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
V70システム稼動後業務支援作業に関する契約	支出負担行為担当官 京都地方法務局長 小野勝成 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197)	平成21年4月1日	富士通㈱ 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適性かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼動を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援作業を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	8,405,874	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
不動産登記複合処理システム賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官 京都地方法務局長 小野勝成 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197)	平成21年4月1日	日本電子計算機㈱ 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	8,166,888	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
バックアップセンター業務SE支援作業に関する契約	支出負担行為担当官 京都地方法務局長 小野勝成 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197)	平成21年4月1日	富士通㈱ 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適性かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼動を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援作業を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	7,795,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子複写機保守契約一式	支出負担行為担当官 京都地方法務局長 小野勝成 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197)	平成21年4月1日	リコー関西株式会社 大阪市中央区谷町4-11-6	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	5,910,611	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
機械警備請負契約(本局外10庁)一式	支出負担行為担当官 京都地方法務局長 小野勝成 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197)	平成21年4月1日	綜合警備保障株式会社 東京都港区元赤坂1-6-6	本件契約は、昨年度に一般競争入札により調達したものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	5,111,568	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記識別情報通知用プリンター賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官 京都地方法務局長 小野勝成 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197)	平成21年4月1日	リコーリース㈱ 東京都中央区銀座7-16-3	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,477,600	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
不動産登記記入処理システム賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官 京都地方法務局長 小野勝成 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197)	平成21年4月1日	日本電子計算機㈱ 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,399,720	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子複写機保守契約一式	支出負担行為担当官 京都地方法務局長 小野勝成 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197)	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株) 東京都中央区日本橋本町1-5-4	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,091,451	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
不動産登記記入処理システム賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官 京都地方法務局長 小野勝成 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197)	平成21年4月1日	日本電子計算機㈱ 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,338,560	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記所管轄転属SE支援作業に関する契約	支出負担行為担当官 京都地方法務局長 小野勝成 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197)	平成21年4月1日	富士通㈱ 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適性かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援作業を遂行可能な者は開発・構築を行った上記業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,191,476	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
不動産登記複合処理システム管理用サーバ賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官 京都地方法務局長 小野勝成 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197)	平成21年4月1日	日本電子計算機㈱ 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,163,912	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
事務処理用統合記入システム賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官 京都地方法務局長 小野勝成 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197)	平成21年4月1日	日本電子計算機㈱ 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,721,508	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子複写機保守契約一式	支出負担行為担当官 京都地方法務局長 小野勝成 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197)	平成21年4月1日	富士ゼロックス京都(株) 京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85-1	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,495,504	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム事務処理用印刷装置賃貸借契約	支出負担行為担当官 京都地方法務局長 小野勝成 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197)	平成21年4月1日	NTTファイナンス㈱ 東京都港区芝浦1-2-1	当該機器については、前年度に引き続き継続貸借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,201,200	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記所記入装置稼働後支援契約	支出負担行為担当官 京都地方法務局長 小野勝成 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197)	平成21年4月1日	東芝ソリューション㈱ 東京都港区芝浦1-1-1	対象機器は契約の相手方が独自に開発・構築し、これを貸借しているものであり、その保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予算令第102条の4第3号)	1,127,040	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記情報システム用電子計算機の借入及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 神戸地方法務局次席登記官(不動産登記担当) 高内三千男 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	293,075,475	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
(不動産)登記複合処理システム賃借契約	支出負担行為担当官代理 神戸地方法務局次席登記官(不動産登記担当) 高内三千男 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	51,353,390	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
V70システム稼働後支援作業一式	支出負担行為担当官代理 神戸地方法務局次席登記官(不動産登記担当) 高内三千男 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成21年4月1日	富士通(株) 川崎市中原区上小田中四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った左記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及会計令第102条の4第3号)	13,195,816	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
(不動産)登記複合処理システム賃借契約	支出負担行為担当官代理 神戸地方法務局次席登記官(不動産登記担当) 高内三千男 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	10,069,477	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
(不動産)登記記入処理システム賃借契約	支出負担行為担当官代理 神戸地方法務局次席登記官(不動産登記担当) 高内三千男 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	9,702,550	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
バックアップセンター業務支援作業一式	支出負担行為担当官代理 神戸地方法務局次席登記官(不動産登記担当) 高内三千男 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成21年4月1日	富士通(株) 川崎市中原区上小田中四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った左記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及会計令第102条の4第3号)	7,795,392	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記識別情報用プリンター一式賃借契約	支出負担行為担当官代理 神戸地方法務局次席登記官(不動産登記担当) 高内三千男 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	5,506,200	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
事務処理用統合記入システム賃借契約	支出負担行為担当官代理 神戸地方法務局次席登記官(不動産登記担当) 高内三千男 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4,327,037	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
(不動産)登記複合処理システム管理用サーバ賃借契約	支出負担行為担当官代理 神戸地方法務局次席登記官(不動産登記担当) 高内三千男 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,113,056	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記情報システム事務処理用印刷装置一式賃借契約	支出負担行為担当官代理 神戸地方方法務局次席登記官(不動産登記担当) 高内三千男 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成21年4月1日	NTTファイナンス(株) 東京都港区芝浦一丁目2番1号	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,074,800	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記所記入装置稼働後支援作業一式	支出負担行為担当官代理 神戸地方方法務局次席登記官(不動産登記担当) 高内三千男 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成21年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦一丁目1番1号	対象機器は契約の相手方が独自に開発・構築し、これを賃借しているものであり、その保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,690,560	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
(不動産)登記記入処理システム賃借契約	支出負担行為担当官代理 神戸地方方法務局次席登記官(不動産登記担当) 高内三千男 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,389,344	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
受付番号票シールプリンタ賃借契約	支出負担行為担当官代理 神戸地方方法務局次席登記官(不動産登記担当) 高内三千男 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,204,200	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
機械警備業務委託一式	支出負担行為担当官代理 神戸地方方法務局次席登記官(不動産登記担当) 高内三千男 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成21年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号	本件契約は、昨年度に一般競争入札により調達したものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4,184,460	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
複写機(Neo353等)20台保守業務一式	支出負担行為担当官代理 神戸地方方法務局次席登記官(不動産登記担当) 高内三千男 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成21年4月1日	リコー関西(株)兵庫支社 神戸市中央区磯部通1丁目1番39号	保守業務を迅速、確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	5,849,222	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成23年度	
複写機(CF325VTFD等)12台保守業務一式	支出負担行為担当官代理 神戸地方方法務局次席登記官(不動産登記担当) 高内三千男 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成21年4月1日	リコー関西(株)兵庫支社 神戸市中央区磯部通1丁目1番39号	保守業務を迅速、確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,419,800	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
複写機(DCⅡ-3000PF等)保守業務一式	支出負担行為担当官代理 神戸地方方法務局次席登記官(不動産登記担当) 高内三千男 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成21年4月1日	富士ゼロックス兵庫(株) 神戸市中央区浜辺通2-1-30	保守業務を迅速、確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4,424,883	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
複写機(DCⅡ-3000PF等)6台保守業務一式	支出負担行為担当官代理 神戸地方方法務局次席登記官(不動産登記担当) 高内三千男 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成21年4月1日	富士ゼロックス兵庫(株) 神戸市中央区浜辺通2-1-30	保守業務を迅速、確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,101,596	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
複写機(DCC500DD) 1台保守業務一式	支出負担行為担当官代理 神戸地方法務局次席登記官(不動産登記担当) 高内三千男 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成21年4月1日	富士ゼロックス兵庫(株) 神戸市中央区浜辺通2-1-30	保守業務を迅速、確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,023,327	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成22年度	
受付番号票シールプリンタ用消耗品(法務省仕様ラベル)供給契約 予定購入数量 980巻	支出負担行為担当官 奈良地方法務局長 難波尊廣 (神戸市中央区波止場町1番1号)	平成21年4月13日	(株)富士通エフサス 東京都中央区銀座7丁目16番12号	受付番号票シールプリンタ及び本件ラベルは契約業者が独自に開発したものであり、同ラベルを迅速かつ継続的に供給可能であるのは同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,881,200	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までには移行困難である。	平成24年度以降	
奈良地方法務局葛城支所他4庁舎機械警備業務委託契約	支出負担行為担当官代理 奈良地方法務局首席登記官 長沼 靖夫 (奈良市高畑町552番地)	平成21年4月1日	セコム株式会社 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号	本契約は、平成20年度に、平成20年度から平成24年度までの契約を前提に入れた契約であるため、現時点で契約業者を変更すると機器の設置等に多額の経費負担が発生するため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,230,200	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム用自家発電装置一式賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 奈良地方法務局首席登記官 長沼 靖夫 (奈良市高畑町552番地)	平成21年4月1日	榊東芝関西西支社 大阪市北区大淀中一丁目1番30号 東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座5-2-1	同装置は10年リースを前提として一般競争入札により調達したものであり、現時点で契約業者を変更すると機器の設置等に多額の経費負担が発生するため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,562,400	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記識別情報通知用プリンター賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 奈良地方法務局首席登記官 長沼 靖夫 (奈良市高畑町552番地)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7丁目16番3号 榊リコー 東京都大田区中馬込1丁目3番6号	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,449,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までには移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム用電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 大津地方法務局次長 藤田進 (滋賀県大津市京町三丁目1番1号)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	158,786,460	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約 (不動産登記複合処理システム)	支出負担行為担当官代理 大津地方法務局次長 藤田進 (滋賀県大津市京町三丁目1番1号)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	19,239,192	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
バックアップセンター業務支援作業	支出負担行為担当官代理 大津地方法務局次長 藤田進 (滋賀県大津市京町三丁目1番1号)	平成21年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	7,145,776	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
集中処理システムCPU稼働後支援作業	支出負担行為担当官代理 大津地方法務局次長 藤田進 (滋賀県大津市京町三丁目1番1号)	平成21年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	5,306,501	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
コニカミノルタ製複写機保守業務委託	支出負担行為担当官代理 大津地方法務局次長 藤田進 (滋賀県大津市京町三丁目1番1号)	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社 京都市伏見区中島北ノ口町2番地	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,422,907	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約 (不動産登記記入処理システム)	支出負担行為担当官代理 大津地方法務局次長 藤田進 (滋賀県大津市京町三丁目1番1号)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,095,946	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約 (不動産登記複合処理システム)	支出負担行為担当官代理 大津地方法務局次長 藤田進 (滋賀県大津市京町三丁目1番1号)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,031,308	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約 (事務処理用統合記入システム)	支出負担行為担当官代理 大津地方法務局次長 藤田進 (滋賀県大津市京町三丁目1番1号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,620,422	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記識別情報プリンター賃貸借	支出負担行為担当官代理 大津地方法務局次長 藤田進 (滋賀県大津市京町三丁目1番1号)	平成21年4月1日	リコーリース株式会社 東京都中央区銀座7丁目16番3号 株式会社リコー 東京都大田区中馬込1丁目3番6号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,318,400	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約 (不動産登記複合処理システム管理用サーバー)	支出負担行為担当官代理 大津地方法務局次長 藤田進 (滋賀県大津市京町三丁目1番1号)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,163,924	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
リコー製複写機保守業務委託	支出負担行為担当官代理 大津地方法務局次長 藤田進 (滋賀県大津市京町三丁目1番1号)	平成21年4月1日	リコー関西株式会社MA営業部 滋賀県栗東市安養寺七丁目2番22号	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,905,527	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム用電子計算機の借入及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 和歌山地方法務局 総務課長 西田勝彦 (和歌山県和歌山市二番丁2)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号)	145,421,430	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記複合処理システム賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 和歌山地方方法務局 総務課長 西田勝彦 (和歌山県和歌山市二番丁2)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	11,920,700	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
バックアップセンター業務支援契約	支出負担行為担当官代理 和歌山地方方法務局 総務課長 西田勝彦 (和歌山県和歌山市二番丁2)	平成21年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	7,795,392	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
V70システム稼働後支援契約	支出負担行為担当官代理 和歌山地方方法務局 総務課長 西田勝彦 (和歌山県和歌山市二番丁2)	平成21年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	5,212,582	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記複合処理システム賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 和歌山地方方法務局 総務課長 西田勝彦 (和歌山県和歌山市二番丁2)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,605,305	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記記入処理システム賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 和歌山地方方法務局 総務課長 西田勝彦 (和歌山県和歌山市二番丁2)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,531,870	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記識別情報通知用プリンタ賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 和歌山地方方法務局 総務課長 西田勝彦 (和歌山県和歌山市二番丁2)	平成21年4月1日	リコーリース株式会社 東京都中央区銀座7-16-3 株式会社リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,028,600	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までには移行困難である。	平成24年度以降	
登記複合処理システム管理用サーバ賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 和歌山地方方法務局 総務課長 西田勝彦 (和歌山県和歌山市二番丁2)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,983,586	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
事務処理用統合記入システム賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 和歌山地方方法務局 総務課長 西田勝彦 (和歌山県和歌山市二番丁2)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,694,825	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記記入処理システム賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 和歌山地方事務局 総務課長 西田勝彦 (和歌山県和歌山市二番丁2)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,016,400	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
複写機保守契約 (平成17年度購入分)	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 渡邊秀雄 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスサポート愛知(株) 名古屋市中区八筋町393-1	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであり, 競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,250,000	本契約については, 複数年度にわたる契約を前提としているため, 期間到来までは移行困難である。	平成23年度	
名古屋合同庁舎第1号館機械警備委託業務	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 渡邊秀雄 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前一丁目5-1	平成20年度に, 平成24年度までの長期継続契約として入札を実施し, 当該年度において競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,638,000	本契約については, 複数年度にわたる契約を前提としているため, 期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
複写機保守契約 (平成17年度購入分)	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 渡邊秀雄 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年4月1日	京セラミタジャパン(株) 名古屋市中区葵3-15-32	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであり, 競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,610,000	本契約については, 複数年度にわたる契約を前提としているため, 期間到来までは移行困難である。	平成23年度	
複写機保守契約 (賃貸借契約分)	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 渡邊秀雄 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年4月1日	京セラミタジャパン(株) 名古屋市中区葵3-15-31	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであり, 競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,850,000	本契約については, 複数年度にわたる契約を前提としているため, 期間到来までは移行困難である。	平成23年度	
機械警備業務委託契約(名古屋法務局熱田出張所外4庁)	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 渡邊秀雄 (名古屋市中区三の丸2-2-4)	平成21年4月1日	セコム株式会社 東京都渋谷区神宮前1-5-1	平成20年度に, 平成24年度までの長期継続契約として入札を実施し, 当該年度において競争を許さないため。なお, 平成21年度から平成24年度分につき, 国庫債務負担行為として契約を締結。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	2,923,200	本契約については, 複数年度にわたる契約を前提としているため, 期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記識別情報通知用プリンタ賃貸借契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 渡邊秀雄 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3 (株)リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	当該機器については, 前年度に引き続き継続賃借するものであり, 競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	5,796,000	本契約については, 設備, 物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため, 次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム事務処理用印刷装置賃貸借契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 渡邊秀雄 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年4月1日	NTTファイナンス(株) 東京都港区芝浦一丁目2番1号	当該機器については, 前年度に引き続き継続賃借するものであり, 競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	2,074,800	本契約については, 設備, 物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため, 次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機・CVCF用空調機保守契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 渡邊秀雄 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年4月1日	東洋熱工業(株) 名古屋支店 名古屋市中村区太閤5丁目5番1号	当該設備は, 登記情報システムの安定稼働に必要な不可欠な連動型付帯設備であるところ, 契約の相手方は, 当該設備の製造・設置を行ったものであり, 保守業務を安全・確実に迅速に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	987,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
バックアップセンター業務支援作業契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 渡邊秀雄 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,598,464	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
V70システム稼働後支援作業	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 渡邊秀雄 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,586,446	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新システムへの移行に伴う現行システム移行支援作業	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 渡邊秀雄 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,104,826	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクト使用許諾に関する契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 渡邊秀雄 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	121,143,330	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
(不動産)登記複合処理システム賃貸借契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 渡邊秀雄 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	6,316,062	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
(不動産)登記複合処理システム賃貸借契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 渡邊秀雄 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	2,841,678	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
(不動産)登記記入処理システム賃貸借契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 渡邊秀雄 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	2,118,786	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
(不動産)登記記入処理システム賃貸借契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 渡邊秀雄 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	1,268,505	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
事務処理用統合記入システム賃貸借契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 渡邊秀雄 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	1,725,678	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
受付番号票シールプリンタ賃貸借契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 渡邊秀雄 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	1,605,684	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
準備書面作成支援システム保守運用作業契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 渡邊秀雄 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川二丁目20番15号	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,790,460	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成23年度	
準備書面作成支援システム賃貸借契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 渡邊秀雄 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年4月1日	エヌエスリース(株) 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号	当該機器等については、前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,172,304	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成23年度	
準備書面作成支援システムサーバ機器一式リース契約	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 渡邊秀雄 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川二丁目20番15号	当該機器等については、前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	2,457,000	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 津地方法務局会計課長 梅村 上 (三重県津市丸之内26-8)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	112,546,350	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
津地方法務局バックアップセンターに係る物品賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 津地方法務局会計課長 梅村 上 (三重県津市丸之内26-8)	平成21年4月1日	株式会社セラヴィ 東京都品川区西五反田2-13-6	契約の目的物件が、バックアップセンターの施設として諸要件を満たす物件であり、他に代替を求めることができないため。(会計法29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	17,582,510	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約書(不動産登記複合処理システム)	支出負担行為担当官代理 津地方法務局会計課長 梅村 上 (三重県津市丸之内26-8)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	12,130,740	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
V70システム稼働後支援作業契約	支出負担行為担当官代理 津地方法務局会計課長 梅村 上 (三重県津市丸之内26-8)	平成21年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上 小田中四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は、開発・構築を行った契約相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4,602,099	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
バックアップセンター業務支援作業契約	支出負担行為担当官代理 津地方法務局会計課長 梅村 上 (三重県津市丸之内26-8)	平成21年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上 小田中四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は、開発・構築を行った契約相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4,547,312	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子複写機保守契約(DC352外)	支出負担行為担当官代理 津地方法務局会計課長 梅村 上 (三重県津市丸之内26-8)	平成21年4月1日	富士ゼロックス三重株式会社 三重県津市栄町1丁目8 17番地	電子複写機はゼロックス製であり、保守に必要な知識、技術、サービス体制を保有している業者は、契約相手方以外にない。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,211,925	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記識別情報通知用プリンタ賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 津地方法務局会計課長 梅村 上 (三重県津市丸之内26-8)	平成21年4月1日	リコーリース株式会社 東京都中央区銀座7丁目 16-3 株式会社リコー 東京都大田区中馬込1丁目 3-6	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項)	2,898,000	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約書 (不動産登記複合処理システム)	支出負担行為担当官代理 津地方法務局会計課長 梅村 上 (三重県津市丸之内26-8)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三 丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,616,256	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約書 (登記記入処理システム一式)	支出負担行為担当官代理 津地方法務局会計課長 梅村 上 (三重県津市丸之内26-8)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三 丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,602,528	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子複写機保守契約(Neo451外)	支出負担行為担当官代理 津地方法務局会計課長 梅村 上 (三重県津市丸之内26-8)	平成21年4月1日	三重リコピー販売株式会社 三重県津市藤方南八木田 1072番地の1	電子複写機はリコー製であり、保守に必要な知識、技術、サービス体制を保有している業者は、契約相手方以外にない。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,401,910	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
庁舎機械警備委託契約(鈴鹿・阿児・尾鷲各出張所)	支出負担行為担当官代理 津地方法務局会計課長 梅村 上 (三重県津市丸之内26-8)	平成21年4月1日	三重総合警備保障株式会社 三重県四日市市鵜の森二丁目6番3号	本契約は、5年間の委託を前提として平成19年度に一般競争入札しており、機械警備の遂行可能な者は、契約相手のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,101,680	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約書(事務処理用統合記入システム一式)	支出負担行為担当官代理 津地方法務局会計課長 梅村 上 (三重県津市丸之内26-8)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,112,934	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約書(不動産登記複合処理システム管理用サーバー式)	支出負担行為担当官代理 津地方法務局会計課長 梅村 上 (三重県津市丸之内26-8)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,080,822	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機賃貸借及びプログラム・プログラムの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 岐阜地方法務局戸籍課長 野中 秀明 (岐阜県岐阜市金竜町5丁目13)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	263,745,720	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記複合処理システム賃貸借一式)	支出負担行為担当官代理 岐阜地方法務局戸籍課長 野中 秀明 (岐阜県岐阜市金竜町5丁目13)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	17,575,560	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(登記複合処理システム賃貸借一式)	支出負担行為担当官代理 岐阜地方法務局戸籍課長 野中 秀明 (岐阜県岐阜市金竜町5丁目13)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	5,234,124	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(登記記入処理システム賃貸借一式)	支出負担行為担当官代理 岐阜地方法務局戸籍課長 野中 秀明 (岐阜県岐阜市金竜町5丁目13)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	3,404,736	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記複合処理システム管理用サーバー一式)	支出負担行為担当官代理 岐阜地方法務局戸籍課長 野中 秀明 (岐阜県岐阜市金竜町5丁目13)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,161,644	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
受付番号票シールプリンタ賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 岐阜地方法務局戸籍課長 野中 秀明 (岐阜県岐阜市金竜町5丁目13)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	802,836	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(登記情報システム事務処理用端末装置賃貸借一式)	支出負担行為担当官代理 岐阜地方法務局戸籍課長 野中 秀明 (岐阜県岐阜市金竜町5丁目13)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,973,816	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記情報システム用事務処理用印刷装置賃貸借に関する契約	支出負担行為担当官代理 岐阜地方法務局戸籍課長 野中 秀明 (岐阜県岐阜市金竜町5丁目13)	平成21年4月1日	NTTファイナンス株式会社 東京都港区芝浦一丁目2番1号	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,310,400	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記識別情報通知用プリンター賃借に関する契約	支出負担行為担当官代理 岐阜地方方法務局戸籍課長 野中 秀明 (岐阜県岐阜市金竜町5丁目13)	平成21年4月1日	リコーリース株式会社 東京都中央区銀座7丁目 16番3号	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,898,000	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
V70システム稼働後支援作業に関する契約	支出負担行為担当官代理 岐阜地方方法務局戸籍課長 野中 秀明 (岐阜県岐阜市金竜町5丁目13)	平成21年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上 小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	7,341,444	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
バックアップセンター業務支援作業請負契約	支出負担行為担当官代理 岐阜地方方法務局戸籍課長 野中 秀明 (岐阜県岐阜市金竜町5丁目13)	平成21年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上 小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	7,795,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記情報システム用電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官 福井地方方法務局長 富士田 義博 (福井県福井市春山1-1-54)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	147,655,620	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記情報システム用電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記複合処理システム一式)	支出負担行為担当官 福井地方方法務局長 富士田 義博 (福井県福井市春山1-1-54)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	12,060,300	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記情報システム用電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記記入処理システム一式)	支出負担行為担当官 福井地方方法務局長 富士田 義博 (福井県福井市春山1-1-54)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については、前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,881,116	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記情報システム用電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記複合処理システム管理用サーバー一式)	支出負担行為担当官 福井地方方法務局長 富士田 義博 (福井県福井市春山1-1-54)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,163,912	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェア提供に関する契約(商業登記記入用印鑑装置一式)	支出負担行為担当官 福井地方方法務局長 富士田 義博 (福井県福井市春山1-1-54)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,360,800	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記情報システム用電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(登記複合処理システム一式)	支出負担行為担当官 福井地方法務局長 富士田 義博 (福井県福井市春山1-1-54)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,186,152	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記識別情報通知用プリンタ賃貸借契約	支出負担行為担当官 福井地方法務局長 富士田 義博 (福井県福井市春山1-1-54)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3 (株)リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,449,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
バックアップセンター業務支援作業契約	支出負担行為担当官 福井地方法務局長 富士田 義博 (福井県福井市春山1-1-54)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	7,795,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
V70システム稼働後支援作業契約	支出負担行為担当官 福井地方法務局長 富士田 義博 (福井県福井市春山1-1-54)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4,148,150	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子複写機保守契約	支出負担行為担当官 福井地方法務局長 富士田 義博 (福井県福井市春山1-1-54)	平成21年4月1日	エフケーユーテクニカル(株) 福井県福井市東和田1-2-217	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,213,455	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子複写機保守契約	支出負担行為担当官 福井地方法務局長 富士田 義博 (福井県福井市春山1-1-54)	平成21年4月1日	福井リコー(株) 福井県福井市御幸3-7-15	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,024,249	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子複写機保守契約	支出負担行為担当官 福井地方法務局長 富士田 義博 (福井県福井市春山1-1-54)	平成21年4月1日	富士ゼロックス(株)福井営業所 福井県福井市中央3丁目1-3-1	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,063,807	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記情報システム用電子計算機の借入及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約 一式	支出負担行為担当官代理 金沢地方務局総務課長 三好 統子 (石川県金沢市新神田四丁目3番10号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	日本電子計算機株式会社は、ソフトウェア及びハードウェアの当初からの供給者であり、供給者を変更することにより、登記情報システムの稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号)	222,780,600	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
不動産登記複合処理システム管理用サーバ賃貸借契約 一式	支出負担行為担当官代理 金沢地方務局総務課長 三好 統子 (石川県金沢市新神田四丁目3番10号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	日本電子計算機株式会社は、機器の当初からの供給者であり、供給者を変更することにより、登記情報システムの稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,163,912	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
不動産登記複合処理システム賃貸借契約 一式	支出負担行為担当官代理 金沢地方務局総務課長 三好 統子 (石川県金沢市新神田四丁目3番10号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	日本電子計算機株式会社は、機器の当初からの供給者であり、供給者を変更することにより、登記情報システムの稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	14,954,112	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
不動産登記複合処理システム賃貸借契約 一式	支出負担行為担当官代理 金沢地方務局総務課長 三好 統子 (石川県金沢市新神田四丁目3番10号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	日本電子計算機株式会社は、機器の当初からの供給者であり、供給者を変更することにより、登記情報システムの稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	886,128	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
不動産登記記入処理システム賃貸借契約 一式	支出負担行為担当官代理 金沢地方務局総務課長 三好 統子 (石川県金沢市新神田四丁目3番10号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	日本電子計算機株式会社は、機器の当初からの供給者であり、供給者を変更することにより、登記情報システムの稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,635,220	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
バックアップセンター業務支援作業契約 一式	支出負担行為担当官代理 金沢地方務局総務課長 三好 統子 (石川県金沢市新神田四丁目3番10号)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	富士通株式会社は、システムの開発業者であって、当初からの支援業者でもあることから、供給者を変更することにより、システムの稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	7,795,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
V70システム稼働後支援作業契約 一式	支出負担行為担当官代理 金沢地方務局総務課長 三好 統子 (石川県金沢市新神田四丁目3番10号)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	富士通株式会社は、システムの開発業者であり、供給者を変更することにより、システムの稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	5,212,582	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
バックアップセンター無停電電源装置(CVCF)保守契約 一式	支出負担行為担当官代理 金沢地方務局総務課長 三好 統子 (石川県金沢市新神田四丁目3番10号)	平成21年4月1日	三菱電機プラントエンジニアリング(株)北陸支社 富山県富山市牛島新町5-5	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社は、設備の設置業者であり、供給者を変更することにより、登記情報システムの稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,123,500	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記識別情報プリンタ賃貸借契約一式	支出負担行為担当官代理 金沢地方方法務局総務課長 三好 統子 (石川県金沢市新神田四丁目3番10号)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3	リコーリース株式会社は、機器の当初からの供給者であり、供給者を変更することにより、登記情報システムの稼動に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,449,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成23年度	
局内LANシステム運用管理業務委託契約一式	支出負担行為担当官代理 金沢地方方法務局総務課長 三好 統子 (石川県金沢市新神田四丁目3番10号)	平成21年4月1日	ニフティ(株) 東京都品川区南大井6-26-1	ニフティ株式会社は、システムの当初からの供給者であり、供給者を変更することにより、システムの稼動に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,008,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成23年度	
電子複写機保守契約一式	支出負担行為担当官代理 金沢地方方法務局総務課長 三好 統子 (石川県金沢市新神田四丁目3番10号)	平成21年4月1日	理光商事(株) 石川県金沢市間屋町2-38	保守機種に対して特別な技術、品質保証能力を有する者が契約業者1社であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	6,389,994	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子複写機保守契約一式	支出負担行為担当官代理 金沢地方方法務局総務課長 三好 統子 (石川県金沢市新神田四丁目3番10号)	平成21年4月1日	富士ゼロックス北陸(株) 石川県金沢市中橋町11-18	保守機種に対して特別な技術、品質保証能力を有する者が契約業者1社であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,352,021	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子複写機保守契約一式	支出負担行為担当官代理 金沢地方方法務局総務課長 三好 統子 (石川県金沢市新神田四丁目3番10号)	平成21年4月1日	株式会社タナカ・ジム 石川県金沢市天神町1丁目13番8号	保守機種に対して特別な技術、品質保証能力を有する者が契約業者1社であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,029,533	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム用電子計算機の借入及びプログラム・プロダクトの使用許諾権に関する契約一式	支出負担行為担当官代理 富山地方方法務局総務課長 瀧村 剛 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	78,701,700	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記複合処理システム)一式	支出負担行為担当官代理 富山地方方法務局総務課長 瀧村 剛 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4,275,630	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子複写機保守業務委託契約一式	支出負担行為担当官代理 富山地方方法務局総務課長 瀧村 剛 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成21年4月1日	富士ゼロックス北陸(株) 石川県金沢市中橋町11-18	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4,228,406	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
バックアップセンター業務支援作業契約一式	支出負担行為担当官代理 富山地方方法務局総務課長 瀧村 剛 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理・運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,897,696	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
V70システム稼働後支援作業契約一式	支出負担行為担当官代理 富山地方方法務局総務課長 瀧村 剛 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理・運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,340,183	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子複写機保守業務委託契約一式	支出負担行為担当官代理 富山地方方法務局総務課長 瀧村 剛 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成21年4月1日	(株)ニロテクノ 富山県高岡市荻布343-1	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,969,661	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記識別情報通知用プリンタ賃貸借契約一式	支出負担行為担当官代理 富山地方方法務局総務課長 瀧村 剛 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3 (株)リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	当該装置については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,738,800	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム用自家発電装置の賃貸借契約一式	支出負担行為担当官代理 富山地方方法務局総務課長 瀧村 剛 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成21年4月1日	富士電機総設(株)中部支社 名古屋市中区錦1-19-24 東京センチュリーリース(株)	当該装置については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,469,160	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記情報システム用無停電電源装置保守契約一式	支出負担行為担当官代理 富山地方方法務局総務課長 瀧村 剛 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成21年4月1日	三菱電機プラントエンジニアリング(株)北陸支社 富山市牛島新町5-5	当該設備は、登記情報システムの安定稼働に必要な不可欠な運動型付帯設備であるところ、契約業者は、当該設備の設置を行った者であり、保守業務を安全・確実かつ迅速に遂行可能な者は契約業者のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,123,500	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記記入処理システム)一式	支出負担行為担当官代理 富山地方方法務局総務課長 瀧村 剛 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,078,820	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記情報システム事務処理印刷装置賃貸借契約一式	支出負担行為担当官代理 富山地方方法務局総務課長 瀧村 剛 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成21年4月1日	NTTファイナンス(株) 東京都港区芝浦1-2-1	当該装置については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	873,600	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記処理システムの電子計算機賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局庶務課長 松田亮 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項2号)	179,705,295	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記複合処理システムの電子計算機賃貸借及びソフトウェアの使用に関する契約一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局庶務課長 松田亮 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項2号)	16,106,076	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
V70システム稼動後SE支援契約一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局庶務課長 松田亮 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,269,186	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
バックアップセンター業務SE支援契約一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局庶務課長 松田亮 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,196,928	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記識別情報通知書作成用機器賃借契約一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局庶務課長 松田亮 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	リコーリース株式会社 東京都中央区銀座7-16-3	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,477,600	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
広島法務局尾道支局ほか2庁の機械警備業務委託契約	支出負担行為担当官代理 広島法務局庶務課長 松田亮 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	広島総合警備保障株式会社 広島市安佐南区西原8-3-4-3	本契約は、5年間の委託を前提として平成19年度に一般競争入札しており、機械警備の遂行可能な者は、契約相手のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,276,000	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記記入処理システムの電子計算機賃借及びソフトウェアの使用に関する契約一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局庶務課長 松田亮 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,832,893	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子複写機保守契約一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局庶務課長 松田 亮 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	株式会社安西事務機 広島市西区楠木町3-10-15	平成20年度に本件複写機の価格と向こう5年間分の保守料見込額の合計価格での一般競争入札により調達したものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,580,799	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子複写機保守契約一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局庶務課長 松田 亮 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	株式会社立芝 広島市西区楠木町2-4-3	契約の相手方は、平成16年度に保守を前提とした一般競争入札の結果、当該機器の製造・設置を行ったものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,506,023	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
広島法務局海田出張所ほか3庁の機械警備業務委託契約	支出負担行為担当官代理 広島法務局庶務課長 松田亮 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	広島総合警備保障株式会社 広島市安佐南区西原8-34-3	本契約は、5年間の委託を前提として平成19年度に一般競争入札しており、機械警備の遂行可能な者は、契約相手のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,439,360	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子複写機保守契約一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局庶務課長 松田 亮 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	株式会社安西事務機 広島市西区楠木町3-10-15	契約の相手方は、平成17年度に保守を前提とした一般競争入札の結果、当該機器の製造・設置を行ったものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,334,048	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
準備書面作成支援システム機器保守契約一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局庶務課長 松田亮 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ株式会社 東京都中央区新川2-20-15	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,231,460	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
準備書面作成支援システムサーバー貸借契約一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局庶務課長 松田亮 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	当該機器等については、19年度から継続して賃貸するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,104,200	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム事務処理用統合記入システム賃貸及びソフトウェアの使用に関する契約一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局庶務課長 松田亮 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,896,342	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子複写機保守契約一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局庶務課長 松田 亮 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	富士ゼロックス広島株式会社 広島市南区稲荷町2番16号	平成19年度に本件複写機の価格と向こう5年間分の保守料見込額の合計価格での一般競争入札により調達したものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,878,677	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記複合処理システムの電子計算機賃貸及びソフトウェアの使用に関する契約(36か月)一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局庶務課長 松田亮 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,796,165	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子複写機保守契約一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局庶務課長 松田 亮 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	リコー中国株式会社 広島市中区八丁堀5-7	平成19年度に本件複写機の価格と向こう5年間分の保守料見込額の合計価格での一般競争入札により調達したものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,618,962	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
不動産登記複合処理システム管理用サーバーの電子計算機賃貸及びソフトウェアの使用に関する契約一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局庶務課長 松田亮 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,344,672	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記情報システム用印刷装置賃貸借契約一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局庶務課長 松田亮 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	NTTファイナンス株式会社 東京都港区芝浦1-2-1	当該機器については、前年度に引き続き継続賃貸するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,092,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
準備書面作成支援クライアント貸借契約一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局庶務課長 松田亮 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	当該機器等については、19年度から継続して賃貸するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	875,700	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
受付番号票シールプリンタの電子計算機賃貸借及びソフトウェアの使用に関する契約一式	支出負担行為担当官代理 広島法務局庶務課長 松田亮 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	当該機器については、前年度に引き続き継続貸借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	869,724	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 山口地方法務局次長 要田悟史 (山口県山口市中河原町6-16)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	225,163,260	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 山口地方法務局次長 要田悟史 (山口県山口市河原町6-16)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	2,161,644	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 山口地方法務局次長 要田悟史 (山口県山口市河原町6-16)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	16,119,120	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 山口地方法務局次長 要田悟史 (山口県山口市河原町6-16)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	3,881,652	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 山口地方法務局次長 要田悟史 (山口県山口市河原町6-16)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	2,196,924	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 山口地方法務局次長 要田悟史 (山口県山口市河原町6-16)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	1,404,624	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 山口地方法務局次長 要田悟史 (山口県山口市河原町6-16)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	1,019,592	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記識別情報出力用プリンタ賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 山口地方法務局次長 要田悟史 (山口県山口市河原町6-16)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3	契約業者は登記識別情報通知用プリンタ開発業者であるメーカーと連携する当初からの供給事業者であるところ、同プリンタの賃貸借業者は1社であることから競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,028,600	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
無停電電源設備保守業務委託(分室)	支出負担行為担当官代理 山口地方法務局次長 要田悟史 (山口県山口市河原町6-16)	平成21年4月1日	東芝電機サービス(株) 東京都新宿区西新宿2-7-1	当該設備は、登記情報システムの安定稼働に必要な不可欠な運動型付帯設備であるところ、契約業者は、当該設備の設置を行ったものであり、保守業務を安全・確実かつ迅速に遂行可能な者は契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,344,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
バックアップセンター業務支援契約	支出負担行為担当官代理 山口地方法務局次長 要田悟史 (山口県山口市河原町6-16)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上 小田中4丁目1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	7,795,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
V70システム稼働後支援契約	支出負担行為担当官代理 山口地方法務局次長 要田悟史 (山口県山口市河原町6-16)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上 小田中4丁目1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,277,012	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機賃貸借、プログラム・プロダクト使用権許諾契約	支出負担行為担当官 岡山地方法務局長 林 久 義 (岡山市北区南方1丁目3番58号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃貸借可能な者は契約相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	195,546,960	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機(不動産登記複合処理システム)賃貸借契約	支出負担行為担当官 岡山地方法務局長 林 久 義 (岡山市北区南方1丁目3番58号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃貸借可能な者は契約相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	16,337,961	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
バックアップセンター業務支援作業契約	支出負担行為担当官 岡山地方法務局長 林 久 義 (岡山市北区南方1丁目3番58号)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1丁目5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わって来たものであり、適正かつ迅速な登記業務を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等に詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は、開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,496,160	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
V70システム稼働後業務支援作業契約	支出負担行為担当官 岡山地方法務局長 林 久 義 (岡山市北区南方1丁目3番58号)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1丁目5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記業務を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等に詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は、開発・構築を行った上記契約者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,112,652	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記識別情報通知用プリンター賃借契約	支出負担行為担当官 岡山地方方法務局長 林 久 義 (岡山市北区南方1丁目3番58号)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7丁目16-3	当該機器は、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,608,200	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機(不動産記入処理システム)賃貸借及びソフトウェアに関する契約	支出負担行為担当官 岡山地方方法務局長 林 久 義 (岡山市北区南方1丁目3番58号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4-1	不動産登記記入システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃貸借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,661,876	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機(不動産登記複合処理システム)賃貸借契約	支出負担行為担当官 岡山地方方法務局長 林 久 義 (岡山市北区南方1丁目3番58号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃貸借可能な者は契約相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	2,592,387	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機(複合処理システム管理サーバー)賃貸借契約	支出負担行為担当官 岡山地方方法務局長 林 久 義 (岡山市北区南方1丁目3番58号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約相手方のみである。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,622,943	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機(不動産記入処理システム)賃貸借及びソフトウェアに関する契約	支出負担行為担当官 岡山地方方法務局長 林 久 義 (岡山市北区南方1丁目3番58号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4-1	不動産登記記入システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃貸借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,579,851	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 鳥取地方方法務局首席登記官 難波 正保 (鳥取県鳥取市東町2-302)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	144,815,580	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約((不動産)登記複合処理システム)	支出負担行為担当官代理 鳥取地方方法務局首席登記官 難波 正保 (鳥取県鳥取市東町2-302)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	8,067,876	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
バックアップセンター業務支援作業契約	支出負担行為担当官代理 鳥取地方方法務局首席登記官 難波 正保 (鳥取県鳥取市東町2-302)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	7,795,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
V70システム稼働後業務支援作業契約	支出負担行為担当官代理 鳥取地方法務局首席登記官 難波 正保 (鳥取県鳥取市東町2-302)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,083,718	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約((不動産)登記複合処理システム管理用サーバー一式)	支出負担行為担当官代理 鳥取地方法務局首席登記官 難波 正保 (鳥取県鳥取市東町2-302)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,163,912	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約((不動産)登記複合処理システム)	支出負担行為担当官代理 鳥取地方法務局首席登記官 難波 正保 (鳥取県鳥取市東町2-302)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,038,612	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記識別情報プリンタ賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 鳥取地方法務局首席登記官 難波 正保 (鳥取県鳥取市東町2-302)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3 (株)リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	869,400	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の借入及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約一式	支出負担行為担当官代理 松江地方法務局 次長 堀 楠 雄 (島根県松江市母衣町50)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	143,525,655	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(登記複合処理システム一式)	支出負担行為担当官代理 松江地方法務局 次長 堀 楠 雄 (島根県松江市母衣町51)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	9,157,014	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
バックアップセンター業務支援作業請負委託契約一式	支出負担行為担当官代理 松江地方法務局 次長 堀 楠 雄 (島根県松江市母衣町52)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	6,496,160	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
松江地方法務局V70システム稼働後支援作業請負委託契約一式	支出負担行為担当官代理 松江地方法務局 次長 堀 楠 雄 (島根県松江市母衣町53)	平成21年4月1日	富士通㈱ 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4,789,939	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(登記複合処理システム一式)	支出負担行為担当官代理 松江地方法務局 次長 堀 楠 雄 (島根県松江市母衣町54)	平成21年4月1日	日本電子計算機㈱ 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,076,713	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(登記複合処理システム管理用サーバー式)	支出負担行為担当官代理 松江地方法務局 次長 堀 楠 雄 (島根県松江市母衣町55)	平成21年4月1日	日本電子計算機㈱ 東京都千代田区丸の内3-4-1	登記複合処理システム管理用サーバーは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,622,943	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(登記記入処理システム一式)	支出負担行為担当官代理 松江地方法務局 次長 堀 楠 雄 (島根県松江市母衣町56)	平成21年4月1日	日本電子計算機㈱ 東京都千代田区丸の内3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,653,750	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記識別情報通知用プリンタ賃貸借契約一式	支出負担行為担当官代理 松江地方法務局 次長 堀 楠 雄 (島根県松江市母衣町58)	平成21年4月1日	リコーリース㈱ 東京都中央区銀座7-16-3	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,028,600	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(登記情報システム事務処理用統合記入システム一式)	支出負担行為担当官代理 松江地方法務局 次長 堀 楠 雄 (島根県松江市母衣町59)	平成21年4月1日	日本電子計算機㈱ 東京都千代田区丸の内3-4-1	登記情報システム事務処理用統合記入システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,193,040	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
松江地方法務局登記情報システム用無停電電源装置保守契約一式	支出負担行為担当官代理 松江地方法務局 次長 堀 楠 雄 (島根県松江市母衣町60)	平成21年4月1日	富士電機総設㈱ 東京都中央区八丁堀2-20-8	当該設備は、登記情報システムの安定稼働に必要な運動型付帯設備であるところ、契約業者は、当該設備の設置を行ったものであり、保守業務を安全・確実かつ迅速に遂行可能な者は契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,365,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
庁舎機械警備業務委託契約 一式	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年4月1日	総合警備保障(株) 東京都港区元赤坂1-6-6	平成19年度の一般競争入札において、契約自体は単年度契約とするものの、5年間継続して同一金額で契約を締結する条件で入札したものであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,969,000	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
V70システム稼働後業務支援作業に関する契約 一式	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	9,102,451	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
バックアップセンター業務支援作業一式	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,846,544	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約 一式	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	195,678,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェア(不動産登記複合処理システム一式)の提供に関する契約 一式	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	31,134,832	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェア(登記複合処理システム一式)の提供に関する契約 一式	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,838,776	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェア(不動産登記記入処理システム一式)の提供に関する契約 一式	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,565,040	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェア(登記記入処理システム一式)の提供に関する契約 一式	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,781,240	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借及びソフトウェア(事務処理用統合記入システム一式)の提供に関する契約 一式	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,442,504	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェア(不動産登記複合処理システム管理用サーバー式)の提供に関する契約 一式	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,536,768	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借(受付番号票シールプリンター式)の提供に関する契約	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	当該機器については、前年度に引き続き継続貸借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,404,948	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記識別情報通知用プリンター賃貸借に関する契約 一式	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3 (株)リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	当該機器については、前年度に引き続き継続貸借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	5,216,400	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
準備書面作成支援システム装置一式の賃貸借契約 一式	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	平成18年度の一般競争入札において、契約自体は単年度契約とするものの、5年間継続して同一金額で契約を締結する条件で入札を実施したものである。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	3,087,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
準備書面作成支援システムに係わる保守運用作業に関する請負契約 一式	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川2-20-15	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	2,632,980	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
事務用複写機の保守及び消耗品等の供給契約	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年4月1日	リコー九州(株) 福岡市博多区東比恵三丁目9番15号	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	8,785,248	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
事務用複写機の保守及び消耗品等の供給契約	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年4月1日	富士ゼロックス福岡(株) 福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,485,653	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
事務用複写機の保守及び消耗品等の供給契約	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡市中央区舞鶴3-9-16)	平成21年4月1日	リコー九州(株) 福岡市博多区東比恵三丁目9番15号	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	2,813,004	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子複写機保守契約 一式	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡市中央区舞鶴3-9-17)	平成21年4月1日	キャノンマーケティングジャパン(株) 東京都港区港南二丁目16番6号	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,923,237	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム用電子計算機の借入及びプログラム・プロダクトの使用許諾権に関する契約	佐賀地方法務局 支出負担行為担当官代理 佐賀地方法務局次長 田保正司 (佐賀市内2-10-20)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	日本電子計算機(株)は、ハードウェア及びソフトウェアの当初からの供給者であり、供給者を変更することにより、登記情報システムの稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	147,934,080	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機((不動産)登記複合処理システム)の賃貸借およびソフトウェアの提供に関する契約	佐賀地方法務局 支出負担行為担当官代理 佐賀地方法務局次長 田保正司 (佐賀市内2-10-20)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	日本電子計算機(株)は、ハードウェア及びソフトウェアの当初からの供給者であり、供給者を変更することにより、登記情報システムの稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	12,088,752	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
バックアップセンター業務支援作業一式	佐賀地方法務局 支出負担行為担当官代理 佐賀地方法務局次長 田保正司 (佐賀市内2-10-20)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	富士通(株)は、システムの開発業者であり、当初からの支援業者であるところ、業者を変更することにより、登記情報システムの稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項)	7,795,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
V70システム稼働後支援作業一式	佐賀地方法務局 支出負担行為担当官代理 佐賀地方法務局次長 田保正司 (佐賀市内2-10-20)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	富士通(株)は、システムの開発業者であり、当初からの支援業者であるところ、業者を変更することにより、登記情報システムの稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項)	4,148,150	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機((不動産)登記記入処理システム)の賃貸借およびソフトウェアの提供に関する契約	佐賀地方法務局 支出負担行為担当官代理 佐賀地方法務局次長 田保正司 (佐賀市内2-10-20)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	日本電子計算機(株)は、ハードウェア及びソフトウェアの当初からの供給者であり、供給者を変更することにより、登記情報システムの稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,381,400	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機((不動産)登記複合処理システム管理用サーバ)の賃貸借およびソフトウェアの提供に関する契約	佐賀地方法務局 支出負担行為担当官代理 佐賀地方法務局次長 田保正司 (佐賀市内2-10-20)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	日本電子計算機(株)は、ハードウェア及びソフトウェアの当初からの供給者であり、供給者を変更することにより、登記情報システムの稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,163,912	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
複写機保守	佐賀地方法務局 支出負担行為担当官代理 佐賀地方法務局次長 田保正司 (佐賀市内2-10-20)	平成21年4月1日	キャノンマーケティングジャパン(株) 東京都港区港南2-16-6	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,105,424	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
複写機保守	佐賀地方法務局 支出負担行為担当官代理 佐賀地方法務局次長 田保正司 (佐賀市内2-10-20)	平成21年4月1日	リコー九州(株) 福岡市西区石丸2-38-29	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,970,635	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記識別情報通知用プリンタ賃貸借	佐賀地方法務局 支出負担行為担当官代理 佐賀地方法務局次長 田保正司 (佐賀市内2-10-20)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3 (株)リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	当該機器については、前年度に引き続き賃貸借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,449,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
複写機保守	佐賀地方法務局 支出負担行為担当官代理 佐賀地方法務局次長 田保正司 (佐賀市内2-10-20)	平成21年4月1日	富士ゼロックス(株) 東京都港区赤坂9丁目7番3号	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,064,632	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官 長崎地方法務局長 大原安雄 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は相手方のみであるため (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	191,964,780	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記複合処理システム)	支出負担行為担当官 長崎地方法務局長 大原安雄 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は相手方のみであるため (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	17,378,340	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(登記複合処理システム)	支出負担行為担当官 長崎地方法務局長 大原安雄 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は相手方のみであるため (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,265,564	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記複合処理システム管理用サーバー式)	支出負担行為担当官 長崎地方法務局長 大原安雄 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は相手方のみであるため (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,163,912	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記記入処理システム一式)	支出負担行為担当官 長崎地方法務局長 大原安雄 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は相手方のみであるため (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,839,712	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(登記所外設置証明書発行請求機一式)	支出負担行為担当官 長崎地方法務局長 大原安雄 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は相手方のみであるため (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,085,868	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記識別情報通知用プリンター一式賃貸借契約	支出負担行為担当官 長崎地方法務局長 大原安雄 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3	当該機器は前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争をゆるさないため (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,318,400	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
バックアップセンターシステム技術者支援作業請負契約	支出負担行為担当官 長崎地方方法務局長 大原安雄 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は、開発・構築を行った契約業者のみであるため (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	7,795,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
V70システム稼働後支援作業請負契約	支出負担行為担当官 長崎地方方法務局長 大原安雄 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は、開発・構築を行った契約業者のみであるため (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	6,277,012	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
バックアップセンター無停電電源装置保守契約	支出負担行為担当官 長崎地方方法務局長 大原安雄 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成21年4月1日	富士電機総設(株) 東京都千代田区八丁堀2-20-8	当該設備は、登記情報システムの安定稼働に必要な不可欠な運動型付帯設備であるところ、契約業者は当該設備設置を行ったものであり、保守業務を安全・確実かつ迅速に遂行可能な者は契約業者のみであるため (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,012,550	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
リコー製乾式電子複写機保守請負契約	支出負担行為担当官 長崎地方方法務局長 大原安雄 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成21年4月1日	エビス堂(株) 長崎市恵美須町6-14	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	5,208,984	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
長崎地方方法務局管内庁舎機械警備業務委託契約	支出負担行為担当官 長崎地方方法務局長 大原安雄 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成21年4月1日	長崎総合警備(株) 長崎市旭町13-5	平成19年度の一般競争入札において、契約自体は単年度契約とするものの、5年間継続して同一金額で契約を締結する条件で入札したものであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,102,500	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官 大分地方方法務局長 斎藤和博 大分県大分市城崎町二丁目3番21号	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	197,620,920	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記複合処理システム)	支出負担行為担当官 大分地方方法務局長 斎藤和博 大分県大分市城崎町二丁目3番21号	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	21,594,024	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
バックアップセンター業務支援作業	支出負担行為担当官 大分県方法務局長 斎藤和博 大分県大分市城崎町二丁目3番21号	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田4丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用を携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	7,795,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
V70システム稼働後業務支援作業に関する契約	支出負担行為担当官 大分県方法務局長 斎藤和博 大分県大分市城崎町二丁目3番21号	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田4丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用を携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	7,341,444	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子複写機保守契約	支出負担行為担当官 大分県方法務局長 斎藤和博 大分県大分市城崎町二丁目3番21号	平成21年4月1日	大分リコー(株) 大分市萩原4丁目8番7号	当該機器の保守業務を迅速・確実に遂行可能な者は契約相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	5,027,862	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記記入処理システム)	支出負担行為担当官 大分県方法務局長 斎藤和博 大分県大分市城崎町二丁目3番21号	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4,078,740	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記識別情報プリンタ賃貸借契約	支出負担行為担当官 大分県方法務局長 斎藤和博 大分県大分市城崎町二丁目3番21号	平成21年4月1日	(株)リコーリース 東京都中央区銀座7丁目16番3号	対象機器は契約の相手方が独自に開発・構築し、これを賃借しているものあり、その保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,898,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記複合処理システム)	支出負担行為担当官 大分県方法務局長 斎藤和博 大分県大分市城崎町二丁目3番21号	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	2,213,304	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記複合処理システム管理サーバ一式)	支出負担行為担当官 大分県方法務局長 斎藤和博 大分県大分市城崎町二丁目3番21号	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,163,912	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約 (事務処理用統合記入システム)	支出負担行為担当官 大分県地方務局長 斎藤和博 大分県大分市城崎町二丁目3番21号	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,539,432	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記情報システム事務処理用印刷装置賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 熊本県地方務局総括上席訟務官 木村淳一 (熊本県熊本市大江3-1-53)	平成21年4月1日	NTTファイナンス(株) 東京都港区芝浦1-2-1	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,839,200	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記識別情報プリンタ賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 熊本県地方務局総括上席訟務官 木村淳一 (熊本県熊本市大江3-1-53)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,187,800	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
リコー複写機保守業務一式	支出負担行為担当官代理 熊本県地方務局総括上席訟務官 木村淳一 (熊本県熊本市大江3-1-53)	平成21年4月1日	熊本リコー(株) 熊本県熊本市下南部3-10-32	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,337,680	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成23年度	
キヤノン複写機保守業務一式	支出負担行為担当官代理 熊本県地方務局総括上席訟務官 木村淳一 (熊本県熊本市大江3-1-53)	平成21年4月1日	(株)レイメイ藤井 熊本県熊本市上熊本1-2-6	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4,637,245	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成23年度	
登記情報システム用電子計算機の借入及びプログラム・プロダクトの使用許諾権に関する契約	支出負担行為担当官代理 鹿児島県地方務局次長 石丸邦彦 (鹿児島市鴨池新町1番2号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	260,237,880	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記複合処理システム)	支出負担行為担当官代理 鹿児島県地方務局次長 石丸邦彦 (鹿児島市鴨池新町1番2号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	25,138,020	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
システムエンジニアリング支援(V70システム稼働後支援作業)	支出負担行為担当官代理 鹿児島県地方務局次長 石丸邦彦 (鹿児島市鴨池新町1番2号)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能なものは、開発・構築を行った上記契約者のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	10,534,738	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
システムエンジニアリング支援(バックアップセンター業務支援作業)	支出負担行為担当官代理 鹿児島地方事務局次長 石丸邦彦 (鹿児島市鴨池新町1番2号)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上 小田中四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能なものは、開発・構築を行った上記契約者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	7,795,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記記入処理システム)	支出負担行為担当官代理 鹿児島地方事務局次長 石丸邦彦 (鹿児島市鴨池新町1番2号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三 丁目4番0号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	5,005,980	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記複合処理システム)	支出負担行為担当官代理 鹿児島地方事務局次長 石丸邦彦 (鹿児島市鴨池新町1番2号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三 丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	4,841,244	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記識別情報プリンター賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 鹿児島地方事務局次長 石丸邦彦 (鹿児島市鴨池新町1番2号)	平成21年4月1日	リーコーリース(株) 東京都中央区銀座七丁目1 6番3号	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,636,800	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(事務処理用統合記入システム)	支出負担行為担当官代理 鹿児島地方事務局次長 石丸邦彦 (鹿児島市鴨池新町1番2号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三 丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	2,242,872	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記複合処理システム管理用サーバ)	支出負担行為担当官代理 鹿児島地方事務局次長 石丸邦彦 (鹿児島市鴨池新町1番2号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三 丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	2,163,912	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
本局ほか9箇所機械警備委託契約	支出負担行為担当官代理 鹿児島地方事務局次長 石丸邦彦 (鹿児島市鴨池新町1番2号)	平成21年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前一丁 目5番1号	本契約は、5年間の委託を前提として平成19年度に一般競争入札しており、機械警備の遂行可能な者は、契約相手のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,758,960	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記所記入装置稼働後支援契約	支出負担行為担当官代理 鹿児島地方事務局次長 石丸邦彦 (鹿児島市鴨池新町1番2号)	平成21年4月1日	東芝ソリューション(株) 東京都港区芝浦一丁目1番 1号	対象機器は、契約の相手方が独自に開発・構築しこれ賃借しているものであり、その保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は、開発・構築を行った契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,314,880	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借に関する契約(受付番号票シールプリンタ)	支出負担行為担当官代理 鹿児島地方事務局次長 石丸邦彦 (鹿児島市鴨池新町1番2号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三 丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	936,600	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記記入処理システム)	支出負担行為担当官代理 鹿児島地方事務局次長 石丸邦彦 (鹿児島市鴨池新町1番2号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	824,040	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクト使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 宮崎地方事務局総務課長 森山 幸二 (宮崎県宮崎市別府町1番1号)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	217,722,960	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記複合処理システム一式)	支出負担行為担当官代理 宮崎地方事務局総務課長 森山 幸二 (宮崎県宮崎市別府町1番1号)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	16,158,132	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
バックアップセンター業務支援作業委託契約	支出負担行為担当官代理 宮崎地方事務局総務課長 森山 幸二 (宮崎県宮崎市別府町1番1号)	平成21年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田4丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、集中システム導入に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	7,795,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
V70システム稼働後支援作業委託契約	支出負担行為担当官代理 宮崎地方事務局総務課長 森山 幸二 (宮崎県宮崎市別府町1番1号)	平成21年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田4丁目1番2号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、集中システム導入に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	5,744,796	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記記入処理システム一式)	支出負担行為担当官代理 宮崎地方事務局総務課長 森山 幸二 (宮崎県宮崎市別府町1番1号)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	3,563,532	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記複合処理システム管理用サーバー一式)	支出負担行為担当官代理 宮崎地方事務局総務課長 森山 幸二 (宮崎県宮崎市別府町1番1号)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	2,163,912	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 那覇地方事務局次長 松下 直祐 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	102,999,120	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアに関する契約(不動産登記複合処理システム)	支出負担行為担当官代理 那覇地方務局次長 松下 直祐 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	10,790,520	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアに関する契約(不動産登記複合処理システム)	支出負担行為担当官代理 那覇地方務局次長 松下 直祐 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,566,144	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアに関する契約(不動産登記記入処理システム)	支出負担行為担当官代理 那覇地方務局次長 松下 直祐 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	2,381,064	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアに関する契約(不動産登記複合処理システム管理用サーバ)	支出負担行為担当官代理 那覇地方務局次長 松下 直祐 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,441,096	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
バックアップセンター業務支援作業契約	支出負担行為担当官代理 那覇地方務局次長 松下 直祐 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	5,846,544	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
V70システム稼働後支援作業契約	支出負担行為担当官代理 那覇地方務局次長 松下 直祐 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	3,514,188	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記識別情報プリンタ賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 那覇地方務局次長 松下 直祐 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座4-16-3 リコー(株) 東京都大田区中馬込1-3-6	当該機器については、前年度に引き続き継続貸借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,738,800	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 那覇地方務局次長 松下 直祐 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成21年4月1日	富士ゼロックス(株) 東京都港区赤坂9-7-3	当該機器の保守に必要な技術能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	4,704,186	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 那覇地方務局次長 松下 直祐 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成21年4月1日	リコー九州(株) 福岡県福岡市西区石丸2-38-29	当該機器の保守に必要な技術能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	3,927,273	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
宜野湾出張所及びバックアップセンター室機械警備業務委託	支出負担行為担当官代理 那覇地方法務局次長 松下 直祐 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成21年4月1日	セコム琉球(株) 沖縄県那覇市久米2-3-15	平成19年度の一般競争入札において、契約自体は単年度契約とするものの、5年間継続して同一金額で契約を締結する条件で入札したものであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,685,880	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム用電子計算機の借入及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 仙台法務局総務管理官 名取 治二 (宮城県仙台市宮城野区名掛丁128番地 広瀬通SEビル)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	113,981,490	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
(不動産)登記複合処理システム管理用サーバ賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 仙台法務局総務管理官 名取 治二 (宮城県仙台市宮城野区名掛丁128番地 広瀬通SEビル)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,081,956	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
(不動産)登記複合処理システム賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 仙台法務局総務管理官 名取 治二 (宮城県仙台市宮城野区名掛丁128番地 広瀬通SEビル)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	11,458,302	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
(不動産)登記複合処理システム賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 仙台法務局総務管理官 名取 治二 (宮城県仙台市宮城野区名掛丁128番地 広瀬通SEビル)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,500,780	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
(不動産)登記記入処理システム賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 仙台法務局総務管理官 名取 治二 (宮城県仙台市宮城野区名掛丁128番地 広瀬通SEビル)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,402,308	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記識別情報プリンタ賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 仙台法務局総務管理官 名取 治二 (宮城県仙台市宮城野区名掛丁128番地 広瀬通SEビル)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座七丁目16番3号 (株)リコー 東京都大田区中馬込一丁目3番6号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	2,898,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
バックアップセンター業務支援作業契約	支出負担行為担当官代理 仙台法務局総務管理官 名取 治二 (宮城県仙台市宮城野区名掛丁128番地 広瀬通SEビル)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,547,312	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
V70システム稼働後業務支援作業契約	支出負担行為担当官代理 仙台法務局総務管理官 名取 治二 (宮城県仙台市宮城野区名掛丁128番地 広瀬通SEビル)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,289,031	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
準備書面作成支援システム保守運用作業請負契約	支出負担行為担当官代理 仙台法務局総務管理官 名取 治二 (宮城県仙台市宮城野区名掛丁128番地 広瀬通SEビル)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川二丁目20番15号	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,121,840	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
準備書面作成支援システムサーバ機器の調達等一式賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 仙台法務局総務管理官 名取 治二 (宮城県仙台市宮城野区名掛丁128番地 広瀬通SEビル)	平成21年4月1日	新日鉄ソリューションズ(株) 東京都中央区新川二丁目20番15号 日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	当該機器等については、前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,971,900	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
仙台法務局塩竈支局ほか3庁機械警備業務委託	支出負担行為担当官代理 仙台法務局総務管理官 名取 治二 (宮城県仙台市宮城野区名掛丁128番地 広瀬通SEビル)	平成21年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号	平成20年2月に5年間継続を前提に入札を行っており、20年に設置した機器を継続して使用し、機械警備を行うことができるのは契約の相手方のみであるため(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,895,040	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 仙台法務局総務管理官 名取 治二 (宮城県仙台市宮城野区名掛丁128番地 広瀬通SEビル)	平成21年4月1日	リコー東北(株) 仙台市青葉区五橋一丁目5番3号	当該機器の保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は相手方のみであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,800,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 仙台法務局総務管理官 名取 治二 (宮城県仙台市宮城野区名掛丁128番地 広瀬通SEビル)	平成21年4月1日	(株)セント 仙台市青葉区上杉一丁目17番20号	当該機器の保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は相手方のみであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,700,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 仙台法務局総務管理官 名取 治二 (宮城県仙台市宮城野区名掛丁128番地 広瀬通SEビル)	平成21年4月1日	東芝テックビジネスソリューション(株) 仙台市泉区泉中央四丁目1番5号	当該機器の保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は相手方のみであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,600,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 仙台法務局総務管理官 名取 治二 (宮城県仙台市宮城野区名掛丁128番地 広瀬通SEビル)	平成21年4月1日	松本事務機(株) 仙台市宮城野区幸町二丁目11番23号	当該機器の保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は相手方のみであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,500,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
局内ネットワークシステム保守契約一式	支出負担行為担当官代理 仙台法務局総務管理官 名取 治二 (宮城県仙台市宮城野区名掛丁128番地 広瀬通SEビル)	平成21年4月1日	リコー東北(株) 仙台市青葉区五橋一丁目5番3号	当該システムは、契約業者が独自に開発構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決令第102条の4第3号)	1,856,610	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までには移行困難である。	平成24年度以降	
バックアップセンター業務支援作業委託契約	支出負担行為担当官代理 福島地方方法務局総務課長 田畑 恵一 (福島市霞町1-46)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋一丁目5-2	登記情報システムは、相手方が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る視線業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみである。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,598,464	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
V70システム稼働後支援作業委託契約	支出負担行為担当官代理 福島地方方法務局総務課長 田畑 恵一 (福島市霞町1-46)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋一丁目5-2	登記情報システムは、相手方が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る視線業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみである。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,895,879	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記識別情報用プリンタ賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 福島地方方法務局総務課長 田畑 恵一 (福島市霞町1-46)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,898,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までには移行困難である。	平成24年度以降	
新システムへの移行に伴う現行システム移行支援作業委託契約	支出負担行為担当官代理 福島地方方法務局総務課長 田畑 恵一 (福島市霞町1-46)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋一丁目5-2	登記情報システムは、相手方が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る視線業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみである。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	5,478,690	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
(不動産)登記複合処理システム賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 福島地方方法務局総務課長 田畑 恵一 (福島市霞町1-46)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株)東京 都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	2,708,823	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
(不動産)登記複合処理システム賃借契約	支出負担行為担当官代理 福島地方務局総務課長 田畑 恵一 (福島市霞町1-46)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株)東京 都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,389,393	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
(不動産)登記記入処理システム賃借契約	支出負担行為担当官代理 福島地方務局総務課長 田畑 恵一 (福島市霞町1-46)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株)東京 都千代田区丸の内3-4-1	記入処理システムは、契約者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃貸するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,126,878	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
(不動産)登記記入処理システム賃借契約	支出負担行為担当官代理 福島地方務局総務課長 田畑 恵一 (福島市霞町1-46)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株)東京 都千代田区丸の内3-4-1	記入処理システムは、契約者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃貸するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,023,120	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記情報システム用電子計算機の借入及びプログラム・プログラムの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 福島地方務局総務課長 田畑 恵一 (福島市霞町1-46)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株)東京 都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	71,416,485	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
受付番号票シールプリンター賃借契約	支出負担行為担当官代理 福島地方務局総務課長 田畑 恵一 (福島市霞町1-46)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株)東京 都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,137,384	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
バックアップセンター業務支援作業	支出負担行為担当官 山形地方務局長 草薙秀雄 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成21年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	7,795,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
V70システム稼働後支援作業に関する契約	支出負担行為担当官 山形地方務局長 草薙秀雄 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成21年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保するためには、同システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	5,744,796	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子複写機保守契約	支出負担行為担当官 山形地方務局長 草薙秀雄 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成21年4月1日	リコー東北株式会社山形支店 山形県山形市流通センター1-4-1	平成19年度に本件複写機の価格と向こう5年間分の保守料見込額の合計価格での一般競争入札により調達したものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,122,797	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
不動産登記複合処理システム賃貸借	支出負担行為担当官 山形地方務局長 草薙秀雄 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	17,116,416	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
不動産登記複合処理システム賃貸借(本局を除く)	支出負担行為担当官 山形地方務局長 草薙秀雄 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,051,192	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
不動産登記複合処理システム管理用サーバ賃貸借(BC)	支出負担行為担当官 山形地方務局長 草薙秀雄 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,161,644	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
不動産登記記入処理システム賃貸借(新庄を除く)	支出負担行為担当官 山形地方務局長 草薙秀雄 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続貸借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,995,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
事務処理用統合記入システム賃貸借(寒河江, 米沢, 酒田, 村山)	支出負担行為担当官 山形地方務局長 草薙秀雄 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,969,720	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記所外設置証明書等発行請求機賃貸借(米沢)	支出負担行為担当官 山形地方務局長 草薙秀雄 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器を貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,025,892	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記識別情報用印刷装置賃貸借	支出負担行為担当官 山形地方務局長 草薙秀雄 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成21年4月1日	リコーリース株式会社 東京都中央区銀座7-16-3 株式会社リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	独自にシステム構築された当該機器を貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,028,600	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
庁舎機械警備業務委託契約(山形合庁・鶴岡合庁)	支出負担行為担当官 山形地方務局長 草薙秀雄 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成21年4月1日	セコム株式会社 東京都渋谷区神宮前1-5-1	本契約は、5年間の委託を前提として平成20年度に一般競争入札しており、機械警備の遂行可能な者は、契約相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,144,080	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
庁舎機械警備業務委託契約 (単独庁)	支出負担行為担当官 山形地方務局長 草薙秀雄 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成21年4月1日	セコム株式会社 東京都渋谷区神宮前1-5-1	本契約は、5年間の委託を前提として平成20年度に一般競争入札しており、機械警備の遂行可能な者は、契約相手のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	8,568,000	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム用電子計算機の借入及びプログラム・プロダクトの使用許諾権に関する契約	支出負担行為担当官代理 盛岡地方務局総務課長 檜山 達雄 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	207,630,885	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記複合処理システム)	支出負担行為担当官代理 盛岡地方務局総務課長 檜山 達雄 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	17,883,855	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記複合処理システム)	支出負担行為担当官代理 盛岡地方務局総務課長 檜山 達雄 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,544,796	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
不動産登記複合処理システム管理用サーバー一式の借料	支出負担行為担当官代理 盛岡地方務局総務課長 檜山 達雄 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,983,586	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(不動産登記記入処理システム)	支出負担行為担当官代理 盛岡地方務局総務課長 檜山 達雄 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4,024,592	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(登記事務処理用統合記入システム)	支出負担行為担当官代理 盛岡地方務局総務課長 檜山 達雄 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,138,663	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記所外設置証明書等発行請求機賃貸借等契約	支出負担行為担当官代理 盛岡地方務局総務課長 檜山 達雄 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,880,802	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
バックアップセンター業務支援契約	支出負担行為担当官代理 盛岡地方務局総務課長 檜山 達雄 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保するため、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	7,795,392	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
V70システム稼働後業務支援作業に関する契約	支出負担行為担当官代理 盛岡地方方法務局総務課長 檜山 達雄 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	7,341,444	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記識別情報通知用プリンター賃借に関する契約	支出負担行為担当官代理 盛岡地方方法務局総務課長 檜山 達雄 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3 (株)リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,608,200	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 秋田地方方法務局総務課長 奥村 耕一 (秋田県秋田市山王7-1-3)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	221,404,680	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 秋田地方方法務局総務課長 奥村 耕一 (秋田県秋田市山王7-1-3)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	17,261,976	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
バックアップセンター業務支援契約	支出負担行為担当官代理 秋田地方方法務局総務課長 奥村 耕一 (秋田県秋田市山王7-1-3)	平成21年4月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	当該機器の保守を適正かつ迅速に行うことができ、かつ、必要な技術能力及び保守部品等を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	7,795,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
V70システム稼働後支援作業	支出負担行為担当官代理 秋田地方方法務局総務課長 奥村 耕一 (秋田県秋田市山王7-1-3)	平成21年4月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,809,228	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 秋田地方方法務局総務課長 奥村 耕一 (秋田県秋田市山王7-1-3)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,870,500	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 秋田地方方法務局総務課長 奥村 耕一 (秋田県秋田市山王7-1-3)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,040,820	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 秋田地方方法務局総務課長 奥村 耕一 (秋田県秋田市山王7-1-3)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,883,920	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記識別情報プリンタ賃貸借	支出負担行為担当官代理 秋田地方方法務局総務課長 奥村 耕一 (秋田県秋田市山王7-1-3)	平成21年4月1日	リコーリース株式会社 東京都中央区銀座7-16-3	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,318,400	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約	支出負担行為担当官代理 秋田地方方法務局総務課長 奥村 耕一 (秋田県秋田市山王7-1-3)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,163,912	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 秋田地方方法務局総務課長 奥村 耕一 (秋田県秋田市山王7-1-3)	平成21年4月1日	キャノンシステムアンドサポート株式会社秋田支店 秋田県秋田市川尻御休町9-1	当該機器の保守に必要な技術能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,088,922	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
バックアップセンター業務支援作業	支出負担行為担当官 青森地方方法務局長 高橋 洋 (青森県青森市長島1-3-5)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成・機能・操作・技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は、開発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3、予決令第102条の4第3項)	7,795,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
V70システム移動後支援作業	支出負担行為担当官 青森地方方法務局長 高橋 洋 (青森県青森市長島1-3-5)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成・機能・操作・技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は、開発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3、予決令第102条の4第3項)	5,212,582	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
不動産登記複合処理システム賃貸借	支出負担行為担当官 青森地方方法務局長 高橋 洋 (青森県青森市長島1-3-5)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は、契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3、予決令第102条の4第3項)	15,826,932	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
不動産登記複合処理システム賃貸借	支出負担行為担当官 青森地方法務局長 高橋 洋 (青森県青森市長島1—3—5)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3—4—1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は、契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3、予決令第102条の4第3項)	2,336,136	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
不動産登記複合処理システム管理サーバ賃貸借	支出負担行為担当官 青森地方法務局長 高橋 洋 (青森県青森市長島1—3—5)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3—4—1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は、契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3、予決令第102条の4第3項)	2,161,644	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
不動産登記記入処理システム賃貸借	支出負担行為担当官 青森地方法務局長 高橋 洋 (青森県青森市長島1—3—5)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3—4—1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は、契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3、予決令第102条の4第3項)	2,392,728	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
事務処理用統合記入システム賃貸借	支出負担行為担当官 青森地方法務局長 高橋 洋 (青森県青森市長島1—3—5)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3—4—1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は、契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3、予決令第102条の4第3項)	3,373,128	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記識別情報プリンタ賃貸借	支出負担行為担当官 青森地方法務局長 高橋 洋 (青森県青森市長島1—3—5)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7—16—3	当該機器については、前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3、予決令第102条の4第3項)	1,738,800	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成22年度	
五所川原支局及び弘前支局庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官 青森地方法務局長 高橋 洋 (青森県青森市長島1—3—5)	平成21年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前1—5—1	本契約は、5年間の委託を前提として平成20年度に一般競争入札しており、機械警備の遂行可能な者は、契約相手のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,655,920	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
準備書面作成支援システム関連機器の賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 札幌法務局庶務課長 長谷川 正彦 (札幌市北区北8条西2丁目1番1)	平成21年4月1日	北海道リコー株式会社 札幌市北区北7条西4丁目12番地	当該機器等については、前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,973,600	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借およびプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 札幌法務局庶務課長 長谷川 正彦 (札幌市北区北8条西2丁目1番1)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	123,363,135	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借およびソフトウェアの提供に関する契約(登記複合処理システム管理用サーバー式の賃貸料)	支出負担行為担当官代理 札幌法務局庶務課長 長谷川 正彦 (札幌市北区北8条西2丁目1番1)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,262,282	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借およびソフトウェアの提供に関する契約(登記複合処理システム一式の賃貸料)	支出負担行為担当官代理 札幌法務局庶務課長 長谷川 正彦 (札幌市北区北8条西2丁目1番1)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	17,069,997	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(登記複合処理システム一式の賃貸料)	支出負担行為担当官代理 札幌法務局庶務課長 長谷川 正彦 (札幌市北区北8条西2丁目1番1)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	1,608,523	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(登記記入処理システム一式の賃貸料)	支出負担行為担当官代理 札幌法務局庶務課長 長谷川 正彦 (札幌市北区北8条西2丁目1番1)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については、前年度から継続賃貸するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	3,048,185	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約(受付番号シールプリンター式の賃貸料)	支出負担行為担当官代理 札幌法務局庶務課長 長谷川 正彦 (札幌市北区北8条西2丁目1番1)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	936,600	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
富士通システムエンジニアリング支援契約(バックアップセンター業務支援作業)	支出負担行為担当官代理 札幌法務局庶務課長 長谷川 正彦 (札幌市北区北8条西2丁目1番1)	平成21年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理・運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	5,196,928	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
システムエンジニアリング支援契約(V70システム稼働御支援作業)	支出負担行為担当官代理 札幌法務局庶務課長 長谷川 正彦 (札幌市北区北8条西2丁目1番1)	平成21年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理・運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	6,269,186	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記識別情報通知用プリンターの賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 札幌法務局庶務課長 長谷川 正彦 (札幌市北区北8条西2丁目1番1)	平成21年4月1日	リコーリース株式会社 東京都中央区銀座7丁目16番3号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	4,057,200	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム用電子計算機の借入およびプログラム・プロダクトの使用許諾権に関する契約	支出負担行為担当官代理 函館地方務局戸籍課長 西下 由美子 (北海道函館市新川町25番18号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	113,674,680	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借およびソフトウェアの提供に関する契約 (不動産)登記複合処理システム	支出負担行為担当官代理 函館地方方法務局戸籍課長 西下 由美子 (北海道函館市新川町25番18号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	9,462,156	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借およびソフトウェアの提供に関する契約 (不動産)登記記入処理システム	支出負担行為担当官代理 函館地方方法務局戸籍課長 西下 由美子 (北海道函館市新川町25番18号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,167,200	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借およびソフトウェアの提供に関する契約 (不動産)登記複合処理システム管理用サーバ	支出負担行為担当官代理 函館地方方法務局戸籍課長 西下 由美子 (北海道函館市新川町25番18号)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,997,712	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
バックアップセンター業務支援作業一式	支出負担行為担当官代理 函館地方方法務局戸籍課長 西下 由美子 (北海道函館市新川町25番18号)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	7,795,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
V70システム稼働後支援作業一式	支出負担行為担当官代理 函館地方方法務局戸籍課長 西下 由美子 (北海道函館市新川町25番18号)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,083,718	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記識別情報通知用プリンタ賃貸借に関する契約一式	支出負担行為担当官代理 函館地方方法務局戸籍課長 西下 由美子 (北海道函館市新川町25番18号)	平成21年4月1日	リコーリース株式会社 東京都中央区銀座7-16-3 株式会社リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	当該機器については、前年度に引き続き継続貸借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,449,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記情報システム用電子計算機の借入及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 旭川地方方法務局次長 佐藤 弥内 (北海道旭川市宮前通東4155-31)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	151,570,440	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記複合処理システム賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 旭川地方務局次長 佐藤 弥内 (北海道旭川市宮前通東4155-31)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	11,345,880	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
BCシステムエンジニアリング支援作業契約	支出負担行為担当官代理 旭川地方務局次長 佐藤 弥内 (北海道旭川市宮前通東4155-31)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	7,795,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
V70システム稼働後支援作業契約	支出負担行為担当官代理 旭川地方務局次長 佐藤 弥内 (北海道旭川市宮前通東4155-31)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,148,150	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記記入処理システム賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 旭川地方務局次長 佐藤 弥内 (北海道旭川市宮前通東4155-31)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続貸借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項)	2,572,920	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記複合処理システム管理用サーバ賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 旭川地方務局次長 佐藤 弥内 (北海道旭川市宮前通東4155-31)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,163,912	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記識別情報通知用プリンター賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 旭川地方務局次長 佐藤 弥内 (北海道旭川市宮前通東4155-31)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3 (株)リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	当該機器については、前年度に引き続き継続貸借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,738,800	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記複合処理システム賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 旭川地方務局次長 佐藤 弥内 (北海道旭川市宮前通東4155-31)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	808,788	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プログラムの使用権許諾	支出負担行為担当官代理 釧路地方務局首席登記官 羽澤 勝夫 (北海道釧路市幸町10-3)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	156,279,060	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供 (登記複合処理システム一式)	支出負担行為担当官代理 釧路地方法務局首席登記官 羽澤 勝夫 (北海道釧路市幸町10-3)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器を貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	14,234,196	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
バックアップセンター業務支援	支出負担行為担当官代理 釧路地方法務局首席登記官 羽澤 勝夫 (北海道釧路市幸町10-3)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1丁目5番2号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保するためには、同システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	7,795,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
V70システム稼働後支援	支出負担行為担当官代理 釧路地方法務局首席登記官 羽澤 勝夫 (北海道釧路市幸町10-3)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1丁目5番2号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保するためには、同システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,148,150	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供 (登記記入処理システム)	支出負担行為担当官代理 釧路地方法務局首席登記官 羽澤 勝夫 (北海道釧路市幸町10-3)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器を貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,809,416	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供 (登記情報システム事務処理用端末装置)	支出負担行為担当官代理 釧路地方法務局首席登記官 羽澤 勝夫 (北海道釧路市幸町10-3)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器を貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,572,708	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供 (登記複合処理システム一式)	支出負担行為担当官代理 釧路地方法務局首席登記官 羽澤 勝夫 (北海道釧路市幸町10-3)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器を貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,938,108	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供 (登記複合処理システム管理用サーバー一式)	支出負担行為担当官代理 釧路地方法務局首席登記官 羽澤 勝夫 (北海道釧路市幸町10-3)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器を貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,161,644	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記識別情報通知用プリンター式賃貸借	支出負担行為担当官代理 釧路地方法務局首席登記官 羽澤 勝夫 (北海道釧路市幸町10-3)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7丁目1 6番3号	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,738,800	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記所管轄転属支援作業	支出負担行為担当官代理 釧路地方法務局首席登記官 羽澤 勝夫 (北海道釧路市幸町10-3)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1丁目5 番2号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,034,942	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
リコー製複写機保守に関する委託契約 一式	支出負担行為担当官代理 高松法務局訟務部長 森木田 邦裕 (香川県高松市丸の内1-1)	平成21年4月1日	リコー関西(株) 大阪府大阪市中央区谷町 4-11-6	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	9,065,627	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
準備書面作成支援システム機器借料 一式	支出負担行為担当官代理 高松法務局訟務部長 森木田 邦裕 (香川県高松市丸の内1-1)	平成21年4月1日	リコー関西(株) 大阪府大阪市中央区谷町 4-11-6 リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,772,000	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム事務処理用印刷装置借料 一式	支出負担行為担当官代理 高松法務局訟務部長 森木田 邦裕 (香川県高松市丸の内1-1)	平成21年4月1日	NTTファイナンス(株) 東京都港区芝浦1-2-1	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,856,400	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記識別情報通知用プリンタ借料 一式	支出負担行為担当官代理 高松法務局訟務部長 森木田 邦裕 (香川県高松市丸の内1-1)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3 (株)リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,738,800	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
カラー印刷機借料 一式	支出負担行為担当官代理 高松法務局訟務部長 森木田 邦裕 (香川県高松市丸の内1-1)	平成21年4月1日	石井事務機(株) 香川県高松市松福町2-4-8	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,038,240	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム用電子計算機の借入及びプログラム・プロダクトの使用権許諾 一式	支出負担行為担当官代理 徳島地方法務局首席登記官 田所一徳 (徳島県徳島市徳島町城内6-6)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	15,941,625	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供((不動産)登記複合処理システム管理用サーバ) 一式	支出負担行為担当官代理 徳島地方法務局首席登記官 田所一徳 (徳島県徳島市徳島町城内6-6)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,163,912	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供(不動産登記複合処理システム) 一式	支出負担行為担当官代理 徳島地方法務局首席登記官 田所一徳 (徳島県徳島市徳島町城内6-6)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	10,456,956	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供(不動産登記複合処理システム) 一式	支出負担行為担当官代理 徳島地方法務局首席登記官 田所一徳 (徳島県徳島市徳島町城内6-6)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	500,340	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供((不動産)登記記入処理システム) 一式	支出負担行為担当官代理 徳島地方法務局首席登記官 田所一徳 (徳島県徳島市徳島町城内6-6)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	2,496,816	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
バックアップセンター業務支援作業 一式	支出負担行為担当官代理 徳島地方法務局首席登記官 田所一徳 (徳島県徳島市徳島町城内6-6)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	7,795,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
V70システム移動後支援作業(分室ほか3庁) 一式	支出負担行為担当官代理 徳島地方法務局首席登記官 田所一徳 (徳島県徳島市徳島町城内6-6)	平成21年4月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	3,615,934	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記識別情報通知用プリンター賃貸借(登記部門ほか2庁)	支出負担行為担当官代理 徳島地方法務局首席登記官 田所一徳 (徳島県徳島市徳島町城内6-6)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7丁目1-6番3号	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,449,000	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
登記情報システム用電子計算機の借入及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官 高知地方法務局長 藤原基忠 (高知市小津町4-30)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 特例政令第13条第1項第2号)	182,707,560	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約〔(不動産)登記複合処理システム〕	支出負担行為担当官 高知地方法務局長 藤原基忠 (高知市小津町4-30)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	15,062,004	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約[(不動産)登記記入処理システム]	支出負担行為担当官 高知地方務局長 藤原基忠 (高知市小津町4-30)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,436,020	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約[(不動産)登記複合処理システム管理用サーバ]	支出負担行為担当官 高知地方務局長 藤原基忠 (高知市小津町4-30)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,163,912	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子計算機の賃貸借及びソフトウェアの提供に関する契約[(不動産)登記複合処理システム]	支出負担行為担当官 高知地方務局長 藤原基忠 (高知市小津町4-30)	平成21年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,339,116	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
システムエンジニアリング支援契約(バックアップセンター業務支援作業)	支出負担行為担当官 高知地方務局長 藤原基忠 (高知市小津町4-30)	平成21年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	7,795,392	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
システムエンジニアリング支援契約(V70システム稼働後支援作業)	支出負担行為担当官 高知地方務局長 藤原基忠 (高知市小津町4-30)	平成21年4月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,212,582	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
電子複写機等保守料	支出負担行為担当官 高知地方務局長 藤原基忠 (高知市小津町4-30)	平成21年4月1日	リコー関西株式会社 大阪府大阪市中央区谷町4-11-6	契約対象である複写機の保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,807,249	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成23年度	
不動産登記識別情報プリンタ借料	支出負担行為担当官 高知地方務局長 藤原基忠 (高知市小津町4-30)	平成21年4月1日	リコーリース株式会社 東京都中央区銀座7-16-3	当該機器については、前年度に引き続き継続貸借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,738,800	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
本局登記部門外8庁電子計算機賃借料及びプログラムプロダクト使用権許諾	支出負担行為担当官代理 松山地方務局長 法務事務官 中條 晴之 (松山市宮田町188-6)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	226,059,120	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記部門外7庁不動産登記複合処理システム賃借料	支出負担行為担当官代理 松山地方法務局 法務事務官 中條 晴之 (松山市宮田町188-6)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	22,218,204	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
バックアップセンター業務運用SE支援作業	支出負担行為担当官代理 松山地方法務局 法務事務官 中條 晴之 (松山市宮田町188-6)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1丁目5番2号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	7,795,393	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記部門外7庁登記所システム及びBC室不動産集中処理システムCPU稼働後SE支援作業	支出負担行為担当官代理 松山地方法務局 法務事務官 中條 晴之 (松山市宮田町188-6)	平成21年4月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1丁目5番2号	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	6,809,228	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
複写機保守料	支出負担行為担当官代理 松山地方法務局 法務事務官 中條 晴之 (松山市宮田町188-6)	平成21年4月1日	株式会社クロダ商会 松山市宮田町108番地1	平成19年度に本件複写機の価格と向こう5年間分の保守料見込額の合計価格での一般競争入札により調達したものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	5,206,031	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
大洲支局外7庁不動産登記記入処理システム賃借料	支出負担行為担当官代理 松山地方法務局 法務事務官 中條 晴之 (松山市宮田町188-6)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	不動産登記記入処理システムは、契約業者が独自に開発・構築し、当該機器等については前年度から継続賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	4,121,952	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
松山地方法務局大洲支局庁舎ほか3庁の機械警備業務委託	支出負担行為担当官代理 松山地方法務局 法務事務官 中條 晴之 (松山市宮田町188-6)	平成21年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号	平成19年度に5年契約を前提とした入札を実施しており、また、庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,564,540	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
複写機保守料	支出負担行為担当官代理 松山地方務局 法務事務官 中條 晴之 (松山市宮田町188-6)	平成21年4月1日	富士ゼロックス四国株式会社 香川県高松市磨屋町8番地1	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,398,583	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
本局登記部門外6庁の不動産登記複合処理システム賃借料	支出負担行為担当官代理 松山地方務局 法務事務官 中條 晴之 (松山市宮田町188-6)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,334,264	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記識別情報通知用プリンター賃借に関する契約	支出負担行為担当官代理 松山地方務局 法務事務官 中條 晴之 (松山市宮田町188-6)	平成21年4月1日	リコーリース株式会社 東京都中央区銀座7-1-6-3	器械については、前年度に引き続き継続貸借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,318,400	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
バックアップセンター不動産登記複合処理システム管理用サーバ賃借料	支出負担行為担当官代理 松山地方務局 法務事務官 中條 晴之 (松山市宮田町188-6)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,161,644	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
松山地方務局管内合同庁舎機械警備業務委託	支出負担行為担当官代理 松山地方務局 法務事務官 中條 晴之 (松山市宮田町188-6)	平成21年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号	平成19年度に5年契約を前提とした入札を実施しており、また、庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,663,200	本契約については、複数年度にわたる契約を前提としているため、期間到来までは移行困難である。	平成24年度以降	
宇和島支局外4庁の登記情報システム事務処理用端末装置賃借契約	支出負担行為担当官代理 松山地方務局 法務事務官 中條 晴之 (松山市宮田町188-6)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,189,536	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
登記所外設置証明書等発行請求機賃借料	支出負担行為担当官代理 松山地方務局 法務事務官 中條 晴之 (松山市宮田町188-6)	平成21年4月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	独自にシステム構築された当該機器を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	722,604	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
複写機保守料	支出負担行為担当官代理 松山地方務局 法務事務官 中條 晴之 (松山市宮田町188-6)	平成21年4月1日	アカマツ株式会社 松山市福音寺町235-1	保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,048,336	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
コニカミノルタ社製電子複写機の保守及び点検等に関する契約 一式	支出負担行為担当官 最高検察庁検事総長 樋渡利秋 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株) 東京都中央区日本橋本町1-5-4	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	7,814,916	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
富士ゼロックス社製電子複写機の保守及び点検等に関する契約 一式	支出負担行為担当官 最高検察庁検事総長 樋渡利秋 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	富士ゼロックス㈱ 東京都港区赤坂9-7-3	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	3,427,380	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
東芝社製電子複写機の保守及び点検等に関する契約 一式	支出負担行為担当官 最高検察庁検事総長 樋渡利秋 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	東芝テックビジネスソリューション㈱ 東京都品川区東五反田2-17-2	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	3,486,108	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
複写機の保守 一式	支出負担行為担当官 東京高等検察庁検事長 大林 宏 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	富士ゼロックス㈱ 東京都港区赤坂9-7-3	契約業者は、当該複写機の製造、納入業者であり保守及び消耗品の安定供給能力を有し、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,097,435	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
複写機の保守 一式	支出負担行為担当官 東京高等検察庁検事長 大林 宏 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	リコー販売㈱ 東京都中央区銀座7-16-12	契約業者は、当該複写機の製造、納入業者であり保守及び消耗品の安定供給能力を有し、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,313,181	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
複写機の保守	支出負担行為担当官 大阪高等検察庁検事長 中尾 巧 (大阪府福島区福島1-1-60)	平成21年4月1日	富士ゼロックス㈱ 大阪営業所 大阪市中央区瓦町3-6-5	契約の相手方は、当該機器の製造・設置を行ったものであり、保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は、契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,748,325	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
デジタル複写機保守契約	支出負担行為担当官 名古屋高等検察庁 検事長 松永榮治 (名古屋市中区三の丸4-3-1)	平成21年4月1日	富士ゼロックス株式会社愛知営業所 (名古屋市中区錦1-10-2)	当該複写機の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	2,514,571	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
複写機の保守及び消耗品等の供給に関する契約(5台分)	支出負担行為担当官 広島高等検察庁検事長 笠間治雄 (広島市中区上八丁堀2-15)	平成21年4月1日	富士ゼロックス広島(株) 広島市南区稲荷町2-16	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,648,837	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
乾式複写機保守委託契約 一式	支出負担行為担当官 福岡高等検察庁検事長 有田知徳 (福岡市中央区舞鶴2-5-30)	平成21年4月1日	㈱エビス事務器 福岡市博多区博多駅東3-12-12	当該複写機の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであり、競争を許さないこと並びに機器購入時に、機器減価償却期間である5年間の総使用量を基に保守委託契約を含めた一般競争入札を実施した結果得られた単価であるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,981,155	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
複写機保守契約	支出負担行為担当官 仙台高等検察庁検事長 増田暢也 (宮城県仙台市青葉区片平1-3-1)	平成21年4月1日	リコー東北(株) 宮城県仙台市青葉区五橋1-5-3	対象複写機の保守に必要な技術・能力及び保守部品を提供できる者が契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,957,561	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
乾式複写機の保守及び消耗品供給契約	支出負担行為担当官 高松高等検察庁検事長 柳 俊 夫 (香川県高松市丸の内1-1)	平成21年4月1日	石井事務機(株) 香川県高松市松福町2-4-8	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,841,674	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
高松法務合同庁舎機械警備業務請負契約	支出負担行為担当官 高松高等検察庁検事長 柳 俊 夫 (香川県高松市丸の内1-1)	平成21年4月1日	四国警備保障(株) 香川県高松市六条町1197-1	契約業者は、一昨年度の年間契約のために実施した一般競争入札での落札業者で、毎年契約業者を変更すると、その都度既設設備の撤去及び新機器設置のために新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,039,920	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機保守にかかる年間契約	支出負担行為担当官 東京地方検察庁検事正 岩村修二 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株) 東京都中央区日本橋本町1-5-4	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	43,430,421	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成26年度以降	
複写機保守にかかる年間契約	支出負担行為担当官 東京地方検察庁検事正 岩村修二 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	富士ゼロックス(株) 東京都港区六本木3-1-1	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	20,401,499	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成26年度以降	
複写機保守にかかる年間契約	支出負担行為担当官 東京地方検察庁検事正 岩村修二 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	キャンノンマーケティングジャパン(株) 東京都港区港南2-16-6	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	9,543,689	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成26年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
複写機保守にかかる年間契約	支出負担行為担当官 東京地方検察庁検事正 岩村修二 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	リコー販売(株) 東京都中央区銀座6-14-6	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4,251,269	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成26年度以降	
ETCスルーカードN使用にかかる年間契約	支出負担行為担当官 東京地方検察庁検事正 岩村修二 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	(株)ジェーシービー 東京都港区南青山5-1-22青山ライズスクエア	高速道路等道路利用料金は一律であり、競争の余地がない。また、契約の相手方は、年会費、カード発行料、事務手数料等不要。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	3,556,640	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成23年度以降	
タクシー借り上げ年間契約	支出負担行為担当官 東京地方検察庁検事正 岩村修二 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	日個連東京都営業協同組合 東京都豊島区巢鴨1-9-1	道路運送法第9条による認可料金が同一であり競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	18,042,040	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成23年度以降	
複写機保守及び消耗品等供給契約	支出負担行為担当官 横浜地方検察庁検事正 内顯策 (横浜市中区日本大通9)	井 平成21年4月1日	富士ゼロックス(株) 東京都港区赤坂2-17-22	当該機器の保守に必要な技術・能力及び消耗品供給能力を有するものが他になく、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	22,898,379	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
複写機保守及び消耗品等供給契約	支出負担行為担当官 横浜地方検察庁検事正 内顯策 (横浜市中区日本大通9)	井 平成21年4月1日	コニカミノルタテクノ東京(株) 神奈川支社 横浜市中区山下町22番地	当該機器の保守に必要な技術・能力及び消耗品供給能力を有するものが他になく、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,006,174	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
複写機賃貸借契約	支出負担行為担当官 横浜地方検察庁検事正 内顯策 (横浜市中区日本大通9)	井 平成21年4月1日	(株)カイショー 横浜市区平沼2-2-2	当該機器は一般競争入札により調達し、5年リースの4年目で前年度に引き続き賃貸借し、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,580,480	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
複写機37台の保守点検等請負契約 一式	支出負担行為担当官 さいたま地方検察庁検事正 勝丸充啓 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成21年4月1日	リコー販売(株)埼玉事業本部 埼玉県さいたま市北区宮原町3-77-2	当該機器の保守に必要な技術・能力及び消耗品供給能力を有するものが他になく、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	28,142,771	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機保守料	支出負担行為担当官 千葉地方検察庁 河村 博 (千葉市中央区中央4丁目11番1号)	平成21年4月1日	(株)千葉測器 千葉市中央区都町2丁目19番3号	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	18,586,427	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
デジタル複合機等18台の保守に関する契約	支出負担行為担当官 水戸地方検察庁検事正 佐々木善三 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成21年4月1日	(株)東和 茨城県水戸市吉沢町1060-2	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	8,661,567	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
カラー複合機等7台の保守に関する契約	支出負担行為担当官 水戸地方検察庁検事正 佐々木善三 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成21年4月1日	関彰商事株式会社 リレーション部水戸支店 茨城県ひたちなか市枝川277	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	4,184,646	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
庁舎機械警備委託契約 (水戸地方法務合同庁舎ほか7庁)	支出負担行為担当官 水戸地方検察庁検事正 佐々木善三 支出負担行為担当官代理 水戸地方法務局首席登記官(法人登記担当) 林康雄 支出負担行為担当官 水戸保護観察所長 清水幸男 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成21年4月1日	総合警備保障(株) 東京都港区元赤坂1-6-6	本契約は、平成18年度に複数年の契約を前提として一般競争入札を実施したものであり、当該業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,436,400	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
複合機の保守料・関係消耗品供給料 一式	支出負担行為担当官 宇都宮地方検察庁検事正 高井新二 (栃木県宇都宮市小幡2-1-11)	平成21年4月1日	関東マルワ産業㈱ 栃木県宇都宮市平出工業団地38-38	複写機本体につき、平成17年度に新規購入した際、同一業者と5年間の当該保守契約を締結した経緯があり、契約の性質若しくは目的を検討して、本年度を最後に当該契約業者と本件随意契約することとしたため(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)。	3,691,546	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複合機の保守料・関係消耗品供給料 一式	支出負担行為担当官 宇都宮地方検察庁検事正 高井新二 (栃木県宇都宮市小幡2-1-11)	平成21年4月1日	マツイ事務器㈱ 栃木県宇都宮市松が峰1-1-16松井ビル2階	複写機本体につき、平成18年度において5年間の保守料を含めた一般競争入札に付して調達しており、当該機器の保守に必要な技術・能力を有する業者が契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)。	2,077,913	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
静電式複写機(モノクロ)保守契約	支出負担行為担当官 前橋地方検察庁検事正 荒木 俊夫 (群馬県前橋市大手町3-2-1)	平成21年4月1日	リコー販売(株)群馬支社 群馬県前橋市元総社町527-3	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,290,646	平成21年度に一般競争入札を実施	—	
静電式複写機(カラー)保守契約	支出負担行為担当官 前橋地方検察庁検事正 荒木 俊夫 (群馬県前橋市大手町3-2-1)	平成21年4月1日	リコー販売(株)群馬支社 群馬県前橋市元総社町527-3	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,821,948	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
カラー複写機(リース機)保守契約	支出負担行為担当官 前橋地方検察庁検事正 荒木 俊夫 (群馬県前橋市大手町3-2-1)	平成21年4月1日	リコー販売(株)群馬支社 群馬県前橋市元総社町52-7-3	複写機本体につき、平成18年度において5年間の保守料を含めた一般競争入札に付して調達しており、当該機器の保守に必要な技術・能力を有する業者が契約業者に特定されるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,502,981	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
複写機保守契約	支出負担行為担当官 前橋地方検察庁検事正 荒木 俊夫 (群馬県前橋市大手町3-2-1)	平成21年4月1日	リコー販売(株)群馬支社 群馬県前橋市元総社町52-7-3	複写機本体につき、平成19年度において5年間の保守料を含めた一般競争入札に付して調達しており、当該機器の保守に必要な技術・能力を有する業者が契約業者に特定されるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,381,665	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
支部、管内区検察庁の庁舎機械警備業務委託契約	支出負担行為担当官 前橋地方検察庁検事正 荒木 俊夫 (群馬県前橋市大手町3-2-1)	平成21年4月1日	セコム上信越(株) 新潟県新潟市中央区新光町1-10	本契約は、平成19年度に複数年の契約を前提として一般競争入札を実施したものであり、当該業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,146,600	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
コニカ製デジタル複合機保守契約	支出負担行為担当官 静岡地方検察庁検事正 北村 道夫 (静岡市葵区追手町9番45号)	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社静岡営業所 静岡市駿河区稲川2丁目2番1号	契約の相手方は、平成19年度に5年間の保守を前提とした一般競争入札の結果、当該機器の設置を行ったものであり、保守業務等を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,510,291	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
静岡地方事務総合庁舎ほか5庁における機械警備委託契約	支出負担行為担当官 静岡地方検察庁検事正 北村 道夫 (静岡市葵区追手町9番45号)	平成21年4月1日	総合警備保障株式会社 東京都港区赤坂1丁目6番6号	契約の相手方は、平成19年度に5年間の警備機器の減価償却期間を前提とした一般競争入札の結果、当該機器の設置を行ったものであり、警備業務等を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,751,400	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
複写機7台の保守契約一式	支出負担行為担当官 甲府地方検察庁検事正 桑原 研二 (山梨県甲府市中央1-11-8)	平成21年4月1日	(株)小林事務機 山梨県笛吹市石和町今井185-2	購入年数の経過した複写機は、メンテナンスや修理に要する部品調達が製造メーカー系列でなければ早急に対応できないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,519,138	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
フルカラー複合機3台の保守契約一式	支出負担行為担当官 甲府地方検察庁検事正 桑原 研二 (山梨県甲府市中央1-11-8)	平成21年4月1日	(株)小林事務機 山梨県笛吹市石和町今井185-2	平成19年10月に5年リースを前提とした一般競争入札によって調達した機器であって、保守が可能な者は契約相手方のみであり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,561,031	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
ETCコーポレートカード利用料	支出負担行為担当官 長野地方検察庁検事正 西村 逸夫 (長野市旭町1108)	平成21年4月1日	中日本高速道路(株) 東京都八王子市宇津木町2-31	高速道路等道路利用料金は一律であり、競争の余地がないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,155,500	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成23年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
長岡法務総合庁舎ほか6庁舎機械警備業務委託契約	支出負担行為担当官 新潟地方検察庁検事正 内尾 武博 (新潟市中央区西大畑町5191)	平成21年4月1日	新潟綜合警備保障(株) 新潟市東区小金町1-17-20	警備機器設置後5年未満であり、同機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,890,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
複写機保守契約	支出負担行為担当官 新潟地方検察庁検事正 内尾 武博 (新潟市中央区西大畑町5191)	平成21年4月1日	コニカミノルタNC(株) 新潟市江南区亀田工業団地1-2-13	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,681,988	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
複写機保守及び消耗品供給契約	支出負担行為担当官 大阪地方検察庁検事正 三浦 正晴 (大阪市福島区福島1-1-60)	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)官公庁事業部近畿官公庁営業部 大阪市西区西本町2-3-10	複写機本体につき、平成17年度から同19年度にかけて保守及び消耗品供給費用を含めた一般競争入札に付して調達しているところ、契約の相手方は、当該機器の製造・設置を行ったものであり、保守業務等を迅速・確実に遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	35,000,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機保守等契約	支出負担行為担当官 京都地方検察庁検事正 梶木 壽 (京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82)	平成21年4月1日	富士ゼロックス京都(株)	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,584,250	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機保守等契約	支出負担行為担当官 京都地方検察庁検事正 梶木 壽 (京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82)	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)大阪支社 京都営業所	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,884,728	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
複写機保守等契約	支出負担行為担当官 京都地方検察庁検事正 梶木 壽 (京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82)	平成21年4月1日	(株)三井田商事	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,896,674	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機保守等契約	支出負担行為担当官 京都地方検察庁検事正 梶木 壽 (京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82)	平成21年4月1日	(株)上田屋	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,073,522	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
複合機の保守及び消耗品等供給	支出負担行為担当官 神戸地方検察庁検事正 吉川 興治 (神戸市中央区橋通1-4-1)	平成21年4月1日	富士ゼロックス㈱西日本支社 大阪市中央区安土町3-5-12	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	15,048,034	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
タクシー乗車票使用	支出負担行為担当官 神戸地方検察庁検事正 吉川 興治 (神戸市中央区橋通1-4-1)	平成21年4月1日	兵庫県タクシー事業協同組合 神戸市灘区岩屋北町7-2-24	当該契約は、道路運送法第9条による認可料金が同一であり競争を許さないことから、公募により契約業者を特定し契約を締結したもの。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	2,103,540	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成23年度以降	
複写機保守及び消耗品供給契約一式	支出負担行為担当官 奈良地方検察庁検事正 丸山 恭 (奈良市登大路町1-1)	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)近畿直販事業部 大阪府西区西本町2-3-10	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	3,156,667	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
庁舎機械警備業務委託 3庁舎	支出負担行為担当官 奈良地方検察庁検事正 丸山 恭 (奈良市登大路町1-1)	平成21年4月1日	総合警備保障(株)奈良支社 奈良市二条大路南1-2-7	平成18年度に3庁舎を集約し機械警備機器設置を含めた5年ベースの一般競争入札を実施して得られた単価であることと、現行設置機器の撤去及び新機械警備機器の設置を行うと新たな経費が発生することから、現行設置機器の業者と契約することが有利であるため随意契約とした。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,234,800	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
複写機の保守一式	支出負担行為担当官 大津地方検察庁検事正 松井 巖 (滋賀県大津市京町3-1-1)	平成21年4月1日	(株)三井田商事滋賀営業所 滋賀県守山市吉身五丁目4-31	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,285,020	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度以降	
複写機保守点検契約	支出負担行為担当官 和歌山地方検察庁検事正 玉井 英章 (和歌山市二番丁3)	平成21年4月1日	和歌山ゼロックス㈱ 和歌山市内原1000-1	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する業者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,173,000	平成21年度に一般競争入札を実施	—	
複写機保守契約(30台)	支出負担行為担当官 名古屋地方検察庁検事正 麻生 光洋 (名古屋市中区三の丸4-3-1)	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスサポート愛知㈱ 名古屋市中区三の丸4-3-1	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	12,897,465	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成26年度	
複写機保守契約(24台)	支出負担行為担当官 名古屋地方検察庁検事正 麻生 光洋 (名古屋市中区三の丸4-3-1)	平成21年4月1日	システムサポート㈱ 名古屋市中区三の丸4-3-1	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	6,094,055	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成26年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
一宮法務合同庁舎ほか4庁舎機械警備委託契約	支出負担行為担当官 名古屋地方検察庁検事正 麻生 光洋 (名古屋市中区三の丸4-3-1)	平成21年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,499,400	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
ETCカード使用年間契約	支出負担行為担当官 名古屋地方検察庁検事正 麻生 光洋 (名古屋市中区三の丸4-3-1)	平成21年4月1日	(株)ジェーシービー 東京都港区南青山5-1-22	高速道路等道路利用料金は一律であり、競争の余地はない。また、相手方は年会費、カード発行料、事務手数料等が不要。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,781,390	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成23年度以降	
複写機保守契約一式	支出負担行為担当官 津地方検察庁検事正 岩永 建保 (三重県津市中央3番12号)	平成21年4月1日	有限会社マコト 三重県津市高茶屋小森町4090番地の1	平成18年度の機器更新と保守料を含めた一般競争入札の落札業者であり、当該機器の保守に必要な技術力・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであることから競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	5,539,365	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機保守契約一式	支出負担行為担当官 津地方検察庁検事正 岩永 建保 (三重県津市中央3番12号)	平成21年4月1日	富士ゼロックス三重株式会社 三重県津市栄町一丁目817番地	当該機器の保守に必要な技術力・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであることから競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,487,076	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
庁舎機械警備業務委託契約一式 (津法務総合庁舎・鈴鹿区検察庁庁舎・津地方検察庁松阪支部庁舎・四日市法務合同庁舎・伊勢法務合同庁舎・熊野法務合同庁舎)	支出負担行為担当官 津地方検察庁検事正 岩永 建保 (三重県津市中央3番12号)	平成21年4月1日	三重総合警備保障株式会社 三重県四日市市市鵜の森二丁目6番3号	本契約は、平成18年度に複数年の契約を前提として一般競争入札を実施したものであり、当該業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,454,480	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成25年度	
富士ゼロックス製複写機保守契約	支出負担行為担当官 岐阜地方検察庁検事正 吉田 統宏 (岐阜市美江寺町2-8)	平成21年4月1日	富士ゼロックス岐阜(株) 岐阜市金町6-6	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,571,985	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
複写機保守業務契約 一式	支出負担行為担当官 福井地方検察庁検事正 八木 宏幸 (福井市春山1-1-54)	平成21年4月1日	エフケーユーテクニカル(株) 福井市和田東1-2217	5年リースを前提とした複写機であり、保守が可能な事業者は契約相手方のみであり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,526,282	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
金沢法務合同庁舎、七尾法務総合庁舎、小松法務合同庁舎、金沢地方検察庁輪島支部・輪島区検察庁、珠洲区検察庁の機械警備業務委託契約 一式	支出負担行為担当官 金沢地方検察庁検事正 伊丹 俊彦 (石川県金沢市大手町6-15) 支出負担行為担当官 中部公安調査局長 佐藤 進 (名古屋市中区三の丸4-3-1) 支出負担行為担当官代理 金沢保護観察所統括保護観察官 加藤 雅之 (石川県金沢市西念3-4-1)	平成21年4月1日	セコム北陸(株) 石川県金沢市尾山町3-18	契約業者の機械警備システムの更新時期が未到来であることから、契約の相手方を他の業者に変更する場合、他の業者のシステム設置等の新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,234,800	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
富山法務合同庁舎等機械警備委託契約 一式	支出負担行為担当官 富山地方検察庁検事正 鶴田小夜子 支出負担行為担当官 富山保護観察所長 別所良紀 (富山市西田地方町2-9-16) 支出負担行為担当官代理 富山地方法務局総務課長 瀧村剛 (富山市牛島新町11番7号)	平成21年4月1日	セコム北陸株式会社 金沢市尾山町3番18号	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,461,600	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成26年度	
複写機保守契約 一式	支出負担行為担当官 富山地方検察庁検事正 鶴田小夜子 (富山市西田地方町2-9-16)	平成21年4月1日	イワイ(株) 富山市赤田623-2	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,278,546	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度以降	
複写機等保守契約	支出負担行為担当官 広島地方検察庁 検事正長井博美 (広島市中区上八丁堀2-15)	平成21年4月1日	(株)立芝 広島市西区楠町2-4-3	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4,425,788	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
複写機保守契約	支出負担行為担当官 広島地方検察庁検事正 長井 博美 (広島市中区上八丁堀2-15)	平成21年4月1日	富士ゼロックス広島(株) 広島市南区稲荷町2-16	本機は、平成19年度に向後5年間の複合複写機の保守料込みでトータルコストを比較して一般競争入札を実施しており、まだ5年経過しておらず、契約の目的が競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,501,006	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
山口地方検察庁庁舎外機械警備業務委託契約 1式	支出負担行為担当官 山口地方検察庁検事正 安田 博延 (山口市駅通り1-1-2)	平成21年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前1-5-1	本契約は、平成19年度に複数年の契約を前提として一般競争入札を実施したものであり、当該業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,436,400	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
乾式複写機保守業務	支出負担行為担当官 岡山地方検察庁検事正 中野 寛司 (岡山市北区南方1-3-58)	平成21年4月1日	(株)ハタ事務機 岡山市北区辰巳285-1	複写機本体につき、平成19年度に保守及び消耗品供給費用を含めた一般競争入札に付して調達しており、引き続き当該業者と契約することにより、有利な価格をもって契約を締結できるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	4,065,341	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
乾式複写機保守業務	支出負担行為担当官 岡山地方検察庁検事正 中野 寛司 (岡山市北区南方1-3-58)	平成21年4月1日	富士ゼロックス岡山(株) 岡山市北区今4-14-26	複写機本体につき、平成19年度に保守及び消耗品供給費用を含めた一般競争入札に付して調達しており、引き続き当該業者と契約することにより、有利な価格をもって契約を締結できるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,932,350	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
岡山地方法務合同庁舎第1庁舎ほか7庁における機械警備業務	支出負担行為担当官 岡山地方検察庁検事正 中野 寛司 (岡山市北区南方1-3-58)	平成21年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前1-5-1	契約業者は、平成18年度の一般競争入札による落札業者で、毎年契約業者を変更すると、その都度既設機器の設置工事を行う必要があり、競争に付すことが不利と認められるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,380,960	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
松江法務合同庁舎ほか3庁舎機械警備業務委託契約	支出負担行為担当官 松江地方検察庁検事正 井越 登茂子 (島根県松江市母衣町50番地)	平成21年4月1日	ALSOK山陰(株) 島根県松江市朝日町477番地17	契約業者は、平成18年度に実施した一般競争入札による落札者であるところ、毎年契約業者を変更すると、その都度既設機器の撤去及び新機器の設置工事を行う必要があり、新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,494,800	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
複写機(富士ゼロックス製)保守業務請負契約	支出負担行為担当官 松江地方検察庁検事正 井越 登茂子 (島根県松江市母衣町50番地)	平成21年4月1日	(株)ミック 島根県松江市学園南2-10-14	複写機本体につき、平成19年度において5年間の保守料を含めた一般競争入札に付して調達しており、当該機器の保守に必要な技術・能力を有する業者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,050,396	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
乾式複写機保守契約	支出負担行為担当官 福岡地方検察庁検事正 南部 義廣 (福岡市中央区舞鶴2-5-30)	平成21年4月1日	(株)福助屋 福岡市博多区博多駅前4-8-10	当該複写機の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	5,000,342	平成21年度に一般競争入札を実施	—	
乾式複写機保守契約	支出負担行為担当官 福岡地方検察庁検事正 南部 義廣 (福岡市中央区舞鶴2-5-30)	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)福岡直販事業部 福岡市博多区東比恵1-2-12	前年度に保守料を含めた5年間のリースを前提とした一般競争入札を実施していること、当該複写機の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	3,607,210	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
乾式複写機(45枚／分以上機)保守契約	支出負担行為担当官 福岡地方検察庁検事正 南部 義廣 (福岡市中央区舞鶴2-5-30)	平成21年4月1日	富士ゼロックス福岡(株) 福岡市博多区博多駅前1-6-16	前年度に、機器購入と共に保守料を含めた5年ベースの一般競争入札を実施していること、当該複写機の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,480,356	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
乾式複写機(75枚／分以上機)保守契約	支出負担行為担当官 福岡地方検察庁検事正 南部 義廣 (福岡市中央区舞鶴2-5-30)	平成21年4月1日	富士ゼロックス福岡(株) 福岡市博多区博多駅前1-6-16	前年度に保守料を含めた5年間のリースを前提とした一般競争入札を実施していること、当該複写機の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,126,154	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
複写機の保守点検等業務委託	支出負担行為担当官 佐賀地方検察庁検事正 總山 哲 (佐賀市中の小路5-25)	平成21年4月1日	(株)チワタ 佐賀市若宮3-1-16	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,202,537	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
佐賀地方検察庁ほか3庁機械警備業務委託	支出負担行為担当官 佐賀地方検察庁検事正 總山 哲 (佐賀市中の小路5-25)	平成21年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前1-5-1	平成19年度において入札を実施し、当該業者が落札したもので、警備機器の減価償却期間等を考慮し、次回の入札は5年後に行うこととしているため、当該業者と随時契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,574,196	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
機械警備業務委託(大分地方検察庁本庁)	支出負担行為担当官 大分地方検察庁検事正 大仲 土和 大分県大分市中島西1-1-35	平成21年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前1-5-1	本契約は、平成19年度に複数年の契約を前提として一般競争入札を実施したものであり、当該業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,008,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
機械警備業務委託(佐伯法務総合庁舎、中津、日田、竹田、杵築、別府)	支出負担行為担当官 大分地方検察庁検事正 大仲 土和 大分県大分市中島西1-1-35	平成21年4月1日	綜合警備保障(株) 東京都港区元赤坂1丁目6番6号	当該業務委託は一般競争入札により調達し、前年度に引き続き契約を締結したものであるところ、開始当初契約業者において各種工事を行っており、契約先を変更すると既設機器の撤去費等の経費がかかることが予想され、現業者と契約することが有利なため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,867,320	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
リコー製デジタル複合機保守契約	支出負担行為担当官 大分地方検察庁検事正 大仲 土和 大分県大分市中島西1-1-35	平成21年4月1日	大分リコー(株) 大分県大分市萩原4-8-7	契約業者は、当該複合機の当初からの納入業者であって、供給者以外が保守を実施することにより、複合機の安定稼働に支障が生ずることとなるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,133,208	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
リコー製デジタル複合機保守契約	支出負担行為担当官 大分地方検察庁検事正 大仲 土和 大分県大分市中島西1-1-35	平成21年4月1日	大分リコー(株) 大分県大分市萩原4-8-7	契約業者は、当該複合機の当初からの納入業者であって、供給者以外が保守を実施することにより、複合機の安定稼働に支障が生ずることとなるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,302,450	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
キャノン製デジタル複合機保守契約	支出負担行為担当官 大分地方検察庁検事正 大仲 土和 大分県大分市中島西1-1-35	平成21年4月1日	(株)レイメイ藤井 熊本県熊本市上熊本1-2-6	契約業者は、当該複合機の当初からの納入業者であって、供給者以外が保守を実施することにより、複合機の安定稼働に支障が生ずることとなるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,220,885	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
熊本地方検察庁複写機保守及び消耗品供給契約一式	支出負担行為担当官 熊本地方検察庁検事正 新倉 明 (熊本市京町1-12-11)	平成21年4月1日	リコー九州株式会社 福岡市西区石丸2丁目38番29号	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,669,675	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
複写機保守点検等契約 一式	支出負担行為担当官 鹿児島地方検察庁検事正 大野 宗 (鹿児島市山下町13番10号)	平成21年4月1日	鹿児島リコー(株) 鹿児島市松原町7番6号	当該複写機の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,724,900	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成26年度	
複写機保守契約	支出負担行為担当官 宮崎地方検察庁検事正 津熊 寅雄 (宮崎市別府町1番1号)	平成21年4月1日	富士ゼロックス株式会社 宮崎市広島2-5-11宮崎東京海上日動ビル7F	複写機本体につき、平成18年度に保守及び消耗品供給費用を含めた一般競争入札に付して調達しており、引き続き当該業者と契約することにより、有利な価格をもって契約締結できるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,238,572	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
複写機保守契約	支出負担行為担当官 那覇地方検察庁検事正 佐々木 正輝 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成21年4月1日	沖縄リコー株 沖縄県那覇市寄宮1-3-37	契約業者は、既設複写機の納入業者であり、納入業者以外が保守を実施することにより、複写機の安定稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,172,474	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
複写機保守契約	支出負担行為担当官 那覇地方検察庁検事正 佐々木 正輝 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成21年4月1日	(株)オキジム 沖縄県浦添市字港川458	契約業者は、既設複写機の納入業者であり、納入業者以外が保守を実施することにより、複写機の安定稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,440,361	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
乾式複写機保守契約 7台	支出負担行為担当官 仙台地方検察庁検事正 加澤 正樹 (仙台市青葉区片平1-3-1)	平成21年4月1日	㈱セント 仙台市青葉区上杉1-17-20	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	5,109,064	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
乾式複写機保守契約 11台	支出負担行為担当官 仙台地方検察庁検事正 加澤 正樹 (仙台市青葉区片平1-3-1)	平成21年4月1日	㈱太陽事務機 仙台市宮城野区高砂1-10-2	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	2,738,465	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成26年度	
乾式複写機保守契約 7台	支出負担行為担当官 仙台地方検察庁検事正 加澤 正樹 (仙台市青葉区片平1-3-1)	平成21年4月1日	㈱大友事務機 仙台市宮城野区扇町5-4-11	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,714,192	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
複写機保守契約	支出負担行為担当官 福島地方検察庁検事正 太田 修 (福島県福島市狐塚17)	平成21年4月1日	富士ゼロックス福島(株) 福島県郡山市開成四丁目2-6番8号	契約業者は当該機器等の供給者であり、技術、品質保証能力及び交換部品等を有するものは本社以外なく、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,605,910	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成27年度	
複写機保守契約	支出負担行為担当官 福島地方検察庁検事正 太田 修 (福島県福島市狐塚17)	平成21年4月1日	(有)あんざい 福島県福島市野田町6丁目2番12号	複写機本体につき平成19年度に保守を含めた一般競争入札に付して調達しており、引続き当該業者を契約することにより有利な価格をもって契約締結できるため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	1,972,893	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
山形地方法務合同庁舎ほか4庁機械警備業務委託契約	支出負担行為担当官 山形地方検察庁検事正 洪佐 慎吾 (山形県山形市大手町1-32) 支出負担行為担当官 東北地方更生保護委員会委員長 古澤 恭一 (仙台市青葉区片平1-3-1)	平成21年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前1-5-51	本契約は、複数年の委託を前提として契約したものであり、機械警備の遂行可能な者は、契約相手のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,146,600	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
複写機保守契約	支出負担行為担当官 山形地方検察庁検事正 洪佐慎吾 (山形県山形市大手町1-32)	平成21年4月1日	山形リコー(株) 山形県山形市漆山1784	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,643,729	平成21年度に一般競争入札を実施	—	
複写機保守契約	支出負担行為担当官 山形地方検察庁検事正 洪佐慎吾 (山形県山形市大手町1-32)	平成21年4月1日	山形リコー(株) 山形県山形市漆山1784	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,327,159	平成21年度に一般競争入札を実施	—	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
複写機保守契約	支出負担行為担当官 山形地方検察庁検事正 洪佐慎吾 (山形県山形市大手町1-32)	平成21年4月1日	山形リコー(株) 山形県山形市漆山1784	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,000,895	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間が到来する平成22年度中に移行予定である。	平成22年度	
複写機3台保守契約	支出負担行為担当官 盛岡地方検察庁検事正 武井 豊 (岩手県盛岡市内丸8-20)	平成21年4月1日	富士ゼロックス岩手(株) 岩手県盛岡市中央通1-7-25	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,338,433	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間が到来する平成22年度中に移行予定である。	平成22年度	
複写機5台保守契約	支出負担行為担当官 盛岡地方検察庁検事正 武井 豊 (岩手県盛岡市内丸8-20)	平成21年4月1日	(株)事務機商事 岩手県盛岡市紺屋町4-30	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,188,885	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度以降	
盛岡法務合同庁舎等機械警備業務委託契約	支出負担行為担当官 盛岡地方検察庁検事正 武井 豊 支出負担行為担当官代理 盛岡地方検察庁総務課長 檜山 達雄 (岩手県盛岡市内丸7-25) 支出負担行為担当官代理 東北地方更生保護委員会総務課長 大澄 穂高 (宮城県仙台市青葉区片平1-1-1) 支出負担行為担当官 東北公安調査局長 岩井 克己 (宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20)	平成21年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前1-5-1	本契約は、複数年の委託を前提として契約したものであり、機械警備の遂行可能な者は、契約相手のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,134,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
秋田地方検察合同庁舎外4か所機械警備業務契約 一式	支出負担行為担当官 秋田地方検察庁検事正 井越 正人 (秋田市山王7-1-2) 支出負担行為担当官代理 東北地方更生保護委員会事務局総務課長 大澄 穂高 (仙台市青葉区片平1-3-1) 支出負担行為担当官代理 秋田地方検察庁総務課長 奥村 耕一 (秋田市山王7-1-3)	平成21年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前1-5-1	本契約は、複数年の委託を前提として契約したものであり、機械警備の遂行可能な者は、契約相手のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,200,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
乾式複写機保守契約 6台	支出負担行為担当官 秋田地方検察庁検事正 井越 正人 (秋田市山王7-1-2)	平成21年4月1日	リコー東北(株)秋田支社 秋田市卸町4-9-1	当該機種種の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,431,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
乾式複写機保守契約 7台	支出負担行為担当官 秋田地方検察庁検事正 井越 正人 (秋田市山王7-1-2)	平成21年4月1日	富士ゼロックス(株)秋田営業所 秋田市山王2-1-54	当該機種 of 保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,508,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
乾式複写機保守契約 4台	支出負担行為担当官 秋田地方検察庁検事正 井越 正人 (秋田市山王7-1-2)	平成21年4月1日	リコー東北(株)秋田支社 秋田市卸町4-9-1	契約の相手方は、平成19年度に5年間の保守を前提とした一般競争入札の結果、当該機器の製造・設置を行ったものであり、保守業務等を遂行可能な者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,053,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
複写機の保守契約	支出負担行為担当官 青森地方検察庁検事正 宇井 稔 (青森市長島1-3-25)	平成21年4月1日	(株)テクノ青森支店 青森市堤町1-6-7	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	8,555,825	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複合複写機の保守管理契約(ゼロックス11台分)	支出負担行為担当官 札幌地方検察庁検事正 吉田 博視 (札幌市中央区大通西12丁目)	平成21年4月1日	(株)イトーキ北海道 札幌市白石区本通4丁目北1-1	本機は、平成16年度及び平成17年度に、向後5年間の複合複写機の保守料込みでトータルコストを比較して一般競争入札を実施しており、まだ5年経過しておらず、契約の目的が競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	12,562,200	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度以降	
複写機保守管理契約一式	支出負担行為担当官 函館地方検察庁検事正 中屋 利洋 (北海道函館市上新川町1番13号)	平成21年4月1日	富士ゼロックス北海道株式会社 北海道札幌市中央区大通西10-4-133	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,413,293	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
庁舎機械警備委託契約一式 (旭川地方検察庁名寄支部ほか2カ所)	支出負担行為担当官 旭川地方検察庁検事正 中井 國緒 (北海道旭川市花咲町4丁目)	平成21年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前1-5-1	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自システムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,058,400	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
複写機(コニカ)の保守管理	支出負担行為担当官 旭川地方検察庁検事正 中井 國緒 (北海道旭川市花咲町4丁目)	平成21年4月1日	(株)大江商店 北海道旭川市7条通15-1左1	5年間の保守料を含めた一般競争入札により調達した当該複写機について、継続して保守可能な業者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,773,260	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成26年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
庁舎機械警備委託契約一式 (旭川地方法務合同庁舎ほか3か所)	支出負担行為担当官 旭川地方検察庁検事正 金田 茂 (北海道旭川市花咲町4丁目)	平成21年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前1-5-1	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自システムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,058,400	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
複写機(コニカ)の保守管理	支出負担行為担当官 旭川地方検察庁検事正 金田 茂 (北海道旭川市花咲町4丁目)	平成21年4月1日	(株)大江商店 北海道旭川市7条通15-1	5年間の保守料を含めた一般競争入札により調達した当該複写機について、継続して保守可能な業者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,773,260	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
コニカミノルタ製デジタル複写機保守契約	支出負担行為担当官 釧路地方検察庁検事正 保倉 裕 (北海道釧路市柏木町5番7号)	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)北海道支店釧路営業所 釧路市寿町1丁目1番111号	契約業者は、製造メーカーで当初からの供給業者であるところ、複写機保守に必要な部品の供給、技術の提供及び品質保証等を条件とした場合、他に契約業者がないため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	6,302,289	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
乾式複写機の保守及び消耗品供給契約	支出負担行為担当官 高松地方検察庁検事正 松田 章 (高松市丸の内1番1号)	平成21年4月1日	㈱青柳 高松市福岡町2丁目5番7号	平成18年度に5年間の使用予定枚数による一般競争入札を実施したため、本年度は昨年度に引き続き当該業者と随意契約したもの(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,502,444	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
乾式複写機の保守及び消耗品供給契約	支出負担行為担当官 高松地方検察庁検事正 松田 章 (高松市丸の内1番1号)	平成21年4月1日	富士ゼロックス四国㈱ 高松市磨屋町8番地1	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,566,061	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
複写機の保守点検及び調整等の処置契約(13台)	支出負担行為担当官 徳島地方検察庁検事正 杉山 茂久 (徳島市徳島町2-17)	平成21年4月1日	(株)ダイヤジム 徳島市富田浜1-20	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	3,351,957	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
徳島地方検察庁本館及び別館ほか4か所機械警備委託業務一式	支出負担行為担当官 徳島地方検察庁検事正 杉山 茂久 (徳島市徳島町2-17)	平成21年4月1日	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前1-5-1	本契約は、複数年の委託を前提として契約したものであり、機械警備の遂行可能な者は、契約相手のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,436,400	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
複写機の保守点検及び調整等の処置契約一式	支出負担行為担当官 高知地方検察庁検事正 岡崎 正男 (高知市丸ノ内1-3-20)	平成21年4月1日	富士ゼロックス四国(株) 香川県高松市磨屋町8-1	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,286,144	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成22年度	
松山法務総合庁舎ほか6か所庁舎機械警備業務 一式	支出負担行為担当官 松山地方検察庁検事正 小林 正一 (愛媛県松山市一番町4丁目4-1)	平成21年4月1日	愛媛総合警備保障(株) 愛媛県松山市空港通2丁目6-27	契約の相手方は、平成20年度に5年間の保守を前提とした一般競争入札の結果、当該機器の製造・設置を行ったものであり、保守業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,402,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
松山地方検察庁宇和島支部で使用する電力の需給	支出負担行為担当官 松山地方検察庁検事正 小林 正一 (愛媛県松山市一番町4丁目4-1)	平成21年4月1日	四国電力(株)松山支店 愛媛県松山市湊町6丁目6-2	契約の相手方は、平成20年度に3年間の供給を前提とした一般競争入札の結果契約した相手方であり、また、電力の需給を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,299,844	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機の保守及び消耗品供給契約	支出負担行為担当官 松山地方検察庁検事正 小林 正一 (愛媛県松山市一番町4丁目4-1)	平成21年4月1日	(株)クロダ商会 愛媛県松山市宮田町108-1	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,295,821	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機の保守及び消耗品供給契約	支出負担行為担当官 松山地方検察庁検事正 小林 正一 (愛媛県松山市一番町4丁目4-1)	平成21年4月1日	(株)アグサス 松山市六軒家町2-30	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,455,979	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
複写機の保守及び消耗品供給契約	支出負担行為担当官 松山地方検察庁検事正 小林 正一 (愛媛県松山市一番町4丁目4-1)	平成21年4月1日	アカマツ(株) 愛媛県松山市福音寺町23番地1	当該機器の保守に必要な技術・能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,124,350	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
電子組版システム賃貸借契約	支出負担行為担当官代理 前橋刑務所総務部長 小川 千晴 (群馬県前橋市南町1-23-7)	平成21年4月1日	東芝ファイナンス株式会社 東京都中央区銀座5-2-1	平成20年度に一般競争契約を締結し(契約期間は平成20年10月1日から平成26年9月30日)、引き続き賃貸借契約したもの(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,992,500	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成26年度	
超音波白内障手術装置一式賃貸借契約	支出負担行為担当官 八王子医療刑務所長 大橋秀夫 (東京都八王子市子安町3-26-1)	平成21年4月1日	三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都港区西新橋3-9-4	契約業者は、当初からの供給者であり、供給者を変更することにより、機器の稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,013,480	平成21年9月をもって賃貸借契約を終了した。	—	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
超伝導磁気共鳴診断装置一式賃貸借契約	支出負担行為担当官 八王子医療刑務所長 大橋秀夫 (東京都八王子市子安町3-26-1)	平成21年4月1日	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町3-3-23	契約業者は、当初からの供給者であり、供給者を変更することにより、機器の稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第1号)	13,635,720	平成21年9月をもって賃貸借契約を終了した。	—	
X線テレビ装置一式賃貸借契約	支出負担行為担当官 八王子医療刑務所長 大橋秀夫 (東京都八王子市子安町3-26-1)	平成21年4月1日	東芝医用ファイナンス株式会社 東京都文京区本郷3-15-2	契約業者は、当初からの供給者であり、供給者を変更することにより、機器の稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,090,340	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
自動免疫測定装置一式賃貸借契約	支出負担行為担当官 八王子医療刑務所長 大橋秀夫 (東京都八王子市子安町3-26-1)	平成21年4月1日	JA三井リース株式会社 東京都中央区日本橋1-4-1	契約業者は、当初からの供給者であり、供給者を変更することにより、機器の稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,421,084	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
生化学自動分析装置一式賃貸借契約	支出負担行為担当官 八王子医療刑務所長 大橋秀夫 (東京都八王子市子安町3-26-1)	平成21年4月1日	JA三井リース株式会社 東京都中央区日本橋1-4-1	契約業者は、当初からの供給者であり、供給者を変更することにより、機器の稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,081,324	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
X線CT検査装置一式賃貸借契約	支出負担行為担当官 八王子医療刑務所長 大橋秀夫 (東京都八王子市子安町3-26-1)	平成21年4月1日	GEファイナンシャルサービス株式会社 東京都港区赤坂5-2-20	契約業者は、当初からの供給者であり、供給者を変更することにより、機器の稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	9,568,440	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
デジタルラジオグラフィックシステム一式賃貸借契約	支出負担行為担当官 八王子医療刑務所長 大橋秀夫 (東京都八王子市子安町3-26-1)	平成21年4月1日	東芝医用ファイナンス株式会社 東京都文京区本郷3-15-2	契約業者は、当初からの供給者であり、供給者を変更することにより、機器の稼働に支障が生じることになるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,844,320	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
警備業務委託契約 (業務管理責任者)	支出負担行為担当官代理 府中刑務所処遇部長 熊谷 竹生 (東京都府中市晴見町4-10)	平成21年4月1日	首都圏ビルサービス協同組合 東京都港区赤坂1-1-16	本件は現在継続中の国庫債務負担行為契約に業務管理責任者を常駐化させる契約であり、現契約の相手方以外に契約できる者がいないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,150,000	継続中の契約と不可分な契約であり、原契約の相手方と契約しなければ契約の目的を達することができないため。	平成22年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
冷温水器保守点検契約一式	支出負担行為担当官代理 府中刑務所処遇部長 熊谷 竹生 (東京都府中市晴見町4-10)	平成21年4月1日	ムサシノアロー(株) 東京都小金井市緑町5-2 1-23	本契約は、現契約の相手方以外に申し込みがなかったところ、本件の保守契約については、対象地域が確立されており、当所が所在する地域はムサシノアロー(株)のみが保守点検を行っており、一般競争に参加する者が他にないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3項)	2,313,150	市場調査の結果、他に履行可能な業者がいなかったため。	平成22年度	
複写機保守等請負(保守及び消耗品供給)	支出負担行為担当官 岐阜刑務所長 有村正広 岐阜県岐阜市則松1丁目36番地	平成21年4月1日	(株)岐東オフィス 各務原市那加大東町54番地	保守点検等について、常時継続的に点検することができる者がいないため(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)。	1,472,369	市場調査の結果、他に履行可能な業者がいなかったため。	平成22年度	
エレベーター設備の保守契約	支出負担行為担当官 名古屋刑務所長 北嶋清和 (愛知県西加茂郡三好町ひばりヶ丘1-1)	平成21年4月1日	株式会社日立ビルシステム 中部支社 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4	本契約は日立製エレベーターの保守契約であり、遠隔操作システムによる保守を行うため、他の業者では遠隔操作システムに対応できず、保守が難しいため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,205,000	同システムの保守については、契約の相手方以外に履行可能な業者がいなかったため。	平成24年度以降	
梱包資材生産機械一式の再リース契約	支出負担行為担当官代理 京都府刑務所総務部長 北代 俊雄 (京都府京都市山科区東野井ノ上町20)	平成21年4月1日	三井住友ファイナンス&リース(株) 東京都港区西新橋3丁目9番4号	当該機器については、前年度に引き続き継続賃借するもので、競争が存在しないため、随意契約とした。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,575,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降	
超音波白内障手術装置賃貸借(リース)契約	支出負担行為担当官 大阪医療刑務所長 林 宏輔 (大阪府堺市堺区田出井町8-80)	平成21年4月1日	(株)日医リース 東京都品川区西五反田 1-3-8	平成16年9月に賃貸借期間60ヵ月の仕様で賃貸借契約を締結しているため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,786,050	平成21年9月をもって賃貸借契約を終了した。	—	
コンピューターX線断層撮影装置一式賃貸借(リース)契約	支出負担行為担当官 大阪医療刑務所長 林 宏輔 (大阪府堺市堺区田出井町8-80)	平成21年4月1日	東芝医用ファイナンス(株) 東京都文京区本郷3-15-2	平成18年1月に賃貸借期間60ヵ月の仕様で賃貸借契約を締結しているため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	10,374,084	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
全自動免疫測定装置一式賃貸借(リース)契約	支出負担行為担当官 大阪医療刑務所長 林 宏輔 (大阪府堺市堺区田出井町8-80)	平成21年4月1日	(株)アダチ 大阪府大阪市中央区内平野町3-2-10	平成20年1月に賃貸借期間60ヵ月の仕様で賃貸借契約を締結しているため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第4号)	3,447,360	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
臨床検査システム一式賃貸借(リース)契約	支出負担行為担当官 大阪医療刑務所長 林 宏輔 (大阪府堺市堺区田出井町8-80)	平成21年4月1日	(株)アダチ 大阪府大阪市中央区内平野町3-2-10	平成20年10月に賃貸借期間60ヵ月の仕様で賃貸借契約を締結しているため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第4号)	3,122,280	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
全身麻酔器一式及び電気手術器一式の賃貸借(リース)契約	支出負担行為担当官 大阪医療刑務所長 林 宏輔 (大阪府堺市堺区田出井町8-80)	平成21年4月1日	㈱アダチ 大阪府大阪市中央区内平野町3-2-10	平成20年10月に賃貸借期間60か月の仕様で賃貸借契約を締結しているため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第4号)	1,231,020	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
人工透析装置一式の賃貸借(リース)契約	支出負担行為担当官 大阪医療刑務所長 林 宏輔 (大阪府堺市堺区田出井町8-80)	平成21年4月1日	三井住友ファイナンス&リース㈱ 東京都港区西新橋3-9-4	平成20年10月に賃貸借期間60か月の仕様で賃貸借契約を締結しているため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第4号)	1,096,200	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
デジタルX線画像装置一式の賃貸借(リース)契約	支出負担行為担当官 大阪医療刑務所長 林 宏輔 (大阪府堺市堺区田出井町8-80)	平成21年4月1日	㈱アダチ 大阪府大阪市中央区内平野町3-2-10	平成20年10月に賃貸借期間60か月の仕様で賃貸借契約を締結しているため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第4号)	3,636,864	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成25年度	
総務系事務業務(清掃等)委託契約一式	支出負担行為担当官 神戸拘置所長 谷 広次 (兵庫県神戸市北区ひよどり北町2-1)	平成21年4月27日	日本総合サービス㈱ 大阪府大阪市西区九条1-27-6	本件は、当所が契約している総務系等事務業務委託契約と同一業務内容であり、他の業者と新たに契約するよりも有利かつ安価であるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	2,310,000	継続中の契約と不可分な契約であり、かつ、原契約の相手方と契約することにより、時価に比べて有利な価格をもって契約することができるため。	平成22年度	
被收容者運動等警備業務委託契約一式	支出負担行為担当官 神戸拘置所長 谷 広次 (兵庫県神戸市北区ひよどり北町2-1)	平成21年4月27日	日本管材㈱ 兵庫県西宮市六湛寺町9-16	本件は、当所が契約している警備業務委託契約と同一業務内容であり、他の業者と新たに契約するよりも有利かつ安価であるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	2,336,040	継続中の契約と不可分な契約であり、かつ、原契約の相手方と契約することにより、時価に比べて有利な価格をもって契約することができるため。	平成22年度	
地下水膜ろ過システム保守管理に関する委託契約	支出負担行為担当官 松江刑務所長 松村 亨 (島根県松江市西川津町67)	平成21年4月1日	株式会社ウェルシィ 東京都千代田区麹町4-8-1 麹町クリスタルシティ東館11階	地下水膜ろ過システムの保守管理については、ろ過システムの保守管理については、ろ過システム賃貸借契約の相手方以外から調達することが不可能であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,966,374	当該業者は、同システムの製造業者であり、他に履行可能な者がいないため。	—	
地下水膜ろ過システムの維持管理に関する賃貸借契約	支出負担行為担当官 松江刑務所長 松村 亨 (島根県松江市西川津町67)	平成21年4月1日	三井住友リース株式会社 広島支店 広島県広島市中区紙屋町一丁目3番2号	地下水膜ろ過システムの保守管理については、ろ過システムの保守管理については、ろ過システム賃貸借契約の相手方以外から調達することが不可能であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	7,812,000	本契約については、複数年契約のため、当該期間到来までの間、移行は困難であり、かつ、他に契約可能な業者が存在しないため。	平成24年度	
地下水膜濾過システムの賃貸借	支出負担行為担当官 福岡刑務所長 水上 要 (福岡県糟屋郡宇美町障子岳南6丁目1番5号)	平成21年4月1日	三井住友銀行リース㈱ 福岡支店 福岡県福岡市博多区奈良屋町2番1号	当該システムは、リース契約の場合契約の相手方が、当該システムの施工業者から当該システムの譲渡を受け、所有権を保有しており、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項)	24,280,200	本契約については、複数年契約のため、当該期間到来までの間、移行は困難であり、かつ、他に契約可能な業者が存在しないため。	平成25年度以降	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
地下水膜濾過システムの保守管理	支出負担行為担当官 福岡刑務所長 水上 要 (福岡県糟屋郡宇美町障子岳南6丁目1番1号)	平成21年4月1日	㈱ウエルシィ 東京都千代田区麹町4-8-1	当該保守管理をシステム請負製造業者である契約の相手方(以下「同社」という)以外が行った場合、同社が水質等の保証をすることができず、また、保守管理者においても機器設備の製造請負者でないことから担保責任を追及することは難しくなり、水質等の保障を受けるためには、同社と契約せざるを得ず、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項)	16,074,000	当該業者は、同システムの製造業者であり、他に履行可能な者がいないため。	平成25年度以降	
コピー機の保守点検	支出負担行為担当官 福岡刑務所長 水上 要 (福岡県糟屋郡宇美町障子岳南6丁目1番2号)	平成21年4月1日	東芝テックビジネスソリューション㈱九州支店 福岡県福岡市中央区長浜2丁目4番1号東芝福岡ビル	コピー機の保守点検については、各製造業者とも自社技術員に自社機器のみの保守専門教育を行っており、他社製機器の保守は請け負わず競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項)	1,820,700	市場調査の結果、他に履行可能な業者がいなかったため。	平成22年度	
旭川保護観察所沼田駐在官事務所車両リース契約	支出負担行為担当官 北海道地方更生保護委員会 委員長 可児克之 (札幌市中央区大通西12)	平成21年4月1日	MMCダイヤモンドファイン ズ(株)北海道支店 札幌市中央区北5条西6丁目2番地	平成19年度に競争入札により借り入れた当該車両等について、継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,089,900	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であるが、同期間の終了後は競争契約に移行する予定である。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ賃貸料	支出負担行為担当官 関東地方更生保護委員会委員長 鈴木 勉 (埼玉県さいたま市中央区新都心2-1)	平成21年4月1日	リコー販売株式会社 埼玉県さいたま市北区宮原町3-77-2	当該機器等を前年度に引き続き賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第1項第3号)	1,695,960	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であるが、同期間の終了後は競争契約に移行する予定である。	平成22年度	
複合機保守点検業務	支出負担行為担当官 東京保護観察所長 笠原和男 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年4月1日	キャノンマーケティングジャパン(株) 東京都港区港南2-16-6	契約の相手方は、当該機器の開発・販売を行う者であり、保守点検業務を遂行するためには不可分な関係にあるため。(会計法第29条の3第4号、予決令第102条の4第3号)	1,086,645	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間が経過するまでの間、移行は困難である。	平成24年度	
パーソナルコンピューターリース契約	支出負担行為担当官代理 千葉保護観察所 長沼秀明 (千葉県千葉市中央区中央港1-11-3)	平成21年4月1日	リコー販売(株) 千葉市中央区新町24-9 リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3	当該機器等については、前年度から継続して賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,566,620	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であるが、同期間の終了後は競争契約に移行する予定である。	平成22年度	
乾式複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 入国者収容所大村入国管理センター次長 石山 智 (長崎県大村市古賀島町644-3)	平成21年4月1日	九州教具(株) 長崎県大村市桜馬場1-2-14-2	契約業者は、当該機器等の供給者であり、技術、品質保証能力及び交換部品等を有するものは同社以外になく、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,406,349	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成21年度以降順次	
複写機保守請負契約	支出負担行為担当官 入国者収容所東日本入国管理センター所長 志々岐剛 (茨城県牛久市久野町1766)	平成21年4月1日	リコー販売(株) 茨城県つくば市春日2-26-3	契約業者は当該機器等の供給者であり、技術、品質保証能力及び交換部品等を有するものは同社以外になく、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,026,491	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成23年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
複写機保守請負契約	支出負担行為担当官 入国者収容所東日本入国管理センター所長 志々岐 剛 (茨城県牛久市久野町1766)	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株) 東京都中央区日本橋本石町1-5-4	契約業者は当該機器等の供給者であり、技術、品質保証能力及び交換部品等を有するものは本社以外にない、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,789,269	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成23年度以降	
医療用医薬品(後発医薬品)継続的売買	支出負担行為担当官 入国者収容所東日本入国管理センター所長 志々岐 剛 (茨城県牛久市久野町1766)	平成21年4月1日	(有)常陸東和 茨城県水戸市河和田町1192-2	医師の処方に対応し、安定かつ継続的に供給できる当該医薬品を取り扱う者は契約の相手方以外にないと判断したため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,370,672	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成23年度	
エレベータ保守契約	支出負担行為担当官代理 入国者収容所 西日本入国管理センター総務課長 岸田 紀文 (大阪府茨木市郡山1-11-1)	平成21年4月1日	シンドラーエレベータ(株) 大阪市北区豊崎3-1-22	契約業者は当該機種のメーカーであり、保守に関し同社と同等の商品知識や技術を他社に求めることは事実上困難である。また、同社製機器の事故が頻発した過去があることから、十分な知識を有しているとは考えられない他社に委託することは安全上好ましくない。(会計法第29条の3の4、予決令第102条の4の3)	1,751,400	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成23年度	
東京入国管理局におけるETCスルーカードNの使用に関する契約一式	支出負担行為担当官 東京入国管理局長 二階 尚人 (東京都港区港南5-5-30)	平成21年4月1日	(株)ジェーシービー 東京都港区青山5-1-22	高速道路等道路利用料金は一律であり、競争の余地がないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	26,512,047	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成23年度	
事前旅客情報システム用機器の賃貸借 一式	支出負担行為担当官 東京入国管理局長 二階 尚人 (東京都港区港南5-5-30)	平成21年4月1日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1	当該機器を前年度に引き続き賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	22,680,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
東京入国管理局における携帯電話料金に関する契約 一式	支出負担行為担当官 東京入国管理局長 二階 尚人 (東京都港区港南5-5-30)	平成21年4月1日	(株)エヌティティドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	引き続き当該業者と契約することにより、長期割引制度を最大限に活用できるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	15,556,644	現段階では、長期割引制度の活用により、他社より安価であるため。	プラン等について継続的に比較検討	
事前旅客情報システムの遠隔監視業務委託に関する契約 一式	支出負担行為担当官 東京入国管理局長 二階 尚人 (東京都港区港南5-5-30)	平成21年4月1日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1	当該システムは24時間365日稼働のシステムであるため、継続的な運用を確保する必要があるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	12,474,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
パソコンの賃貸借契約	支出負担行為担当官 東京入国管理局長 二階 尚人 (東京都港区港南5-5-30)	平成21年4月1日	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1	当該機器を前年度に引き続き賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	12,474,000	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
パソコンの賃貸借契約	支出負担行為担当官 東京入国管理局長 二階 尚人 (東京都港区港南5-5-30)	平成21年4月1日	リコーリース(株) 東京都中央区銀座7-16-3	当該機器を前年度に引き続き賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	12,335,916	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
パソコンの賃貸借契約	支出負担行為担当官 東京入国管理局長 二階 尚人 (東京都港区港南5-5-30)	平成21年4月1日	東京センチュリーリース(株) 東京都港区浜松町2-4-1	当該機器を前年度に引き続き賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	6,346,620	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
入管WAN用サーバ及びパソコン賃貸借契約 一式	支出負担行為担当官 東京入国管理局長 二階 尚人 (東京都港区港南5-5-30)	平成21年4月1日	沖電気工業(株) 東京都港区芝浦4-10-16	当該機器を前年度に引き続き賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,386,350	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
ETCスルーカードN利用契約	契約担当官代理 東京入国管理局 横浜支局次長 戈賀光治 (横浜市中区山下町37-9)	平成21年4月1日	(株)ジェーシービー 東京都港区南青山5-1-22	価格面で実質的な競争が存在しないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,088,069	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成23年度	
自動車4台に関する賃貸借契約	支出負担行為担当官 東京入国管理局長 二階 尚人 (東京都港区港南5-5-30)	平成21年4月1日	(株)日産フィナンシャルサービス 東京都港区白金台3-2-10	当該車を前年度に引き続き賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,528,620	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
自動車2台に関する賃貸借契約	支出負担行為担当官 東京入国管理局長 二階 尚人 (東京都港区港南5-5-30)	平成21年4月1日	大和リース(株) 東京都千代田区飯田橋3-13-1	当該車を前年度に引き続き賃借するものであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,358,280	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
IPテレビ会議多地点接続サービス利用契約 一式	支出負担行為担当官 東京入国管理局長 二階 尚人 (東京都港区港南5-5-30)	平成21年4月1日	エヌ・ティ・ティ・ビズリンク(株) 東京都千代田区一ツ橋2-5-5	テレビ会議システムサービスに関する利用契約であるが、IP網を利用した多地点接続可能なテレビ会議専用ネットワークを持っている唯一の業者であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,250,172	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成23年度	
ETCスルーカードNの利用に関する契約	支出負担行為担当官 大阪入国管理局 畠山 学 (大阪市住之江区南港北1丁目2-9番53号)	平成21年4月1日	(株)ジェーシービー 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア	実態調査、摘発、護送業務等には官用車を使用する頻度が高く、ETCカードの大阪本局での一括払いが可能な業者は契約業者のみであり、競争を許さないため。(会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	8,778,951	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成23年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機器等賃貸借契約	支出負担行為担当官 大阪入国管理局 畠山 学 (大阪市住之江区南港北1丁目2 9番53号)	平成21年4月1日	三井リース事業(株) 大阪市北区中之島2丁目3 番33号	当該機器は平成18年度において一般 入札を実施して賃貸借したものであり、 今年度も継続して賃貸借するものであ って競争を許さないため。 (会計法29条の3第4項及び予算令第 102条の4第3号)	3,071,244	本年度は契約済であることから、本 年度中の移行は困難である。また、本 契約については、複数年度にわたる期 間を前提とした契約であり、当該期間 到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
入国管理局通信ネットワーク用機器 等賃貸借契約	支出負担行為担当官 大阪入国管理局 畠山 学 (大阪市住之江区南港北1丁目2 9番53号)	平成21年4月1日	沖電気工業(株) 東京都港区芝浦4-10- 16 芙蓉総合リース(株) 東京都千代田区三崎町3- 3-23	当該機器は平成18年度において一般 入札を実施して賃貸借したものであり、 今年度も継続して賃貸借するものであ って競争を許さないため。 (会計法29条の3第4項及び予算令第 102条の4第3号)	2,399,580	本年度は契約済であることから、本 年度中の移行は困難である。また、本 契約については、複数年度にわたる期 間を前提とした契約であり、当該期間 到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
電子計算機器等賃貸借契約	支出負担行為担当官 大阪入国管理局 畠山 学 (大阪市住之江区南港北1丁目2 9番53号)	平成21年4月1日	リコー関西(株) 大阪府中央区谷町4丁目1 1番6号 リコーリース(株) 大阪府北区堂島浜2丁目2 番28号	当該機器は平成18年度において一般 入札を実施して賃貸借したものであり、 今年度も継続して賃貸借するものであ って競争を許さないため。 (会計法29条の3第4項及び予算令第 102条の4第3号)	1,465,632	本年度は契約済であることから、本 年度中の移行は困難である。また、本 契約については、複数年度にわたる期 間を前提とした契約であり、当該期間 到来までの間、移行は困難である。	平成23年度	
電子計算機器等賃貸借契約	支出負担行為担当官 大阪入国管理局 畠山 学 (大阪市住之江区南港北1丁目2 9番53号)	平成21年4月1日	リコー関西(株) 大阪府中央区谷町4丁目1 1番6号 リコーリース(株) 大阪府北区堂島浜2丁目2 番28号	当該機器は平成19年度において一般 入札を実施して賃貸借したものであり、 今年度も継続して賃貸借するものであ って競争を許さないため。 (会計法29条の3第4項及び予算令第 102条の4第3号)	8,590,680	本年度は契約済であることから、本 年度中の移行は困難である。また、本 契約については、複数年度にわたる期 間を前提とした契約であり、当該期間 到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
複写機保守及び消耗品供給	支出負担行為担当官 大阪入国管理局 畠山 学 (大阪市住之江区南港北1丁目2 9番53号)	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソ リューションズ近畿販売事 業部 大阪府西区西本町2-3- 10	入札等で購入した同社製複写機の保守 点検、調整及び消耗品供給の請負契約 であり、その技術、品質保証能力等を有 する者が契約業者1社であり、競争を許 さないため。(会計法29条の3第4項及び 予算令第102条の4第3号)	4,327,469	本年度は契約済であることから、本 年度中の移行は困難である。また、本 契約については、複数年度にわたる期 間を前提とした契約であり、当該期間 到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
複写機保守及び消耗品供給	支出負担行為担当官 大阪入国管理局 畠山 学 (大阪市住之江区南港北1丁目2 9番53号)	平成21年4月1日	富士ゼロックス(株) 大阪府中央区瓦町3丁目6 番5号	入札等で購入した同社製複写機の保守 点検、調整及び消耗品供給の請負契約 であり、その技術、品質保証能力等を有 する者が契約業者1者であり、競争を許 さないため。 (会計法29条の3第4項及び予算令第 102条の4第3号)	8,523,934	本年度は、契約済であることから、本 年度中の移行は困難である。また、本 契約については、設備、物品又は情報 処理のためのシステム等の 調達と不可分な関係にあるため、次期 更新時まで移行は困難。	平成24年度	
複写機保守及び調整等	支出負担行為担当官 大阪入国管理局 畠山 学 (大阪市住之江区南港北1丁目2 9番53号)	平成21年4月1日	リコー関西(株) 大阪府中央区谷町4丁目1 1番6号	入札等で購入した同社製複写機の保守 点検、調整及び消耗品供給の請負契約 であり、その技術、品質保証能力等を有 する者が契約業者1者であり、競争を許 さないため。 (会計法29条の3第4項及び予算令第 102条の4第3号)	2,464,787	本年度は、契約済であることから、本 年度中の移行は困難である。また、本 契約については、設備、物品又は情報 処理のためのシステム等の 調達と不可分な関係にあるため、次期 更新時まで移行は困難。	平成23年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
携帯電話契約	支出負担行為担当官 大阪入国管理局 畠山 学 (大阪市住之江区南港北1丁目2 9番53号)	平成21年4月1日	(株)エヌ・ティ・ティ・コム関西 大阪市城東区森之宮1-6 -111	引き続き当該業者と契約することにより、長期割引制度を最大限に活用できるため。(会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号)	5,631,045	現段階では、長期割引制度の活用により、他社より安価であるため。	プラン等について継続的に比較検討	
複写機保守及び消耗品供給	契約担当官 大阪入国管理局関西空港支局長 佐藤 義一 (大阪府泉南郡田尻町泉州空港 中1番地)	平成21年4月1日	富士ゼロックス(株) 大阪市中央区瓦町3丁目6 番5号	契約業者は当該機器等の供給者であり、技術、品質保証能力及び交換部品等を有するものは同社以外に競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号)	2,046,206	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成24年度	
複写機保守及び消耗品供給	契約担当官 大阪入国管理局関西空港支局長 佐藤 義一 (大阪府泉南郡田尻町泉州空港 中1番地)	平成21年4月1日	リコー関西(株) 大阪市中央区谷町4丁目1 1番6号	契約業者は当該機器等の供給者であり、技術、品質保証能力及び交換部品等を有するものは同社以外に競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号)	2,255,516	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成23年度	
複写機保守契約	契約担当官代理 大阪入国管理局神戸支局次長 富樫 清治 (神戸市中央区海岸通29)	平成21年4月1日	(株)兵庫リコー 神戸市中央区磯辺通1-1 -39	入札等で購入した同社製複写機の保守点検、調整及び消耗品供給の請負契約であり、品質保証能力等を有する者が契約業者1社であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号)	2,219,541	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成23年度	
ETCカード利用	支出負担行為担当官 名古屋入国管理局長 田村 明 (名古屋市港区正保町5-18)	平成21年4月1日	株式会社 ジェーシービー 東京都港区南青山5-1- 22	価格面で実質的な競争が存在しないため。(会計法第29条の3第4項。予算令第102条の4第3号)	11,684,480	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成23年度	
複写機保守	支出負担行為担当官 名古屋入国管理局長 田村 明 (名古屋市港区正保町5-18)	平成21年4月1日	富士ゼロックス株式会社愛 知営業所 名古屋市中区錦1-10- 20	当該機器の保守に必要な技術能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項。予算令第102条の4第3号)	13,206,646	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成24年度以降順次	
携帯電話使用	支出負担行為担当官 名古屋入国管理局長 田村 明 (名古屋市港区正保町5-18)	平成21年4月1日	株式会社 エヌ・ティ・ティ・ ドコモ東海 名古屋市中区東桜1-14 -25	引き続き当該業者と契約することにより、長期間割引制度を最大限に活用できるため。(会計法第29条の3第4項。予算令第102条の4第3号)	4,810,990	現段階では、長期割引制度の活用により、他社より安価であるため。	プラン等について継続的に比較検討	
複写機保守	支出負担行為担当官 名古屋入国管理局長 田村 明 (名古屋市港区正保町5-18)	平成21年4月1日	株式会社 栗田商会 名古屋市中区上前津2-1 1-1	当該機器の保守に必要な技術能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項。予算令第102条の4第3号)	6,292,038	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成23年度以降順次	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
名古屋入国管理局診察業務委託	支出負担行為担当官 名古屋入国管理局長 田村 明 (名古屋市港区正保町5-18)	平成21年4月1日	個人情報につき非公表	医師の人材不足は、一般の医療施設においても問題となっているところ、本件契約に係る被収容者に対する診療業務は、1週間に2回、当局内所在の診療所において実施するものであるなど、実施時間、場所に関する条件に相当の制約がある。また、本件契約の相手方は個人医師であることから、一般競争入札で調達するのは困難であるため。(会計法第29条の3第4項。予決令第102条の4第3号)	3,710,000	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成23年度	
名古屋入国管理局診療補助業務委託	支出負担行為担当官 名古屋入国管理局長 田村 明 (名古屋市港区正保町5-18)	平成21年4月1日	個人情報につき非公表	看護師の人材不足は、一般の医療施設においても問題となっているところ、本件契約に係る被収容者に対する診療補助業務は、当局内所在の診療所において外国人法違反者である被収容者を対象とするものであることから、条件面に相当の制約がある。また、本件契約の相手方は個人医師であることから、一般競争入札で調達するのは困難であるため。(会計法第29条の3第4項。予決令第102条の4第3号)	2,106,000	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成23年度	
名古屋入国管理局中部空港支局通信ネットワークシステム用サーバ賃借	支出負担行為担当官 名古屋入国管理局長 田村 明 (名古屋市港区正保町5-18)	平成21年4月1日	沖電気工業株式会社 (東京都港区芝浦4-10-16) 芙蓉総合リース株式会社 (東京都千代田区三崎町3-3-23)	当該機器の保守に必要な技術能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項。予決令第102条の4第3号)	1,870,008	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降順次	
PBX一式賃借	支出負担行為担当官 名古屋入国管理局長 田村 明 (名古屋市港区正保町5-18)	平成21年4月1日	NTTファイナンス株式会社 東海支店 名古屋市中区東桜1-1-10	引き続き当該業者と契約することにより、長期間割引制度を最大限に活用できるため。(会計法第29条の3第4項。予決令第102条の4第3号)	1,036,980	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
電子計算機等一式賃借	支出負担行為担当官 名古屋入国管理局長 田村 明 (名古屋市港区正保町5-18)	平成21年4月1日	日立電子サービス株式会社 中部支社(名古屋市中区栄1-24-15) 日立キャピタル株式会社 (東京都港区西新橋2-15-12)	当該機器の保守に必要な技術能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項。予決令第102条の4第3号)	2,489,025	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降順次	
電子計算機等一式賃借	支出負担行為担当官 名古屋入国管理局長 田村 明 (名古屋市港区正保町5-18)	平成21年4月1日	日立電子サービス株式会社 中部支社(名古屋市中区栄1-24-15) 日立キャピタル株式会社 (東京都港区西新橋2-15-12)	当該機器の保守に必要な技術能力及び保守部品を有する者が契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項。予決令第102条の4第3号)	2,304,540	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度以降順次	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
電子計算機等一式賃貸借	支出負担行為担当官 名古屋入国管理局長 田村 明 (名古屋市港区正保町5-18)	平成21年4月1日	株式会社トヨシマビジネス システム(名古屋市中区錦2 -2-24) 富士通リース株式会社(東 京都新宿区西新宿2-7- 1)	当該機器の保守に必要な技術能力及び 保守部品を有する者が契約業者のみで あるため。(会計法第29条の3第4項。 予決令第102条の4第3号)	2,593,584	本年度は契約済であることから、本 年度中の移行は困難である。また、本 契約については、複数年度にわたる期 間を前提とした契約であり、当該期 間到来までの間、移行は困難である。	平成26年度以降順次	
入管WANネットワーク機器リース契約	支出負担行為担当官代理 広島入国管理局次長 鍛野 忠房 (広島県広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	株式会社安西事務機 広島市西区楠木町3丁目 10番15号	賃貸借期間4年以上の設定で賃貸借 により導入しているもので、その期間 内であるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第 102条の4第3号)	2,601,264	平成21年度中に一般競争入札へ移行	—	
複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 広島入国管理局次長 鍛野 忠房 (広島県広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	富士ゼロックス広島株式会 社 広島市南区稲荷町2番16 号	契約業者は当該機器の供給者であり、 保守技術及び品質保証能力を有し、交 換部品を安定供給できる者は同社しか なく、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第 102条の4第3号)	2,163,325	本年度は、契約済であることから、本 年度中の移行は困難である。また、本 契約については、設備、物品又は情報 処理のためのシステム等の調達と不可 分な関係にあるため、次期更新時まで 移行は困難。	平成24年度	
複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 広島入国管理局次長 鍛野 忠房 (広島県広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	株式会社安西事務機 広島市西区楠木町3丁目 10番15号	契約業者は当該機器の供給者であり、 保守技術及び品質保証能力を有し、交 換部品を安定供給できる者は同社しか なく、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第 102条の4第3号)	1,693,089	本年度は、契約済であることから、本 年度中の移行は困難である。また、本 契約については、設備、物品又は情報 処理のためのシステム等の調達と不可 分な関係にあるため、次期更新時まで 移行は困難。	平成23年度	
ETCスルーカード利用契約	支出負担行為担当官代理 広島入国管理局次長 鍛野 忠房 (広島県広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	株式会社ジェーシービー 東京都港区青山 5-1-22	高速道路等道路利用料金は一律であ り、競争の余地がないため。(会計法第 29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	1,365,889	本年度は、契約済であることから、本 年度中の移行は困難である。	平成23年度	
複写機保守契約	支出負担行為担当官代理 広島入国管理局次長 鍛野 忠房 (広島県広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年4月1日	リコー中国株式会社 広島市中区八丁堀5番7号	契約業者は当該機器の供給者であり、 保守技術及び品質保証能力を有し、交 換部品を安定供給できる者は同社しか なく、競争を許さないため。(会計法第 29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	1,266,238	本契約については、設備、物品又は 情報処理のためのシステム等の調達と 不可分な関係にあるため、次期更新時 まで移行は困難。	平成22年度	
高速道路ETCクレジットカードに関する契約	支出負担行為担当官 福岡入国管理局長 大島重史 (福岡県福岡市博多区下臼井77 8-1 福岡空港国内線第3ターミナル ビル)	平成21年4月1日	株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山5-1- 22	高速道路等道路利用料金は一律であ り、競争の余地がないため。(会計法第 29条の3第4項、予決令第102条の4 第3号)	3,177,885	本年度は、契約済であることから、本 年度中の移行は困難である。	平成23年度	
デジタル複合機保守契約一式	支出負担行為担当官 福岡入国管理局長 大島重史 (福岡県福岡市博多区下臼井77 8-1 福岡空港国内線第3ターミナル ビル)	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソ リューションズ株式会社福 岡直販事業部 福岡市博多区東比恵1-2 -12	契約業者は当該機器等の供給者であ り、技術、品質保証能力及び交換部品 等を有するものは同社以外なく、競争 を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第 102条の4第3号)	6,994,596	本契約については、設備、物品又は 情報処理のためのシステム等の調達と 不可分な関係にあるため、次期更新時 まで移行は困難。	平成22年度以降順次	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
デジタル複合機保守契約一式	支出負担行為担当官 福岡入国管理局長 大島重史 (福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル)	平成21年4月1日	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社福岡直販事業部 福岡市博多区東比恵1-2-12	契約業者は当該機器等の供給者であり、技術、品質保証能力及び交換部品等を有するものは同社以外なく、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,539,180	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成22年度以降順次	
デジタル複合機保守契約一式	支出負担行為担当官 福岡入国管理局長 大島重史 (福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル)	平成21年4月1日	リコー九州株式会社 福岡市博多区東比恵3丁目9-15	契約業者は当該機器等の供給者であり、技術、品質保証能力及び交換部品等を有するものは同社以外なく、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,193,580	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成26年度以降順次	
デジタル複合機保守契約一式	支出負担行為担当官 福岡入国管理局長 大島重史 (福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル)	平成21年4月1日	リコー九州株式会社沖縄支社 沖縄県那覇市寄宮1-3-37	契約業者は当該機器等の供給者であり、技術、品質保証能力及び交換部品等を有するものは同社以外なく、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,410,300	平成21年度中に一般競争入札へ移行	—	
入国管理局ネットワークシステム用端末パソコンリース契約	支出負担行為担当官 福岡入国管理局長 大島重史 (福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル)	平成21年4月1日	扶桑電通株式会社九州支店 (福岡市博多区博多駅前1-18-7) 富士通リース株式会社 (東京都新宿区西新宿2-7-1)	当該機器を平成17年度から引き続き賃借するものであり、競争を許さないため (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,543,586	平成21年度中に一般競争入札へ移行	—	
高速道路ETCクレジットカードに関する契約一式	支出負担行為担当官代理 仙台入国管理局次長 安田 眞敏 (宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20)	平成21年4月1日	(株)JCB 東京都港区南青山5-1-22	高速道路等道路利用料金は一律であり、競争の余地がないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,313,710	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成23年度	
仙台入国管理局におけるコピー機等複合機の保守契約一式	支出負担行為担当官代理 仙台入国管理局次長 安田 眞敏 (宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20)	平成21年4月1日	富士ゼロックス宮城(株) 宮城県仙台市青葉区五橋1-1-23	保守業務等を迅速、確実に遂行可能なものは契約の相手方のみであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,866,312	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成24年度	
入管WANグループウェア・サーバー及び同クライアント・パソコンの賃貸借契約一式 (48台)	支出負担行為担当官代理 仙台入国管理局次長 安田 眞敏 (宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20)	平成21年4月1日	三井住友ファイナンス&リース(株) 東京都港区西新橋3-9-4	当該機器を前年度に引き続き賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,557,360	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
仙台入国管理局におけるコピー機等複合機の賃貸借契約一式 (16台)	支出負担行為担当官代理 仙台入国管理局次長 安田 眞敏 (宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20)	平成21年4月1日	日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2-15-12	当該機器を前年度に引き続き賃借するものであり、競争を許さないため。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,154,160	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
複写機の保守点検等に関する契約	支出負担行為担当官代理 札幌入国管理局次長 戸上 英二 (札幌市中央区大通西12丁目)	平成21年4月1日	リコー北海道(株) 札幌市北区北7条西4丁目12	契約業者は、当該機器等の供給者であり、技術・品質保証能力及び交換部品等を有するものは同社以外なく、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	2,508,725	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難。	平成24年度以降順次	
ETC利用料	支出負担行為担当官代理 札幌入国管理局次長 戸上英二 (札幌市中央区大通西12丁目)	平成21年4月1日	(株)ジェーシービー 東京都港区南青山5-1-22	高速道路等道路利用料金は一律であり、競争の余地がないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,015,880	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成23年度	
ETCスループアットの利用に関する契約	支出負担行為担当官 高松入国管理局長 小川 和也 (香川県高松市丸の内1-1)	平成21年4月1日	(株)ジェーシービー 東京都港区南青山5-1-22	価格面で実質的な競争が存在しないため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,277,973	本年度は、契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成23年度	
複写機の保守点検請負	支出負担行為担当官 東北公安調査局長 岩井 克己 (宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20)	平成21年4月1日	リコー東北株式会社 仙台市青葉区五橋1-5-3	他に当該機器の保守に必要な技術能力及び保守部品を有する者がいないため。(会計法第29条の3第4号、予決令第102条の4第3号)	1,680,000	本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成22年度	
高速道路通行料金等支払業務委託	支出負担行為担当官 東北公安調査局長 岩井 克己 (宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20)	平成21年4月1日	東日本高速道路株式会社 東北支社 仙台市青葉区中央3-2-1	ETCカードを扱うカード会社と道路会社では、それぞれ割引制度が異なるのみで、通行料金はどちらも一律であり、同一制度内では競争の余地がないため。(予決令第102条の4第3号)	1,660,000	本年度については、契約済みであることから、本年度中の移行は困難である。	平成23年度以降	
新システムへの移行に伴う現行システム移行支援作業 一式	支出負担行為担当官 富山地方方法務局長 金子 寛志 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成21年4月28日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理・運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った契約者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	6,104,826	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替えに伴う商業登記電子認証システム対応作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年5月25日	㈱日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	当該システムは、契約の相手方が独自に開発を行ったものであるところ、本システムの情報については、そのセキュリティ対策上、機密扱いとしているため、本件業務を遂行可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,126,375	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記情報システムと連携する受付管理システムにおけるPDF変換サーバ機能改修作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年5月27日	富士通㈱ 東京都港区東新橋1-5-2	本システムは契約の相手方により独自に開発・カスタマイズされた汎用性のないシステムであり、その情報は他者には公表していないことから、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	7,170,240	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
法務省共通管理事務システム(共通共済事務システム)機器更新に係る作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年5月27日	沖電気工業(株) 東京都港区芝浦4-10-16	本システムは契約の相手方により独自に開発・カスタマイズされた汎用性のないシステムである上、その著作権は同者に留保されているので、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,171,400	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	
法務省総合的な受付・通知システムにおけるInternet Explorer8.0動作検証作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年5月28日	㈱エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	本システムは契約の相手方により独自に開発・カスタマイズされた汎用性のないシステムである上、その著作権は同者に留保されているので、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,600,026	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	
新登記情報システム移行に伴うシステムエンジニアリング支援業務契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐 義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年5月29日	富士通(株) 東京都港区東新橋	現登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な新登記情報システムへの移行作業を遂行するためには、現システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	9,078,972	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
現行登記情報システム機器のマシン室内撤去作業請負契約 一式	支出負担行為担当官 前橋地方法務局長 寒河 江晃 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成21年5月19日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム機器の撤去作業を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,359,443	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業請負契約 一式	支出負担行為担当官 前橋地方法務局長 寒河 江晃 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成21年5月19日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム機器の撤去作業を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,690,500	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
次期システム移行用機器の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官代理 仙台法務局総務管理官 名取 治二 (宮城県仙台市宮城野区名掛丁128番地広瀬通SEビル)	平成21年5月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	997,500	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
新システムへの移行に伴う現行システム移行支援作業	支出負担行為担当官代理 仙台法務局総務管理官 名取 治二 (宮城県仙台市宮城野区名掛丁1 28番地広瀬通SEビル)	平成21年5月1日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,417,894	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
N95マスク	支出負担行為担当官 宮城刑務所長 茂木 嘉則 (仙台市若林区古城2-3-1)	平成21年5月18日	美保産業(株) 東京都品川区西中延1-3-23	新型インフルエンザの国内発生過渡期で、当該製品が全国的な品薄状態であり、迅速に契約を結ばなければ契約の機会を失うおそれがあったため、随意契約で調達した。 (予決令第102条の4の3、同102条の4の四の2)	3,465,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
横須賀刑務支所居室錠改修工事用錠購入	支出負担行為担当官 横浜刑務所長 古塚 博久 (神奈川県横浜市長南区港南4-2-2)	平成21年5月13日	合資会社 堀商店 東京都港区新橋2-5-2	本工事に係る錠は、堀商店以外取扱いがなく、他の業者を経由した場合居室錠の機密性が確保できないため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,772,870	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
人事院勧告給与法改正に伴うシステム改修作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年6月9日	カシオ情報機器(株) 東京都中央区日本橋本石町3-3-5	契約の相手方は、当該システムの著作権を有する者であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,263,150	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成23年度	
印鑑カード 製造	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年6月16日	凸版印刷(株) 東京都台東区台東1-5-1	本件印鑑カードは、偽造防止対策等を勘案してこれまで同一仕様のもを調達しており、同カードに貼付するホログラムシートは、特許登録されている特殊な技術を用いて作製されるところ、当該カードを作製できるのは、同技術の開発者である契約の相手方のみであり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	12,015,570	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まででは移行困難である。	平成24年度以降	
法務省共通給与計算システム改修作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年6月11日	沖電気工業(株) 東京都港区芝浦4-10-16	契約の相手方は、当該システムの著作権を有する者であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,504,500	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成23年度	
登記情報システムの機能改善に係る仕様変更 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年6月29日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	本システムは契約の相手方により独自に開発・カスタマイズされた汎用性のないシステムであり、その情報は他者には公表していないことから、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	305,528,559	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
法務省情報ネットワーク拠点追加作業等 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年6月22日	(株)エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	本件作業は、通信の暗号化機能を有した高度なセキュリティを確保しているシステムであることから、既存のネットワークの通信に障害を及ぼすことなく安全確実に遂行しうる者が、ネットワークを独自で設計開発し、運用管理を委託されている契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,452,444	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	
バックアップセンターにおける次期登記情報システム移行用電子計算機の賃貸借及びプログラムプロダクトの使用権許諾に関する契約一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐 義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年6月1日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	1,396,500	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新システムへの移行に伴う現行システム移行支援作業	支出負担行為担当官 千葉県法務局長 渡辺 博 (千葉県千葉市中央区中央港1-11-3)	平成21年6月16日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	対象システムは契約の相手方が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速に同システムの移行をする必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、同システムの移行支援作業を遂行可能な者は、開発・構築を行った契約の相手方のみであるため。(会計法29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	7,591,899	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記所管轄転属支援作業	支出負担行為担当官 千葉県法務局長 渡辺 博 (千葉県千葉市中央区中央港1-11-3)	平成21年6月29日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	対象システムは契約の相手方が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、登記所管轄転属の際に適正かつ迅速に同システムの転属作業をする必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通している上記契約業者のみであるため。(会計法29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,191,476	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
BCマシン撤去作業 一式	支出負担行為担当官 大阪法務局長 白石 研二 (大阪府大阪市中央区谷町2-1-17)	平成21年6月8日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	対象システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものである。本件対象機器の解体作業等に必要となる技術等を有し、本件業務を安全に実施できる者は、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通している上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	3,653,968	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業 一式	支出負担行為担当官 大阪法務局長 白石 研二 (大阪府大阪市中央区谷町2-1-17)	平成21年6月8日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	対象システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものである。本件対象機器の解体作業等に必要となる技術等を有し、本件業務を安全に実施できる者は、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通している上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	2,704,800	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
新システムへの移行に伴う現行システム移行支援作業	支出負担行為担当官 津地方法務局長 志賀浦 実 (三重県津市丸之内26-8)	平成21年6月1日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	対象システムは、契約業者が独自に開発・構築し一貫してその管理運用に携わっているものであり、移行作業には、同システム独自のノウハウが必要であるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、移行作業を遂行可能な者は、開発・構築を行った契約相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	6,417,894	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新システムへの移行に伴う現行システム移行作業契約	支出負担行為担当官 岡山地方法務局長 林 久義 (岡山県岡山市北区南方1-3-58)	平成21年6月11日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	対象システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わって来たものである。当局は、平成22年2月1日に新システムに移行するに当たり、現行システムから新システムへの移行を円滑に推進する必要があるとともに、移行期間においても、適正かつ迅速な登記業務を維持するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用、移行等に係る支援業務を遂行可能な者は、開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	6,809,229	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新システムへの移行に伴う現行システム移行支援作業	支出負担行為担当官 那覇地方法務局長 永井 行雄 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成21年6月17日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	対象システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	5,713,491	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
現行登記情報システム機器のマシン室内撤去作業請負契約	支出負担行為担当官 福島地方法務局長 出雲 範夫 (福島県福島市霞町Ⅰ-46)	平成21年6月5日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	対象システムは、相手方が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、本件作業を安全・確実に遂行可能な者は同業者のみである。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	3,682,339	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業に関する請負契約	支出負担行為担当官 福島地方法務局長 出雲 範夫 (福島県福島市霞町Ⅰ-46)	平成21年6月5日	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、各登記所における現行登記情報システムの構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、新登記情報システムの運用に支障を生じさせることなく本件作業を安全・確実に遂行する必要があるところ、遂行可能な者は登記情報システムの開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	2,878,995	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
登記情報システム用電子計算機の借入及びソフトウェアの提供(登記所外設置証明書等発行請求機)一式	支出負担行為担当官 徳島地方務局長 川井 忠雄 (徳島県徳島市徳島町城内6-6)	平成21年6月8日	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,124,073	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
農耕地陥没箇所地質調査	支出負担行為担当官 北海少年院長 坂田 裕志 (北海道千歳市大和4-746-10)	平成21年6月2日	(株)ジオテック 北海道札幌市豊平区月寒東4-9-5-27	当院敷地内の農耕地に陥没が発生(耕地整備用車両の一部が陥没部分に脱落)し、原因や規模等の必要な調査を早急に実施しなければならない緊急案件のため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	3,451,350	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
仙台少年鑑別所庁舎新築工事に伴う平成21年度南小泉遺跡第61次発掘調査	支出負担行為担当官 仙台少年鑑別所長 竹石 正博 (宮城県仙台市若林区古城3-27-17)	平成21年6月16日	仙台市教育委員会 宮城県仙台市青葉区二日町1-1	遺跡発掘調査業務は、調査主体である仙台市教育委員会以外と契約を締結することが不可能であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	12,786,500	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新システムへの移行に伴う現行システム移行支援作業	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年6月26日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-4	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同契約者のみであったため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	6,809,229	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
コンピュータシステム機器解体・撤去作業	支出負担行為担当官 大阪法務局長 白石 研二 (大阪府中央区谷町2-1-17)	平成21年6月8日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同契約者のみであったため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	1,786,680	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
住基ネット連携機能端末の機器移設及び設定変更作業	支出負担行為担当官 大阪法務局長 白石 研二 (大阪府中央区谷町2-1-17)	平成21年6月8日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	登記情報システムの電子認証端末は、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、新登記情報システム移行のため必要な本契約内容を適正かつ迅速に履行しうるのは、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等に精通している当該契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,326,150	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
福岡入国管理局光ケーブル敷設工事	支出負担行為担当官 福岡入国管理局長 大島 重史 (福岡県福岡市博多区下臼井778-1福岡空港国内線第3ターミナルビル)	平成21年6月30日	福岡空港エンジニアリング株式会社 福岡県福岡市博多区下臼井767-1	当局が入居する建物は、保安上の理由から建物管理者が立入制限等を行うエリアや作業があり、本件工事については建物管理者の指定業者しか行うことができないため。(会計法第29条の3第4項, 予決令第102条の4第3号)	3,097,500	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リブレースシステムエンジニアリング支援業務 一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐 義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年7月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な新登記情報システムへの移行作業を遂行するためには、現行システムの安定稼動を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,412,441	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
印刷装置事前リブレース作業代	支出負担行為担当官 東京法務局長 五十嵐 義治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年7月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な新登記情報システムへの移行作業を遂行するためには、現行システムの安定稼動を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,129,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
次期システムへの移行に伴う現行システム移行支援関係作業 一式	支出負担行為担当官 甲府地方法務局長 秋山 重紀 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成21年7月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼動を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、次期システムへの移行に伴う現行システムに係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,713,491	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記情報システム登記所管轄転属(篠山支局・柏原支局)支援作業	支出負担行為担当官 神戸地方法務局長 難波 尊廣 (兵庫県神戸市中央区波止場町1-1)	平成21年7月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼動を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った左記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,191,476	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
新登記切替に伴う印刷装置事前リプレース支援作業	支出負担行為担当官 津地方法務局長 志賀浦 実 (三重県津市丸之内26-8)	平成21年7月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し一貫してその管理運用に携わっているものであり、切替作業には、同システム独自のノウハウが必要であるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、移行作業を遂行可能な者は、開発・構築を行った契約相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,158,351	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システムへの移行に伴う現行システム移行支援作業	支出負担行為担当官 広島法務局長 佐藤 努 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年7月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	現行システムは契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わってきたものであり、現行システムの安定稼働を確保しつつ、システム移行作業を行えるのは、契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	7,200,564	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクト契約の使用の使用権許諾	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年7月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	997,500	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
富士通システムエンジニアリング支援作業(新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リプレース支援作業) 一式	支出負担行為担当官 札幌法務局長 寺島 健 (札幌市北区北8条西2-1-1)	平成21年7月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理・運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,363,663	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
富士通システムエンジニアリング支援作業(印刷装置リプレース作業) 一式	支出負担行為担当官 札幌法務局長 寺島 健 (札幌市北区北8条西2-1-1)	平成21年7月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理・運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,174,950	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
農耕地陥没箇所地質調査	支出負担行為担当官 北海少年院長 坂田 裕志 (北海道千歳市大和4-746-10)	平成21年7月14日	株式会社ジオテック 北海道札幌市豊平区月寒東4-9-5-27	当院敷地内の農耕地陥没事案に係る地質調査(前回調査)に関連する敷地内の追加調査で、前回の緊急案件の関連契約のため。(会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第4号イ)	4,756,500	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
新登記情報システムの機器入替えに伴う旧機器の解体・撤去作業請負	支出負担行為担当官 福島地方務局長 出雲 範夫 (福島県福島市霞町1-46)	平成21年7月21日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、各登記所における現行登記情報システムの構成・機能・操作・技術情報等の詳細に精通し、新登記情報システムの運用に支障を生じさせることなく本件作業を安全・確実に遂行する必要があるところ、遂行可能な者は登記情報システムの開発・構築を行った契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,191,120	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 山川 景逸 (愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年7月24日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通しており、業務遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	5,182,191	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
現行登記情報システム機器のマシン室内撤去作業	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 山川 景逸 (愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年7月27日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通しており、業務遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	3,982,450	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
次期システム移行用機器賃貸借	支出負担行為担当官 千葉地方務局長 渡辺 博 (千葉県千葉市中央区中央港1-11-3)	平成21年7月31日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	独自にシステム構築された現行システム機器等を次期システムに円滑に移行する機器の賃貸可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	997,500	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
管轄転属に伴うシステムエンジニアリング支援業務委託(ひたちなか・本局)	支出負担行為担当官 水戸地方務局長 宗像 正光 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成21年7月31日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、管轄転属に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,191,476	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
管轄転属に伴うシステムエンジニアリング支援業務委託(笠間・本局)	支出負担行為担当官 水戸地方法務局長 宗像 正光 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成21年7月31日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、管轄転属に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,191,476	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リプレース支援作業	支出負担行為担当官 広島法務局長 佐藤 努 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年7月31日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	現行システムは契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わってきたものであり、現行システムの安定稼働を確保しつつ、システム移行作業を行えるのは、契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,573,166	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新システムへの移行に伴う現行システム移行支援作業	支出負担行為担当官 神戸地方法務局長 難波 尊廣 (兵庫県神戸市中央区波止場町1-1)	平成21年7月17日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った左記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	7,200,564	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借およびプログラム・プロダクトの使用権許諾(次期システム移行用機器一式)	支出負担行為担当官 札幌法務局長 寺島 健 (北海道札幌市北区北8条西2-1-1)	平成21年7月28日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を継続して貸借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	598,500	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リプレース支援作業	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年8月24日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-4	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,426,277	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置リプレース作業	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年8月24日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-4	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,558,200	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記統一文字フォント保守作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年8月25日	日本加除出版株式会社 東京都豊島区南長崎3-16-6	契約の相手方は、著作権を有する者であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第1号)	36,078,000	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
予算管理システム改修等作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年8月25日	株式会社富士通四国システムズ松山事業所 愛媛県松山市永代町13	本システムは、契約の相手方が独自に開発したシステムであり、本システムに関する一切の業務権限を移譲していることから、契約の相手方以外に本件業務を請け負うことのできるものはなく、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予算令102条の4第3号)	14,962,500	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	
法務省情報ネットワーク拠点追加作業等 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年8月31日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ第一公共システム事業本部 東京都江東区豊洲3-3-3	本件作業は、通信の暗号化機能を有した高度なセキュリティを確保しているシステムに係る作業であり、既存のネットワークの通信に障害を及ぼすことなく安全確実に当該作業を遂行し得る者が、ネットワークを独自で設計開発し、運用管理を委託されている契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第1号)	46,561,956	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約	支出負担行為担当官 神戸地方事務局長 難波 尊廣 (兵庫県神戸市中央区波止場町1-1)	平成21年8月31日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	1,197,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リプレース支援作業	支出負担行為担当官 静岡地方事務局長 石井 末弘 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年9月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,058,422	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リプレース支援作業	支出負担行為担当官 静岡地方事務局長 石井 末弘 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年9月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	6,809,229	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リプレース支援作業	支出負担行為担当官 富山地方事務局長 金子 寛志 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成21年9月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	3,111,591	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リプレース支援作業	支出負担行為担当官 富山地方事務局長 金子 寛志 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成21年9月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	845,250	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リブレース支援作業	支出負担行為担当官 岡山地方方法務局長 林 久義 (岡山県岡山市北区南方1-3-58)	平成21年9月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,220,965	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リブレース支援作業	支出負担行為担当官 松江地方方法務局長 山室 祐一 (島根県松江市母衣町50)	平成21年9月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,104,826	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リブレース支援作業	支出負担行為担当官 松江地方方法務局長 山室 祐一 (島根県松江市母衣町50)	平成21年9月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,072,257	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
西多摩支局における改製数値化作業	支出負担行為担当官 東京法務局長 山舖 弥一郎 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年9月8日	国土情報開発(株) 東京都世田谷区池尻2-7-3	本作業は、国庫債務負担行為による平成19年度から同22年度までの4年に渡る請負契約であり、当該事業者は入札の結果、落札した相手方である。同契約において、西多摩支局における作業として平成20年度及び同21年度の2か年が計画されているところ、同21年度における作業に関し予定数量に変動が生じたことから、当該増加分につき新たな請負契約の必要が生じたため。(会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	9,180,675	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リブレース支援作業	支出負担行為担当官 和歌山地方方法務局長 菅谷 久男 (和歌山県和歌山市二番丁2)	平成21年9月18日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,713,491	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リブレース支援作業	支出負担行為担当官 千葉地方方法務局長 渡辺 博 (千葉県千葉市中央区中央港1-11-3)	平成21年9月24日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,121,035	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リブレース支援作業	支出負担行為担当官 千葉県地方務局長 渡辺 博 (千葉県千葉市中央区中央港1-11-3)	平成21年9月24日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,537,200	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リブレース支援作業	支出負担行為担当官 津地方務局長 志賀浦 実 (三重県津市丸之内26-8)	平成21年9月24日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	2,878,995	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リブレース支援作業	支出負担行為担当官 津地方務局長 志賀浦 実 (三重県津市丸之内26-8)	平成21年9月24日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	3,359,443	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リブレース支援作業	支出負担行為担当官 静岡県地方務局長 石井 末弘 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成21年9月26日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,329,300	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リブレース支援作業	支出負担行為担当官 仙台法務局長 太田 健治 (宮城県仙台市宮城野区名掛丁128広瀬通SEビル)	平成21年9月28日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	1,521,450	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リブレース支援作業	支出負担行為担当官 さいたま地方務局長 西川 優 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成21年10月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予算令第102条の4第3号)	7,200,564	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
新登記情報システム切替えに伴う印刷装置事前リプレース支援作業一式	支出負担行為担当官 神戸地方事務局長 難波 尊廣 (兵庫県神戸市中央区波止場町1-1)	平成21年10月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,214,956	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾(次期システム移行用機器一式)	支出負担行為担当官 和歌山地方事務局長 菅谷 久男 (和歌山県和歌山市二番丁2)	平成21年10月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	997,500	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
PCB廃棄物処理業務委託	支出負担行為担当官 札幌刑務所長 浅野 賢司 (北海道札幌市東区東苗穂2-1-5-1)	平成21年10月1日	日本環境安全事業株式会社 東京都港区芝1-7-17	PCB廃棄物の処理施設は、「ポリ塩化ビフェニール廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、特定事業者における限定された処理となることから、競争に付しても入札者がいないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,824,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
醸造用原材料の供給	支出負担行為担当官 市原刑務所長 関口 國夫 (千葉県市原市磯ヶ谷11-1)	平成21年10月1日	株式会社Jーウィズ 東京都中央区明石町8-1	本契約により調達する材料は、同所における醤油の製造過程において必要不可欠なものであるが、この材料を取扱っている者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,315,626	当該物品は、同業者が特許を有しており、契約の相手方が特定されているため。	平成22年度	
新登記情報システム切替えに伴う印刷装置事前リプレース支援作業一式	支出負担行為担当官 盛岡地方事務局長 古舘 芳廣 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成21年10月5日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	6,417,894	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
広島地方法務合同庁舎PCB廃棄物処理	支出負担行為担当官 広島高等検察庁検事長 笠間 治雄 (広島県広島市中区上八丁堀2-15)	平成21年10月8日	日本環境安全事業株式会社 北九州事業所 福岡県北九州市若松区響町1-62-24	PCB廃棄物の処理施設は、「ポリ塩化ビフェニール廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、特定事業者における限定された処理となることから、競争に付しても入札者がいないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,170,400	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
集団心理検査管理システムに係るデータ移行作業等 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年10月14日	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	契約の相手方は、著作権を有する者であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,252,719	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
新登記情報システム切替えに伴う印刷装置事前リプレース支援作業一式	支出負担行為担当官 神戸地方事務局長 難波 尊廣 (兵庫県神戸市中央区波止場町1-1)	平成21年10月16日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,467,900	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システムの機器入替えに伴う旧機器の解体・撤去作業請負	支出負担行為担当官 仙台法務局長 太田 健治 (宮城県仙台市宮城野区名掛丁128広瀬通SEビル)	平成21年10月16日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,072,008	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
樹木伐採作業委託	支出負担行為担当官 月形刑務所長 佐野 順一 (北海道樺戸郡月形町1011)	平成21年10月19日	株式会社横山造園 北海道札幌市西区発寒6条5-5-3	台風による強風のため、老齢樹木が倒木するおそれが顕著となり、緊急に伐採する必要が生じたため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,590,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替えに伴う印刷装置事前リプレース支援作業一式	支出負担行為担当官 仙台法務局長 太田 健治 (宮城県仙台市宮城野区名掛丁128広瀬通SEビル)	平成21年10月26日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,359,443	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システムの機器入替えに伴う旧機器の解体・撤去作業請負	支出負担行為担当官 津地方事務局長 志賀浦 実 (三重県津市丸之内26-8)	平成21年10月30日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,191,120	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替えに伴う印刷装置事前リプレース支援作業一式	支出負担行為担当官 盛岡地方事務局長 古館 芳廣 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成21年10月30日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,354,019	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記切替に伴う印刷装置事前リプレース支援作業	支出負担行為担当官 さいたま地方事務局長 西川 優 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成21年10月30日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,629,771	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年11月5日	日本環境安全事業株式会社 東京都港区芝1-7-17	本件業務は、都道府県知事の許可を得た者しか行えないものであるところ、当該許可を得ている者が契約の相手方以外にないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	32,202,150	当該許可を得た者が複数存在しないため。	平成24年度以降	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リプレース支援作業	支出負担行為担当官 山口県法務局長 大河原 清人 (山口県山口市中河原町6-16)	平成21年11月9日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼動に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,635,224	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記情報提供システム等の機能改善に係る仕様変更及び検証対応作業一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年11月11日	富士通株式会社官公庁ソリューション事業本部 東京都港区東新橋1-5-2	対象システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものである。本件対象機器の解体作業等に必要となる技術等を要し、本件業務を安全に実施できる者は、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通しているのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	69,992,244	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リプレース支援作業	支出負担行為担当官 さいたま市法務局長 西川 優 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成21年11月13日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼動に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,866,900	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業	支出負担行為担当官 那覇地方務局長 永井 行雄 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成21年11月13日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	対象システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものである。本件対象機器の解体作業等に必要となる技術等を要し、本件業務を安全に実施できる者は、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通しているのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,053,872	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業	支出負担行為担当官 那覇地方務局長 永井 行雄 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成21年11月13日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	対象システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものである。本件対象機器の解体作業等に必要となる技術等を要し、本件業務を安全に実施できる者は、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通しているのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,014,300	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
給与法等の一部改正等に伴う法務省共通給与計算システム改修作業一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年11月16日	沖電気工業株式会社官公事業本部 東京都港区芝浦4-10-16	契約の相手方は、著作権を有する者であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	12,390,000	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成23年度	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
出入国審査等旅券自動読取装置改修作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年11月16日	パナソニック・システム・ソリューションズジャパン株式会社 神奈川県横浜市港北区綱島東2-6-54	本件作業は、賃貸借物品の改修作業であるところ、その所有権は契約の相手方にあり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,990,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年11月16日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,415,114	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年11月16日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	対象システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものである。本件対象機器の解体作業等に必要な技術等を要し、本件業務を安全に実施できる者は、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通しているのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,873,850	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
本省内LANシステムにおけるセキュリティ対策のためのアップデート作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年11月20日	新日鉄ソリューションズ株式会社公共ソリューション事業部 東京都中央区新川2-20-15	契約の相手方は、本件作業を行い得る唯一の相手方であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,250,000	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	
給与計算システムのプログラム改修作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年11月20日	カシオ情報機器株式会社 東京都中央区日本橋本石町3-3-5	契約の相手方は、著作権を有する者であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,449,000	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成23年度	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リブレース支援作業	支出負担行為担当官 松山地方法務局長 松尾 一雄 (松山市宮田町188-6)	平成21年11月20日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,191,476	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
現行登記情報システム機器のマシン室内撤去作業	支出負担行為担当官代理 札幌法務局長 寺島 健 (北海道札幌市北区北8条西2-1-1)	平成21年11月24日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	対象システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものである。本件対象機器の解体作業等に必要な技術等を要し、本件業務を安全に実施できる者は、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通しているのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,111,591	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業	支出負担行為担当官代理 札幌法務局長 寺島 健 (北海道札幌市北区北8条西2-1-1)	平成21年11月24日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	対象システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものである。本件対象機器の解体作業等に必要な技術等を要し、本件業務を安全に実施できる者は、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通しているのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,366,700	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業	支出負担行為担当官代理 札幌法務局長 寺島 健 (北海道札幌市北区北8条西2-1-1)	平成21年11月24日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	対象システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものである。本件対象機器の解体作業等に必要な技術等を要し、本件業務を安全に実施できる者は、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通しているのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,667,568	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
法務省総合的な受付・通知システムにおけるMicrosoft Windows7及びMicrosoft Windows Vista ServicePack2動作検証作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年11月25日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ第一公共システム事業本部 東京都江東区豊洲3-3-3	契約の相手方は、著作権を有する者であり、競争を許さないため(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,255,000	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	
移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業	支出負担行為担当官 広島法務局長 佐藤 努 (広島県広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年11月27日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	対象システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものである。本件対象機器の解体作業等に必要な技術等を要し、本件業務を安全に実施できる者は、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通しているのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,859,550	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業	支出負担行為担当官 広島法務局長 佐藤 努 (広島県広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年11月27日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	対象システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものである。本件対象機器の解体作業等に必要な技術等を要し、本件業務を安全に実施できる者は、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通しているのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,310,232	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業	支出負担行為担当官 広島法務局長 佐藤 努 (広島県広島市中区上八丁堀6-30)	平成21年11月27日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	対象システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものである。本件対象機器の解体作業等に必要な技術等を要し、本件業務を安全に実施できる者は、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通しているのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,682,339	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業	支出負担行為担当官 千葉地方法務局長 渡辺 博 (千葉県千葉市中央区中央港1-11-3)	平成21年11月30日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	対象システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものである。本件対象機器の解体作業等に必要となる技術等を要し、本件業務を安全に実施できる者は、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通しているのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,556,906	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業	支出負担行為担当官 千葉地方法務局長 渡辺 博 (千葉県千葉市中央区中央港1-11-3)	平成21年11月30日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	対象システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものである。本件対象機器の解体作業等に必要となる技術等を要し、本件業務を安全に実施できる者は、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通しているのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,873,850	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
管轄転属に伴う、東大阪支局機器増設作業及び設定変更作業	支出負担行為担当官 大阪法務局長 白石 研二 (大阪府大阪市中央区谷町2-1-17)	平成21年11月2日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	対象システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものである。本件対象機器の解体作業等に必要となる技術等を要し、本件業務を安全に実施できる者は、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通しているのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,504,650	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業	支出負担行為担当官 鹿児島地方法務局長 松田 昇 (鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-2)	平成21年11月20日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	対象システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものである。本件対象機器の解体作業等に必要となる技術等を要し、本件業務を安全に実施できる者は、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通しているのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,948,292	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	
広告掲載委託契約 (北海道新聞全道版朝刊紙上)	支出負担行為担当官 札幌法務局長 寺島 健 札幌市北区北八条西2-1-1	平成21年11月13日	株式会社道新サービスセンター 札幌市中央区大通西18-1-30	主要全国4紙及び北海道新聞の合計5紙にしめる北海道新聞のシェアは、約70%と圧倒的であり、その朝刊は北海道内全世帯の約46%に相当する部数を発行していることから、最も広告効果がある媒体として、広告掲載対象を北海道新聞紙上とした。 北海道新聞紙上に広告を掲載する場合、同紙の指定する広告代理店を通して申込みをすることとなり、契約の相手方はその指定広告代理店であり、競争の相手方がないため随意契約したものである。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,483,125	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
次期成年後見登記システム向け移行対応(現行OCRデータ移行)作業	支出負担行為担当官 東京法務局長 山舖 弥一郎 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成21年12月1日	株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1-6-6	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能なのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,155,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
現行登記情報システム機器のマシン室内撤去作業委託	支出負担行為担当官 甲府地方法務局長 秋山 重紀 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成21年12月1日	富士通株式会社官公庁ソリューション事業本部 東京都港区東新橋1-5-2	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能なのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,053,872	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
現行登記情報システム機器のマシン室内撤去作業委託	支出負担行為担当官 甲府地方法務局長 秋山 重紀 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成21年12月1日	富士通株式会社官公庁ソリューション事業本部 東京都港区東新橋1-5-2	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能なのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,014,300	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
レイアウト変更に伴う登記情報端末移設作業	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 山川 景逸 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成21年12月1日	東芝ソリューション株式会社官公営業第二部 東京都港区芝浦1-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能なのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,283,350	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
現行登記情報システム機器のマシン室内撤去作業委託	支出負担行為担当官 岡山地方法務局長 林 久義 (岡山県岡山市北区南方1-3-58)	平成21年12月1日	富士通株式会社官公庁ソリューション事業本部 東京都港区東新橋1-5-2	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能なのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,415,114	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業	支出負担行為担当官 岡山地方法務局長 林 久義 (岡山県岡山市北区南方1-3-58)	平成21年12月1日	富士通株式会社官公庁ソリューション事業本部 東京都港区東新橋1-5-2	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものである。本件対象機器の解体作業に必要な技術等を備え、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等を詳細に把握し、安全に作業を履行可能な者は同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,352,400	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成21年12月4日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものである。本件対象機器の解体作業に必要な技術等を備え、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等を詳細に把握し、安全に作業を履行可能な者は同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,024,904	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
入退館管理システム用機器調達等に付随する福岡第二法務総合庁舎玄関改修整備	支出負担行為担当官 福岡高等検察庁検事長 有田 知徳 (福岡県福岡市中央区舞鶴2-5-30)	平成21年12月8日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6	当該契約は、先行契約である入退館管理システム用機器調達に付随する業務で、現に同契約を履行中の契約者に履行させることが有利と認められたため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第4号イ)	7,035,000	本件整備工事は完了していることから次年度以降の契約は発生しない。	—	
国家公務員カード発行管理サーバの改修作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年12月9日	富士通株式会社官公庁ソリューション事業本部 東京都港区東新橋1-5-2	本件作業は、賃貸借物品の改修作業であるところ、その所有権は契約の相手方にあり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,800,000	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	
公安情報システムの機能改修業務	支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長 高木 和哉 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年12月10日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、カスタマイズされたもの以外の著作権については、当該業者が権利を保有しているため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	23,100,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
那覇地方法務局バックアップセンター室等における電算機用空調機等設備撤去等作業一式	支出負担行為担当官 那覇地方法務局長 永井 行雄 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成21年12月10日	富士古河E&C株式会社 神奈川県川崎市幸区堀川町580	那覇地方法務局バックアップセンター室に設置している電子計算機専用空調機(登記所システム用)及び屋上に設置しているキュービクル(4面体 単独設置型)は、相手方から賃借しているものであるが、新登記情報システムに移行し、当該賃借物を撤去・返納し、契約の相手方に返却する必要があるため、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,095,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リプレース支援作業	支出負担行為担当官 秋田地方法務局長 山田 耕平 (秋田県秋田市山王7-1-3)	平成21年12月16日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能なのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,191,476	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まででは移行困難である。	平成22年度	
判決書写し保存管理システム更新一式	支出負担行為担当官 東京地方検察庁検事正 岩村 修二 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年12月17日	株式会社日立システムアンドサービス 東京都港区港南2-18-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能なのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	7,652,820	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リプレース支援作業	支出負担行為担当官 鹿児島地方法務局長 松田 昇 (鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-2)	平成21年12月18日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能なのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,667,087	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まででは移行困難である。	平成22年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
新登記情報システム切替に伴う印刷装置リプレース作業	支出負担行為担当官 鹿児島地方務局長 松田 昇 (鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-2)	平成21年12月18日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能なのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,004,850	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までには移行困難である。	平成22年度	
新登記情報システム無停電電源装置の構築作業等 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年12月21日	株式会社東芝 東京都港区芝浦1-1-1	本件無停電電源装置は、契約の相手方が独自に開発したものであり、構築作業等に必要な装置の内部構造や技術等を他に開示することがなく、本件作業等を履行し得る者は契約の相手方しかいないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	31,290,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム無停電電源装置の構築作業等 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年12月21日	富士古河 E & C 株式会社 神奈川県川崎市幸区堀川町580	本件無停電電源装置は、契約の相手方が独自に開発したものであり、構築作業等に必要な装置の内部構造や技術等を他に開示することがなく、本件作業等を履行し得る者は契約の相手方しかいないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	29,190,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
中央合同庁舎第6号館防犯設備保守点検業務 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年12月21日	オーテック電子株式会社 東京都千代田区神田美土代町5-2	本件システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能である者は契約の相手方のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,150,880	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成22年度	
小型立体自動倉庫更新 一式	支出負担行為担当官 東京地方検察庁検事正 岩村 修二 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年12月22日	株式会社ダイフク 東京都港区芝2-14-5	当該倉庫は、契約業者が独自に開発・構築したものであり、安定稼働に当たっては、同倉庫の機構の内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能なのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	10,216,500	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
外国人出入国情報システム等設定変更作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年12月25日	株式会社日立製作所公共システム営業統括本部 東京都江東区新砂1-6-27	本件作業は、賃貸借物品の改修作業であるところ、プログラム・プロダクト契約条項により、使用条件として、改造権は契約の相手方にあり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	16,380,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
「裁判員制度広報用パンフレット」印刷製本請負業務	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年12月25日	第一印刷所株式会社 新潟県新潟市和合町2-4-18	本案件は、平成16年度に企画競争により締結した契約内容に、新たに情報の更新と追加を行うものであり、当初のパンフレットのデザインを担当した契約の相手方以外に契約可能な者はなく、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,777,500	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成22年度	
庁舎新築工事に伴南小泉遺跡第61次発掘調査	支出負担行為担当官 仙台少年鑑別所長 竹石 正博 (宮城県仙台市若林区古城3-27-17)	平成21年12月25日	仙台市教育委員会 宮城県仙台市青葉区二日町1-1	遺跡発掘調査業務は、調査主体である仙台市教育委員会以外と契約を締結することが不可能であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,911,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
個人識別情報システム用バイオメトリクス読取装置の改修作業等 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年12月28日	日本電気株式会社官公営業本部 東京都港区芝5-7-1	契約の相手方は、特許権を有する者であり、他社に対して特許使用権を与えていないこと及び賃貸借物品の改修作業であるため、その所有権は契約の相手方にあることから、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	614,556,390	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
外国人出入国情報システム機能移植作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成21年12月28日	株式会社日立製作所公共システム営業統括本部 東京都江東区新砂1-6-27	本件作業は、賃貸借物品の改修作業であるところ、プログラム・プロダクト契約条項により、改造権は契約の相手方であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	8,400,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リブレース支援作業	支出負担行為担当官 旭川地方法務局長 藤部 富美男 (北海道旭川市宮前通東4155-31)	平成21年12月28日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	現行登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能なのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,756,816	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
裁判員制度広報用パンフレット印刷	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成22年1月14日	株式会社第一印刷所 新潟県新潟市和合町2-4-18	本案件は、平成16年度に企画競争により締結した契約内容に、新たに情報の更新と追加を行うものであり、当初のパンフレットのデザインを担当した契約の相手方以外に契約可能な者はなく、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	4,777,500	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。	平成22年度	
出入国審査業務の強化に伴う外国人出入国情報システムに係る導入・展開作業一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成22年1月14日	株式会社日立製作所公共システム営業統括本部 東京都江東区新砂1-6-27	本件作業は、出入国審査端末の増配備に伴う賃貸借物品の設定変更作業等であるところ、プログラム・プロダクト契約条項により、使用条件が定められており、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,465,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
出入国審査業務の強化に伴う出入国管理業務個人識別情報システムに係る導入・展開作業一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成22年1月14日	日本電気株式会社官公営業本部 東京都港区芝5-7-1	契約の相手方は、特許権を有する者であり、他社に対して特許使用権を与えていないことから、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,714,040	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
法務省総合的な受付・通知システムにおける情報セキュリティ対策改修作業一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成22年1月20日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ第一公共システム事業本部 東京都江東区豊洲3-3-9	契約の相手方は、著作権を有する者であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,487,957	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	
法務省情報ネットワーク拠点追加作業等一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成22年1月20日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ第一公共システム事業本部 東京都江東区豊洲3-3-9	本件作業は、通信の暗号化機能を有した高度なセキュリティを確保しているシステムであることから、既存のネットワークの通信に障害を及ぼすことなく安全確実に遂行しうる者が、ネットワークを独自で設計開発し、運用管理を委託されている契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,560,510	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
新システム機器入換えに伴う旧機器解体・撤去作業	支出負担行為担当官 東京法務局長 山舖 弥一郎 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成22年1月8日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	登記情報システムの解体・撤去作業については、リース物件を分解・解体した上、移送するものであり、復元性のある同作業を行うには、当該システムに関する専門知識及び技術並びに経験を有する者に作業を委託する必要があるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,454,248	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新システム機器入換えに伴う旧機器解体・撤去作業	支出負担行為担当官 千葉地方法務局長 渡辺 博 (千葉県千葉市中央区中央港1-11-3)	平成22年1月19日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	登記情報システムの解体・撤去作業については、リース物件を分解・解体した上、移送するものであり、復元性のある同作業を行うには、当該システムに関する専門知識及び技術並びに経験を有する者に作業を委託する必要があるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,024,904	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
大田原支局登記情報システム関係変更作業	支出負担行為担当官 宇都宮地方法務局長 重山 正秋 (栃木県宇都宮市小幡2-1-11)	平成22年1月25日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	登記情報システムの解体・撤去作業については、リース物件を分解・解体した上、移送するものであり、復元性のある同作業を行うには、当該システムに関する専門知識及び技術並びに経験を有する者に作業を委託する必要があるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,316,700	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
現行登記情報システム機器撤去作業	支出負担行為担当官 静岡地方法務局長 石井 末弘 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成22年1月12日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	現行登記情報システムは、独自にシステム構築された機器等を賃借しており、当該作業は、賃貸期間満了による機器撤去であるため、機器撤去作業可能な者は機器設置を行った契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	3,415,114	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
現行登記情報システム機器撤去作業	支出負担行為担当官 静岡地方法務局長 石井 末弘 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成22年1月13日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	現行登記情報システムは、独自にシステム構築された機器等を賃借しており、当該作業は、賃貸期間満了による機器撤去であるため、機器撤去作業可能な者は機器設置を行った契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	2,366,700	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
現行登記情報システム機器撤去作業	支出負担行為担当官 静岡地方法務局長 石井 末弘 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成22年1月13日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	現行登記情報システムは、独自にシステム構築された機器等を賃借しており、当該作業は、賃貸期間満了による機器撤去であるため、機器撤去作業可能な者は機器設置を行った契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	1,667,568	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リプレース支援作業	支出負担行為担当官 山口地方法務局長 大河原 清人 (山口県山口市河原町6-16)	平成22年1月14日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能なのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,166,178	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リプレース支援作業	支出負担行為担当官 山形地方務局長 草薙 秀雄 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成22年1月12日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能なのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,174,005	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム切替に伴う印刷装置事前リプレース支援作業	支出負担行為担当官 山形地方務局長 草薙 秀雄 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成22年1月12日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能なのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,087,911	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
乙号事務包括委託対応環境構成変更作業	支出負担行為担当官 秋田地方務局長 山田 耕平 (秋田県秋田市山王7-1-3)	平成22年1月28日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速に当該作業を遂行できる者は、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通している契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,174,005	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までには移行困難である。	平成22年度	
給与計算システムのプログラム改修作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成22年2月2日	カシオ情報機器株式会社 東京都中央区日本橋本石町3-3-5	契約の相手方は、著作権を有する者であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,600,200	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成23年度	
外国人出入国情報システム改修及び導入作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成22年2月4日	株式会社日立製作所公共システム営業統括本部 東京都江東区新砂1-6-27	本件作業は、賃貸借物品の改修作業であるところ、プログラム・プロダクト契約条項により、改造権は契約の相手方にあり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第1号)	138,769,365	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
出入国管理業務個人識別情報システムのデータベースの再点検・再整備 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成22年2月12日	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	本件業務の実施に当たり、契約の相手方が保有する特許技術が必要となるところ、契約の相手方は他者に対して特許使用权を与えないとしていることから、契約の相手方以外に本件業務を請け負うことのできるものではなく、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令102条の4第3号)	138,442,500	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
出入国管理業務の業務・システム最適化に係る次世代システムへのデータ移行に必要な外国人出入国情報システムのデータ調査等 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成22年2月12日	株式会社日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	本件業務の実施に当たり、契約の相手方が保有するプログラム・プロダクトを使用する必要があるところ、契約の相手方は第三者にプログラム・プロダクトの使用を許諾しないとしていることから、契約の相手方以外に本件業務を請け負うことのできるものではなく、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令102条の4第3号)	125,769,525	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
予算管理システム改修等作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成22年2月18日	株式会社富士通四国システムズ 香川県高松市藤塚町1-10-30	本システムは、(株)富士通が独自に開発したシステムで、同社が著作権を保有しているところ、現在は、本システムに関する一切の業務権限を契約の相手方に移譲しており、契約の相手方以外に本件業務を請け負うことのできるものではなく、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令102条の4第3号)	1,596,000	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	
FAX暗号化装置の物品供給 一式	支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長 高木 和哉 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成22年2月2日	住友電設株式会社 大阪府大阪市西区阿波座2-1-4	当該設備は、契約の相手方が独自に開発構築し、設置を行ったものであり、既存システムに増設業務等を安全・確実に遂行できる者は契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,647,700	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
大津地方法務局仮バックアップセンター付帯設備撤去工事	支出負担行為担当官 大津地方法務局長 阿津川 喜代士 (滋賀県大津市御陵町3-6)	平成22年2月15日	富士古川E&C株式会社関西支社 大阪府大阪市淀川区宮原4-6-18	当該機器は、契約の相手方から賃貸を受けており、かつ、整備後相当の月日を経ているものであることから、安全かつ確実に解体し、良好な状態により当該機器を相手方に返却し得るのは契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3項)	3,591,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業契約	支出負担行為担当官 大津地方法務局長 阿津川 喜代士 (滋賀県大津市御陵町3-6)	平成22年2月20日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該機器は、契約の相手方からリースを受けているものであるが、契約の相手方が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっていることから、システム全体の構成、機能、操作及び技術情報等の詳細に精通し、安全かつ確実に解体し、相手方に返却し得るのは契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3項)	1,352,400	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
現行登記情報システム機器のマシン室内撤去作業	支出負担行為担当官 大津地方法務局長 阿津川 喜代士 (滋賀県大津市御陵町3-6)	平成22年2月22日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該機器は、契約の相手方からリースを受けているものであるが、契約の相手方が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっていることから、システム全体の構成、機能、操作及び技術情報等の詳細に精通し、安全かつ確実に解体し、相手方に返却し得るのは契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3項)	2,961,472	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
現行登記情報システム機器のマシン室内撤去作業	支出負担行為担当官 和歌山地方法務局長 菅谷 久男 (和歌山県和歌山市二番丁2)	平成22年2月22日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該機器は、契約の相手方からリースを受けているものであるが、契約の相手方が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっていることから、システム全体の構成、機能、操作及び技術情報等の詳細に精通し、安全かつ確実に解体し、相手方に返却し得るのは契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3項)	3,053,872	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業	支出負担行為担当官 和歌山地方法務局長 菅谷 久男 (和歌山県和歌山市二番丁2)	平成22年2月22日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該機器は、契約の相手方からリースを受けているものであるが、契約の相手方が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっていることから、システム全体の構成、機能、操作及び技術情報等の詳細に精通し、安全かつ確実に解体し、相手方に返却し得るのは契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3項)	2,015,296	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
和歌山地方法務局仮バックアップセンター附帯設備撤去作業	支出負担行為担当官 和歌山地方法務局長 菅谷 久男 (和歌山県和歌山市二番丁2)	平成22年2月26日	富士古河E&C株式会社 大阪府大阪市淀川区宮原4-6-8	和歌山地方法務局仮バックアップセンターに設置している空調機、キュービクル、併設用分電盤は、相手方から賃貸しているものであるが、新登記情報システムへの切替後、上記設備が不要となるため、相手方に返却する必要がある、本業務を安全にかつ確実に解体撤去を可能な者は同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,053,650	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システムレイアウト変更作業	支出負担行為担当官代理 広島法務局総務管理官 林田 雅隆 (広島県広島市中区上八丁堀6-30)	平成22年2月12日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	新登記情報システム端末のレイアウト変更(移設)については、登記所における新登記情報システムの構成・機能・操作・技術情報等の詳細に精通し、新登記情報システムの運用に支障を生じさせることなく作業を安全・確実に遂行する必要があるところ、遂行可能な者は新登記情報システムの開発・構築を行った契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	1,207,500	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
岡山地方法務局備前支局エレベーター内インバーター装置取替工事	支出負担行為担当官 岡山地方法務局長 林 久義 (岡山県岡山市北区南方1-3-58)	平成22年2月5日	日本エレベーター製造株式会社 広島県広島市中区大手町2-8-5	エレベーターに求められる高度の安全性、品質等を保持するためには、当該エレベーターの製造元であり、契約相手方である日本エレベーター製造株式会社のみが契約の相手方となりうるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,408,050	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
乙号事務包括委託対応環境構成変更作業	支出負担行為担当官 山形地方法務局長 草薙 秀雄 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成22年2月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保するため、同システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、システム保守運用に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,565,340	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
新登記情報システムの機器入れ替えに伴う旧機器解体・撤去作業	支出負担行為担当官 盛岡地方法務局長 古舘 芳廣 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成22年2月1日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,072,008	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新登記情報システム移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業	支出負担行為担当官 盛岡地方法務局長 古舘 芳廣 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成22年2月1日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	当該システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、当該作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,521,450	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
登記情報システムレイアウト変更作業	支出負担行為担当官 札幌法務局長 寺島 健 (札幌市北区北八条西2-1-1)	平成22年2月3日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	当該システムは、契約業者において開発・構築し、一貫してその管理・運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、当該作業を安全・確実に遂行可能なのは同業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,664,250	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
角形気送管設備改修 一式	支出負担行為担当官 東京地方検察庁検事正 岩村 修二 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成22年2月2日	株式会社日本シューター 東京都千代田区神田駿河台2-9	当該設備は、契約業者が独自に開発したものであり、更新に必要な技術・能力が契約業者のみであるため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	8,179,500	本年度は契約済であることから、本年度中の移行は困難である。また、本契約については、複数年度にわたる期間を前提とした契約であり、当該期間到来までの間、移行は困難である。	平成23年度以降	
破碎機修理	支出負担行為担当官 大阪刑務所長 海江田 司 (大阪府堺市堺区田出井町6-1)	平成22年2月12日	奥田機械株式会社 大阪府大阪市浪速区幸町3-7-10	刑務作業に支障を来すことから、緊急に修理する必要があったため。 (会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	948,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
出入国情報システム外国人身分事項等突合用ソフトウェア環境構築作業	支出負担行為担当官 東京入国管理局長 高宅 茂 (東京都港区港南5-5-30)	平成22年2月22日	富士ソフト株式会社システム開発事業グループ営業ユニット 東京都千代田区神田連堀町3	当該業務である突合ソフトウェアの環境構築及びデータの移行は、そのソフトウェアを開発し、試行運用を行った会社以外に行えないことから、同社と随意契約するものである。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,795,500	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
乙号事務包括委託対応環境構成変更作業	支出負担行為担当官 水戸地方法務局長 宗像 正光 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成22年1月29日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通しているのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,565,340	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成22年度	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
新登記情報システムレイアウト変更作業 一式	支出負担行為担当官 福岡法務局長 横山 緑 (福岡県福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成22年1月15日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	対象システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものである。本件業務を安全に実施できる者は、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通しているのは同業者のみであったため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,172,850	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
裁判員裁判制度広報用DVD「総務部総務課山口六平太裁判員裁判プロジェクトはじめます！」改修等業務委託 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成22年3月9日	株式会社ジェイアール東海エージェンシー 東京都港区港南二丁目1-95	本件DVDのキャラクターに係る著作権者人格権を有する者が、DVDの内容の修正については原作使用権を有する契約の相手方に行わせるとしており、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,095,200	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
法務省共通給与計算システム改修作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成22年3月11日	沖電気工業株式会社官公事業本部 東京都港区芝浦4-10-16	契約の相手方は、著作権を有する者であり、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	10,227,000	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成23年度	
本省内LANシステムにおけるサーバー等更新に係る構築作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成22年3月11日	新日鉄ソリューションズ株式会社公共ソリューション事業部 東京都中央区新川2-20-15	本省内LANは、契約の相手方が独自に開発・カスタマイズしたものであり、本件作業を安全確実に遂行し得る者は、同者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,565,000	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	
現行成年後見全国展開システムの更新に伴う移行データ抽出・変換作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成22年3月12日	株式会社日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	本件業務は、次期システムへの移行に伴い、現行システム機器のデータ抽出・変換作業等を実施するものであるところ、現行システムは契約の相手方が独自で設計開発したものであり、同者以外が本件業務を行うことはできないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	5,749,107	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
法務省情報ネットワーク拠点追加等一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成22年3月15日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ第一公共システム事業本部 東京都江東区豊洲3-3-9	本件ネットワークは、通信の暗号化機能を有した高度なセキュリティを確保していることから、既存のネットワークの通信に障害を及ぼすことなく安全確実に遂行し得る者が、ネットワークを独自で設計開発し、運用管理を委託されている契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	3,109,890	設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まで移行は困難である。	平成24年度以降	
出入国情報管理システムホストコンピュータ1号機の撤去作業 一式	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 後藤 博 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成22年3月25日	株式会社日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	本件業務は、賃貸借物品の撤去及びこれに伴うシステムの設定変更作業であるところ、プログラム・プロダクト契約条項により、使用条件が定められており、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第1号)	46,515,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
ウイングネオアクセスキー購入費	支出負担行為担当官 東京法務局長 山舖 弥一郎 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成22年3月3日	アイサンテクノロジー株式会社 愛知県名古屋市中区錦3-7-14	本事業者が製作するソフトウェアを継続的に使用しており、同ソフトウェアを読み取るための附属機器の追加購入であるため、競争を許さないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,126,125	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時まででは移行困難である。	平成24年度以降	

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
東京法務局登記電話相談室電話機器等購入一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 山舖 弥一郎 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成22年3月10日	株式会社富士通ビジネスシステム 東京都文京区後楽1-7-27	設置している交換機のシステムプログラミングは契約相手方が独自に開発したものであり、その設定変更等の環境設定は、契約相手方しか行えないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,103,150	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
次期成年後見登記システムの稼動に伴う現行成年後見登記システム機器の一時退避及び終了作業	支出負担行為担当官 東京法務局長 山舖 弥一郎 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成22年3月11日	株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1-6-6	契約の相手方は、成年後見登記システムの開発業者であり、契約の相手方以外の者がシステムを正常に終了させることができないため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,057,449	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
地番検索システムデータ更新及びライセンス追加一式	支出負担行為担当官 東京法務局長 山舖 弥一郎 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成22年3月18日	株式会社ゼンリン 東京都千代田区西神田1-1-1	本システムは、契約の相手方が独自に開発したシステムであり、当該システムのデータ更新等であることから、競争を許さない。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	18,637,500	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までは移行困難である。	平成24年度以降	
移行完了に伴う登記所の機器解体及び撤去作業	支出負担行為担当官 さいたま地方務局長 西川 優 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成22年3月26日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	独自にシステム構築された当該機器等を賃借しており、賃貸期間満了による機器撤去であるため、機器撤去作業可能な者は機器設置を行った契約の相手方のみであるため。(会計法第29条の3第4項、特例政令第13条第1項第2号)	3,381,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
新システム機器入換えに伴う旧機器解体・撤去作業	支出負担行為担当官 さいたま地方務局長 西川 優 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成22年3月26日	東芝ソリューション株式会社 東京都港区芝浦1-1-1	登記情報システムの解体・撤去作業については、リース物件を分解・解体した上、移送するものであり、復元性のある同作業を行うには、当該システムに関する専門知識及び技術並びに経験を有するものに作業を委託する必要があるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,382,240	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
現行登記情報システム機器のマシン室内撤去作業	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 山川 景逸 (愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成22年3月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通しており、業務遂行可能な者は開発・構築を行った上記契約業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,387,827	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	

別表4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	契約金額(円)	移行困難な事由	移行予定年限	備 考
音声応答転送装置購入代(本局、酒田支局)	支出負担行為担当官 山形地方方法務局長 草薙 秀雄 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成22年3月16日	扶桑電通株式会社 東京都中央区築地5-4-18	当局本局及び酒田支局の電話交換機設備は、電話交換機の装置構成、回線の敷設について、扶桑電通株式会社により構築されたものである。これらの電話交換機の装置構成に精通していない他業者により新たに音声応答転送装置の導入作業を行う場合、電話交換機の装置構成全体の理解、関連機器の互換性等の把握に相当の時間と労力が必要とされることはいうまでもなく、誤った調整・設定による不具合発生の可能性も極めて高くなる。これらのことから、上記作業の委託契約の相手方としては、当局本局の電話交換機設備の導入・設計を行った上記契約業者のみであるため、同契約を締結するほかない。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,690,500	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
地番検索システム一式	支出負担行為担当官代理 函館地方方法務局長 島津 弘一 (北海道函館市新川町25-18)	平成22年3月15日	株式会社ゼンリン 東京都千代田区西神田1-1-1	独自に開発された当該ソフトウェアライセンスを購入可能な者は契約の相手方のみであるため。(会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,627,500	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
物品購入契約(ゼンリン地番検索システム一式)	支出負担行為担当官代理 釧路地方方法務局総務課長 比留間 治夫 (北海道釧路市幸町10-3)	平成22年3月15日	株式会社ゼンリン 東京都千代田区西神田1-1-1	対象システムは、契約業者が独自に開発したものであり、契約業者以外の者との競争を許さないため。(会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	2,023,350	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
不動産売買契約	支出負担行為担当官 松山地方方法務局長 松尾 一雄 (愛媛県松山市宮田町188-6)	平成22年3月12日	大洲市土地開発公社 愛媛県大洲市大洲690-1	当局大洲支局新営に伴い敷地を購入するものであり、相手方が敷地所有者のみで競争を許さないため。(会計法29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	128,000,000	平成21年度をもって事務・事業廃止	—	
乙号事務包括委託対応環境構成変更作業一式	支出負担行為担当官 鳥取地方方法務局長 田賀 満雄 (鳥取県鳥取市東町2-302)	平成22年1月27日	富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1-1	登記情報システムは、契約業者が独自に開発・構築し、一貫してその管理運用に携わっているものであり、適正かつ迅速な登記行政を遂行するためには、同システムの安定稼働を確保する必要があるところ、システム全体の構成、機能、操作、技術情報等の詳細に精通し、当該作業に係る支援業務を遂行可能な者は開発・構築を行った同業者のみであるため。(会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号)	1,174,005	本契約については、設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にあるため、次期更新時までには移行困難である。	平成22年度	